

億七千五百萬弗である。

獨逸

信用組合 多少なりとも庶民金融に智識を有するものであるならば、獨逸には昔から信用組合が著しく發達して居る事も、亦農村に於ては彼のライフアイゼン氏創設に係る農村組合が多く、都市に於てはシュルチエ氏創造に係る市街地信用組合の非常に多い事を知らぬものはないであらう。さうして又唯單に獨逸の信用組合がラ氏とシ氏の原理に依るものが殆ど大部分を占めるばかりでなく、伊太利を始め諸外國に於いても今日信用組合の發達して居る國の多くが、此の兩氏の原理に基いて設立したものである事も、亦我が國の信用組合が其の範を之に採つた事も、既に人々の熟知する所であらう。

従つて、ラ氏とシ氏の創造せる組合の目的及び兩者の特色相違其の他は、今更此所に新しく説く必要もないであらうし、限られた紙面を以てしては到底爲し得る所でもないから、其の説明は別の機會に譲るが、歐洲大戰後に於ける獨逸の目覺しい復興の裏には、此の信用組合の大活動があり、大なる機能を發揮してゐる一事を見逃す事は出来ない。今極く最近に於ける獨逸の信用組合（報告書を提出する分のみ）の資金運用狀況を示すと左の通りである。

年度	組合員出資額	銀行中央機關組合よりの借入高	當座預金	貯蓄預金
獨逸信用組合	百萬麻	百萬麻	百萬麻	百三萬
組合聯合會	一四三・〇〇	三六・〇〇	二七五・五	四三・四
	一八七・〇〇	五三・〇〇	三〇四・六	六三・六
		五三・〇〇	三六六・八	八九四・六

獨逸ライフアイゼン式信用組合	五・四	六七・六	二七・一	五七・二
總聯合會	七・四	六三・六	三四・九	一〇七・四
獨逸農業的信用組合聯合會	三四・四	四八・五	四三・六	一八七・三
	四〇・六	二八・七	一五・九	一七〇・七
	四六・五	三三・四	二九・三	三四三・二
			二九・八	五四・八

此の外尙ほ獨逸には其の組合金融即ち、例へば工業金融組合 (Industrieschaft) 建築ギルド、地主金融組合 (Land-schaft) 等各種の金融組合がある。

佛蘭西

佛國に於ても歐洲に於ける他の諸國と同様に、最近小銀行及び地方銀行が漸次大銀行に合併せられ、中小商工業者の金融上に於ける地位は、漸次困窮の度を加へ、小額金融が益々不圓滑を來すに至つたため、一九一七年の「中小商工業者の信用機關設定を目的とする法律」其の他の外に一九二三年十二月「手工業組合及び手工業者個人に對する低利資金貸出に關する法律」も制定せられ、之に基いて佛國にも最近の信用組合、相互保證組合、手工業組合、労働者信用組合等の數が漸次増加するに至つたが、佛國の信用組合は大體に於て獨逸のライフアイゼン式に依つて組織されたものである。

此の信用組合の目的は商業者、工業者、製造業者、職人及び商事會社に對し、商工業及び職業の正常的營業を容易ならしめ得る一切の銀行業務、特に商業手形の割引並に取立、有價證券の賣買並に割引、有價證券、商品其の他を擔保とする貸付、有擔保若くは無擔保信用取引の開始等、要するに上記の個人並に會社に對して、其の營業上關係ある一切の



銀行業務を行ふものである。そして此の組合の役員は其の多くが無給で、組合に利益があれば手形の割引を爲さしめ、ある佛蘭西銀行其の他の貸付利子引下の爲に使用する。

相互保證組合には利益参加員無限責任相互保證組合と利益参加員有限責任相互保證組合との、二種がある。A型とB型の相異は、利益参加組合員が無限か有限であるといふ點のみである。又組合員は必ず一定以上の出資を必要とする。同組合の目的は専ら利益参加員たる組合員で其の營業上振り出し、署名し又は裏書せる手形の保證や裏書をするに在る。此の手形の保證並に裏書は、組合總會の選任する五名以上の利益加入より成る取締役會に於て爲すのであつて、その手形の保證並に裏書の期限は、保證し又は裏書した時から一年以内といふ事になつて居りこの保證又は裏書の手數料は各手形に就いて年三分以内となつて居る。此の手數料其の他組合の収入は一般の經費、減價償却費等を差引いた殘額の一割を法定準備に積立て、各組合員の持株に對して四分の三を更に法定準備金に繰入れ、其の殘額は利益参加人が保證及び裏書の手數料を支拂つた割合に依つて、利益参加人に分配するのである。

手工業組合及び手工業者個人に對する低利資金融通の制度といふのは、佛蘭西銀行をして毎年相當額を支出させ、之を國庫の特別勘定として佛蘭西銀行が保管し、之を期間十年以内、利率三分五厘以上、一組合員五萬法以内（但し一組合に對する融通は當該組合資金の三倍以内）で手工業組合を通じて組合員に貸出し、組合員は之を三ヶ月毎になし崩しの方法で返済するのである。手工業者個人に對しては、信用組合を経て行ふ事になつて居るが、期限は五年以内、利子は年五分以内、償還は年賦償還に依る事になつて居る。

日本

日本に於ける組合金融は、其の起源を徳川時代前後に於ける商、工ギルドの發生と同時に起つた無盡講、頼母子講及徳川末期に起つた報徳社之れに次ぎ、續いて明治三十三年の産業組合法の發布による信用組合、其の他官廳、工場、會社に於ける共濟組合の金融最近改正された商業組合、工業組合、輸出組合、漁業組合、新たに發布された負債整理組合等の金融も此の種の金融の中に屬し、又朝鮮滿洲の金融組合、滿洲の輸入組合、朝鮮の契、滿洲の協會等何れも此の種の金融系統に屬するものである。

而して之等の現狀に關しては稿を改めて其の詳細を説述することとし茲には紙數の都合上之れを略して置く。

#### 第五節 組合金融の基礎たる所謂組合精神の補強

米國のバーゲンゲレン氏及びエドソン・エルウイットネーの兩氏は其の著書 (Bergengren, Co-operative Banking, Macmillan 1923 p. 69. Edson, L. Whitney, Co-operative Creditsocieties, Credit Unions Bulletin 1922 pp. 35 - 36) の中に於て左のやうに述べて居る。即ち

「信用組合即ち組合金融は歐羅巴の地方の小さい農村に於いて發達したものであつて、其の發生の當時は當時の歐洲の農村の事情に適應して危險負擔も少く會員の信用を増進するので非常に好都合であつた。然しこれは現代の米國のやうな人口稠密な人口移動の多い工業都市の勞働者の間には適しない制度である。蓋しこれは貸付の範圍が制限された組合員の間に於て、組合員が相互的によく知り合つて居るもの、間に於いては發達して居るのである」と云つて居る。

即ち、斯くの如き組合金融は地域的、宗教的、經濟的及社交的に集團する團結心の強い等に於いて、社會學上の所謂



『同類意識』の觀念及組合を結成する紐帶關係の強い所に於いてより完全に行はるゝものである。

故に地域的觀念の薄い市街地よりも、地方農村に於いて又集團觀念の薄い都市中小商工業者の間に於いてよりも農民の間に於いて、又分散的小市民層の間に於いてよりも一工場、一官廳、一會社等の集團生活者又は同議組合同業者の間に於いて、より完全に行はるゝものである。

而して此の地域的觀念、宗教的紐帶等は文化の發達に従つて漸次衰へて、昔時の如き村、面場、同郷、同家等の親交關係は漸次に衰へ、又宗教的團結心も漸次に衰へて、此紐帶が新しい經濟關係の紐帶によつて代らんとして居る傾向である。近時勞働組合、商業組合、工業組合、漁業組合、森林組合、負債整理組合等で急遽な發達をなしつゝあるは此の證左である。

故に主として地域的紐帶によつて居る内地信用組合及金融組合等は組合精神發揚の爲、其の衰へんとする紐帶の強固を他に求むる必要があるのである。或は宗教的團結心の復活によるか、又は社交的紐帶を強めるか、又は經濟的紐帶關係に新たに入らしむ可きか何等かの方法によつて其の團結の基礎をなす紐帶關係を精神的及經濟的の兩方面より補強工作することを必要とするのである。

#### 第六節 組合金融に關する世論の誤謬

一、組合金融は必ずしも自治でなければならぬとは限らない。世上論をなすもの組合運動は相互扶助であり、相互救濟であり、自治であるから何んでも彼んでも自治主義で行かねばならぬ。随つて、組合長、理事長の選任等全部自治で

あつて組合員中から選ぶ可きであると云ふ人もあるが、之れは一應最もな理論である。

しかし之れは理想であつて、現在直ちに之れを行つて相互扶助、相互救濟の目的に反するやうな結果になつた時は其の手段の爲めに其の大切な目的が破壊されることゝなるのである。即ち組合員各自の訓練が未だ充分でなく組合員中に組合運轉指導の適當な人物がない時は其の過渡的方法として官選決して差し支へないのである。

日本内地の信用組合、特に市街地信用組合の不振は先きの純理想を未だ訓練の行き届いて居ない日本の組合建物の中に行つた事が其の失敗の原因であつて、日本の市街地信用組合の組合理事等には朝鮮の金融組合に倣つて官選にすべしとの議論が大藏省あたりの庶民金融と云ふ事によく解つた人々の間に於いて唱へらるゝやうになつて來て居るのである。

更らに一步根本的に遡つて日本の自治行政其のものゝ制度も現在の民選議會に力を持たせて居ることが其の根本的弊害であつて、市長其の他の官選主義が漸く内務省あたりの當局の人々から唱へられ出して來て居るのである。東京市今回の市電爭議、地方都市の市長問題の絶へざる紛糾は寧ろ前から出發して居るものであると解するやうになつて來たのである。民主主義と無統制とは異つて居る。個人主義、營利主義、自由主義こそ却つて無統制であつて組合主義は統制主義である。

二、産業組合及金融組合と産業組合及工業組合等とは決して異つた理論の上には立つものではない。次に現在内地に於いて農林省の産業組合主義政策に對して、商工省の商業組合、工業組合政策が出現したのに對して從來の産業組合運動者も又新しい工業組合及商業組合運動の中心人物である都市中心商工業者も雙方ともに此の兩方面組合運動が各自相



異つたイデオロギーの上に立つて居るかの如く誤解して甚だしきに至つては農林省、商工省の當局までが互に相對立した考へを持つて居るが如きは寧ろ滑稽と云はねばならぬ。

此の産業組合及金融組合も、商業組合及工業組合も雙方共に相互扶助、相互救済の主義の下に立つて雙方共に地域的紐帶と職業的紐帶とを其の根底として居るものであつて、其の根本原理に何等差違はないのである。

然かし現在の經濟制度の下に於いては都市が農村を搾取し農村は所謂二重搾取に苦んで居ると今一つ都市大資本主義が物價決定のイニシアチブを握つて居る關係上物價は常に所謂『缺形』となり農村の生産者、消費者共に壓迫されるのである。しかしながら之れは工業組合や商業組合を作つて居る中小工業が決して悪いのではない。都市の中小商工業者も農村の中小農業者共に被壓迫者であつて決して雙方相對立するものではないのである。

故に都市の商業組合、工業組合、産業組合、金融組合の中から之等に反對する主義を絶対に排除せねばならぬ。

三、組合主義金融は自由主義ではない。又世の中には相互組合主義が自由主義と同じやうに云ふ人もあるが、營利金融こそアダム・スミスの自由主義レッセ・フェアー、自由放任主義によるものであるが組合主義は民主制によるものは云へるが決して自由主義でない。近來の組合金融は寧ろ自由放任主義營利追求主義の從來の金融を統制せんとするものであつて決して自由主義金融ではない。此の事柄は伊太利其の他の國家社會主義を奉ずる國々の組合金融の傾向を研究してみればよく判る事である。

### 第三章 庶民金庫論

#### 第一節 大藏省の原案と噂さるゝ新機關の概要

今次大藏省の庶民金融の原案として發表せられた梗概をみるに第一に當該庶民金庫の資本金は一千萬圓として政府支出による事外に民間の社會奉仕的出資を妨げないが之に對する配當を行はざることである。既に配當を行はず他に利益を擧ぐる必要を見ざるため總て融通利息は極めて低率であつて六分以下で貸付けるとの事である。次に然らば之が經營に當る諸経費は如何にするかといふに専ら資本金の運用利益に依て之に充てたのであつて資金原價は郵便貯金三步二厘を六分に貸付けてその利鞘で經常費を捻出するのである。然しその一部を國庫より補給する事を得るといふのである。第三貸付に用ひらるべき運用資金に就ては、庶民金庫債券の發行により預金部簡保積立金等において之を引受け、その發行額も資本金の十倍十五倍を限度としようと傳へられてゐる。終りに貸付方法は主として都市の小商工業者、俸給生活者、賃銀生活者を目標とし、原則として無擔保信用貸を行ひ、その償還期限も三年位の短期割賦とし、貸付一人當り最高千圓見當、金利は債券發行利廻に若干の危険率を加算したるものとするといふのである。以上を綜合するに該案は非營利資本の提唱を第一の特色とし、融通そのものを業務の目的として貯蓄には何等タッチしないやうである。

#### 第二節 信用組合と無盡會社との對策



此の案に對して市街地信用組合も無盡會社も例によつてその反對を唱へて居るが、その主たる理由は、從來之等の機關によつて充分その目的を果して居ると云ふこと、今一つはその自分達の經營の範圍を犯さるゝと考へて居ることに歸因して居るらしい。

市街地信用組合の如きは大藏省においても六大都市以外の所はその業務を市街地信用組合に代行させてもいと云つて居るが、組合側ではこれを代行させて貰つても、此の金庫の代行の方の貸付金利が六歩と云ふ安い金利に拘らず、組合資金の方の貸付は從來高い金利で貸付けをやつてゐるのでその釣合ひが取れないで、實際上やり難いから、その代理行爲も餘り好しくないとの事であるらしい。

それは兎に角として一體之等の既設機關のこの新機關に對する反對理由の主なるものを左に一々評論してみやうと思ふ。

### 第三節 庶民金庫新設反對論の根據

最近、これが實現性が濃厚となるや、數日前には全國市街地信用組合が逸早くその反對を決議し、又營業無盡會社に於いてもより／＼之れが反對を策して、既に書記を關西方面に派遣しその意見を纏め、その反對意見を陳情したとの事である。

之れ等の運動は、素より自己の利害關係によれる反對であつて、さしたる理論的根據もなく、又消費者大衆の利益を代表したる意見でもないのであるから、一笑に附しても差支へのない問題であるが、今一應、之等の反對論の目星しき

ものを取りあげて批評してみやうと思ふ。

- (一) 既設の機關にて充分その機能を果してゐるから、既設機關を擴張してくれたいといふこと。
- (二) 新機關は事業として收支償はず經營困難。
- (三) 貸付最高額千圓は既設機關の營業を壓迫するから最高額を五百圓乃至三百圓にすべしと云ふ説。
- (四) 貸付期限を三ヶ年以下の短期とすること。

以上の四つが反對論の重なるものであつて、先づ第一のものから批評しやう。之等は信用組合や營業無盡會社などの人々が自己の營業が新機關によつて侵食されんとすることを懸念しての反對論であつて、とるに足らぬ反對論である。その理由は先づ信用組合にして、今直ちに借入れを申込んでも直ちに貸付けはしてくれないのであつて、加入後尠くとも三四ヶ月の経過を必要とするのである。甚だしきに至つては組合加入者の貯金のみを預つて組合員への貸出しは有擔保者以外はしない組合等もある。又無盡にしても然りであつて不動産有價證券の所有者以外は直ちに加入以外の即時金融の対象とはならないのであつて又無盡に加入後も何時給付さるゝかも確定しないのである。

### 第四節 信用組合も無盡會社も共に擔保金融

今その貸出し状態を一層詳細にするためにその最近の貸出内容の數字を表示すれば左の通りである。

全國市街地信用組合貸出擔保別

總計 金額 一五、〇四九、六〇〇

件數 三九、〇一七



有擔保	100,677,041	八五、三五
無擔保	五、五二、六六六	一三、七〇
總計	金額百分率 100.0	件數百分率 100.0
有擔保	三三、二	元、九
無擔保	三六、八	六、一

全國無盡會社(給付金) 濟口受人未收掛金擔保別

濟口掛金未收	總計	不動產	有價證券	動產	信用
	二五、四三、七六一	八三、三三、七六一	一九、三〇、九六九	二、〇四九、三二	四八、七六、四三九
貸付金擔保別	總計	不動產	有價證券	動產	信用
	六〇、八七、一四五	二三、三六、四四五	四九、四六四	—	一一、四七〇、八三三
合計	三三、三九、九六〇	一五、九六、〇五四	—	一六、三三、八五二	—
割合	100%	四八、七%	—	五、三%	—

即ち信用組合に就てはその金額において有擔保六三パーセント、無擔保三七パーセントを占め、件數において有擔保三九パーセント、無擔保六一パーセントを示し、又無盡會社に於いても給付金貸付金の合計において金額について見るに有擔保は四九パーセント、無擔保五一パーセントを示し、その双方も相當の信用貸付を有するかの如き觀を呈する

が、事實は決して、そうでないのである。即ち信用組合においても持口の無い者へは一切貸出しをしないのであるから、持口は事實上のその擔保となつてゐるのである。組合において加入と同時に持口をせしめ、その持口の高に應じてその貸出しの額を決定してゐるのであつて、この持口に對する拂込金は事實は擔保となつてゐるのである。又甚だしき組合においては(これは東京市内の組合の實例であるが、市内有數な高利貸と結托してその資金を利用し、持口の金額の倍額を高い金利で貸出して居ると云ふ組合もあり、又定期貯金の募集に際して無盡會社及び貯蓄銀行においても禁じられて居る善光寺旅行付きの募集をやつてゐる組合もある)斯くの如く現在の市街地信用組合は既に一種の營利事業化して組合と云ふ考へと機能は、市街地の信用組合に於いては全然失はれてゐる。しかも前に示した實例が、東京市内でも有數ない組合でやつて居る事實であるから、吾人亦何をか云はんやである。

次に無盡會社においてもその通りであつて一億六千一百卅四萬三千八百五十二圓の信用貸、即ち無擔保給付金の一億四千八百七十八萬八千四百三十九圓にしろ、その第一回の抽籤入札に當つたものとして一回分の掛金はしてあるのであるから、恐らくその半分の額の七千萬圓は有擔保と同様とみていゝのである。又給付金限度貸しの一十二百五十五萬餘圓にしてもその通りで恐らくはその半分以上は掛金して居るものとみていゝのである。

又以上兩者の掛金の少いものには多數口加入をなさしめたり、他の加入口の掛金を擔保としてその一口を給付するか、又他人の加入募集を條件として自分の一口を給付して貰ふとか、何等かの條件を擔保として給付してゐるものとみて差支へないのである。

即ち以上の如く見來るときは、現在の信用組合又は無盡會社の信用貸付、無擔保貸付と云ふのは事實上は擔保貸付で



あつて一口として眞實の無擔保貸出しは存在しないと云つていゝのである。貯蓄銀行の定期積立に對する貸付も亦之れと同様である。

#### 第五節 庶民金庫と既存機關との性質の相違

即ち以上によつてみる如く、既存の市街地信用組合及無盡會社、貯蓄銀行等の貸出しは必ず組合員又は加入者となつて、一口以上の持口があり、一回以上の掛金を爲す事を必要とする。又有擔保貸出しの資金にして、しかもその貸出し資金はいつ借り入れることが出来るかも知れぬ性質の資金であつて、俗に云ふ「迎ひ水」の必要な有擔保貸出時期不確定の金融である。之れに反し、大藏省の現在考へて居る庶民金庫の貸出し資金の性質は即時貸出しを受けることの出来る「迎へ水」資金の必要のない眞實の無擔保即時貸出資金であつて、全無資金の性質の異つたものである。

此の異つた兩種の貸出し資金であるから従來の既存の金融機關から反對されたり、又金額を制限さるゝ理由は毛頭ないのである。

即ち今回の大藏省の考へて居る金融は、従來の機關の作用に於て缺けて居た方面の金融であつて、全然性質の異なるものである。

#### 第六節 既存庶民金融機關の缺陷

無盡會社に於いても、現在の千圓（即ち事實は七八百圓給付）以上は殆ど擔保主義と云つてもいゝのであつて五百圓

以下の無盡は知らず、一千圓以上のものは殆ど擔保を提供せしめた上の給付と云つていゝのである。甚だしきに至つては臨時給付、特別給付等と稱して多數口加入をせしめてその一口を給付し、又新期の加入を條件として舊口を給付し、又は他人より多數を募集する事を條件として給付する會社などの有ることも吾人は屢々之れを耳にすることである。

更らに、現在の市街地信用組合にしても、全國各都市の市街地信用組合の中には、完全にその機能を發揮して居るものもあるが、東京、大阪、神戸の如き大都市の組合は、一二を除いては、その機能さへ疑はれる都會の組合もあるのである。又、更らに之等の中には、既に銀行や貯蓄銀行の形と化したものもあり、又甚だしきに至つては高利貸業者と結托してその資金の消化機關となつて居るものさへあるのであつて、即ち大體において之等の既設機關が庶民金融として從來完全な機能を果してゐるものとは云へないのである。

又市街地信用組合では多額の恩給擔保の資金を出して居ると云つて居るが、その貸出し金利たるや、營利業者と相去ること遠くない高利を徴し且つ手数料と云ふものさへ取つて居るのである。吾人はその實例を東京市の某組合に於てみて居る。

又之等の既設機關が完全な庶民金融の機能を果して居るならば、此の頃の中小商工資金の問題や庶民金融の問題は起らなかつたのであつて之等の既設機關の不備が商工組合中央金庫となり又今回の庶民金庫の設立、信用保證協會の設立動機となつたのである。

更らに、吾人が日常接する中小商工業者は如何に千圓以下の金を無擔保にて、しかも急切に欲して居るか云ふことが感ぜられるのであつて、商工相談所へ來る大部分の人々は皆之等の要求であつて、如何に既設の機關が之等の要求に



不適當なる機關であるかと云ふことを證明せられるのである。而して之等の全部が返済力もない人々ばかりであるかと云へば決してさうではなく、月々八十圓、百圓の貯蓄をなしうる人々にして尙且つ即時、無擔保の金融は現在の既設機關にては不可能と云ふ状態である。更らに又この外に金融に恵まれない多数の下層サラリーマンのあることを考へねばならぬ。之等の點よりみるも、大藏省計畫の新庶民金庫の建設は國民生活の安定上急速に設定を要する新機關であることは勿論である。

#### 第七節 庶民金庫に對する反對論は既存機關の自己營業の擁護論

更らに第二の收支相償ふか否かと云ふ問題であるが、これは何時の時代に於ても新庶民金融機關設置の提唱あるときに、必ず既設機關から發せらる反對論であるか、此の點は又吾人と雖も必ず收支相償ふとは斷言出来ないが、然らばとて又反對論者の云ふが如く必ず損失のあるものとも思つて居ない。しかし、若し少額な損失によつて多数の人々の救済が出来るならば、多少の損失又忍んでいゝではないか、大藏省に於ても始めから收支相償はないものとして經常費その他に於て年々一定の額を補助するやうであるから、此の點は心配ないと思ふ。

又、假りに、一步譲つて大藏省が現在考へて居る利息で收支償はないとするならば、事業と云ふものは結局原價と收入との比較であるから、費用を節し利子を高めて收支償ふやうにしてやればいゝのであつて、決して此の事業が收支償はず事業經營上不可能の事業であるとは斷定出来ないのである。次に事業コストの高いアメリカに於て、然も三百弗以下の貸付を營業として居るスモール・ローン會社さへ收支相償つて經營出來て居るのである。

第三の反對論は、貸付限度千圓は高きに失すると云ふことであるが、これは結局既設機關が自分達の營業を食はれると云ふ泣き言であつて、決して根據のある反對ではない。しかし吾人をして云はしむるならば、電力國營と同様、少數の會社のためか、幾千萬人の社會大衆の利益かと云ふことを中心にして考へるならば、吾人は遺憾ながら社會大衆の利益の爲めに數百の既設會社や市街地信用組合は多少の犠牲を忍んで貰はねばならぬと思ふ。且つ前にも云つたやうに既存の機關ではとても貸出して居ない性質の資金であるから、その影響も業者の考へるやうに大したものではないのである。

以上吾人は大體において『庶民金庫』新設に對する反對論を批判したのであるが、大藏省は之等の根據なき自家擁護の議論に迷はさるゝ事なく、一意専心その設立に向つて邁進すべきであると思ふ。



## 第四章 個人金融業者論

### 第一節 個人金融業者に對する社會的誤解

#### 一、個人金融業は一種の社會的公共事業である

民衆への資金の供給——即ち「金貸し業」は獨占的でない自由競争のある、一種の社會的公共事業である。その事業は電気、瓦斯、鐵道等の事業と何ら變りはない、たゞ前者は獨占事業、許可事業でなく、自由營業を許してあるに反し、後者は公共事業として然も獨占許可事業であると云ふ點に於てのみ異なつてゐるのである。然るに電気、瓦斯、水道は二ヶ月もその料金を滞納すれば、直ちに日常生活に缺くべからざる燈火、熱、水の供給を遮斷し、又鐵道會社に於いても、或る急病人がその郷里へ歸れば安住の地を得ると云ふ場合に於てさへ決して一錢の割引もしないのである。しかも誰人もこれらの會社の遺り口を罪惡視しない。然るに「金貸し」の場合は、債權者がその自己の債權を實行せんとすれば、何人もがその債權者を必らず罪惡視するのである。之れは果して何の故であらうか。

由來「金貸し」なる者は金を貸す瞬間だけ評判がよいものであつて貸借條件が如何に寛大であつても借主は返済の爲めに節約貯蓄することの反省を爲さず返済時に至れば徒らに金貸を攻撃し、借金辨濟の實行難を誇稱するのである。人は實際金を借りる時には愉快を感じ、或は金を使ふ事から得られる利益を喜ぶが、之れに反比例して、返金に際しこの苦痛を不愉快とするものである。こんな心理から借主は金貸或は利子を取る者を自然に非難するのである。かくして如

何に偏頗な考へから離れやうとしても自然に金貸しを攻撃する氣持になるのである。

而して個人金融業者に對する此の偏頗な觀念は單に日本に於いてのみならず、諸外國に於いても其の例に洩れないのである。諸外國に於ける個人金融業者賤視の觀念は基督教の聖書中に於ける「金錢」賤視、金利息者賤視の觀念と其の業者が昔時に於いても、又現代に於いてユダヤ人なることによる民族的賤視の觀念に發し、我が國に於ては徳川時代に於ける治者の統治方針が、武士をして金錢財物に恬淡の習慣を養はしめて其の分に安んせしめ以つて其の統治を易からしめやうとしたのである。

之等の思想は金錢又は金錢を扱ふ者をして自然に蔑しむるの風習を生じ、茲に内外を問はず個人金貸業、質屋業をして罪惡視せしめ、これ等の業者をして悉く惡人視し、これ等の行爲をして、何の批判と反省をも用ひずしてこれを罪惡視するの結果となつたのである。之等の思想は文學、演藝其の他の藝術の上に於いてさへ之等の業者が如何なる場合にも惡人の代表者の如く扱はれ、以つて知識ある一般人をしてさへ何等の批判なく之等業者を惡人視せしめ之等業者の行爲をして罪惡視するの習慣となり今日に至つたのである。勿論吾々と雖も吾々業者の一部に品性下劣にして世人をして擧げせしめるやうな行爲の往々にしてあることは勿論之れを否定しないのである。しかしながら同時に吾人は之種の人種は他の如何なる營業を營む者の中にも存在し、又個人金融業者の悉くが、此の種の人間であり其の行爲は全部罪惡であるとの斷定には賛同することは出来ないのである。

#### 二、ベンサムは借主の心理を斯く描寫してゐる



借主が返金に際して、貸借の事情の如何を問はず貸主を非難し、又は之れに反感を持つ心理過程について、彼英國の經濟學者レゼレミー・ペンサムは一七八七年に書いた「高利辯護論」の中で次の如く述べてゐる。

「金貸業はキリスト教時代に基督教徒間だけに禁斷の職業であつたが、如何なる時、如何なる處でも評判のよい營業ではないのである。由來將來のために現在を犠牲とすることを決心する人々は、現在の爲めに將來を犠牲とする人々の嫉妬の的となるものであつて、お菓子を喰べてしまつた小兒は、まだ自分のお菓子を持つてゐる小兒の自然の敵になるものである。金を借り入れたいと願つてゐる間と、借り入れてから暫くの間は、金貸は借主の友人であり、恩人である、が借りた金を費つてしまひやがて勘定の苦しい時が来る時には、昨日の恩人は性質が一變されてしまひ、その名は暴君、債鬼に變つてくるのである。しかしその非人情と云ふのは、貸主としては己れの出した金を回収しようとすることであつて、彼等に非人情の名稱を附するのは妥當を缺いてゐるのである。世間には無思慮の人間が澤山居つて、利己的な感情を以て放蕩者を保護する爲に放蕩者に金を供給した儉約な者を正當に保護することを拒絶して居るやうな現象を呈してゐるのである。そして勤儉の金貸には貪慾の汚名が冠せられ、法律は彼れが當然主張すべき権利のある費用の徴收をだに許さぬのである。借主は借りた金の風光で四圍を威嚇し、全盛の時期が過ぎ、得意の山から突き落された曉には己れの不正義を憫憐てふ布で蔽ひ隠さうとするのである。(一九一六年ワシントン洲ヘーウォース出版會社、一八一六年市倫敦エム・マククリー版より復版されたるレゼレミー・ペンサム著)「高利辯護論」

### 三、個人金融業者に對する正しき認識の必要

ペンサムも言つてゐるやうに「將來のために現在を犠牲とすることを決心する人には、現在のために將來を犠牲とする人々の嫉妬の的となる」借主の心理と、經濟的に劣弱者の地位にある者に同情する多くの人々の共通觀念から、大抵の場合貸主は不當の非難と惡罵を蒙るのである。實際に於て金貸業者の中には不法の者もあることは事實であるが、「借りる時のえびす顔、濟す時の閻魔顔」と云ふ借主の共通心理や、單に債務者なるが故に弱者なりとして同情する一般人の誤解から、正當にその業務を營んでゐる業者までが世間から偏つた惡罵を蒙むり、非難を浴せられることは、金融業の社會機能に對する正しき認識ではない。

金融業が人類の經濟上一日も無くてはならない機關であり、その機能は瓦斯、電氣、水道事業と同じ社會的機關であること、その社會的必要性を認識するならば、かゝる一般人の個人金融業に對する蔑視觀念を排除すると共に、之れに關する立法の場合は、消極的には不當のものを嚴重取締ると共に一方積極的にはその善良なるものは、人類經濟生活上の必要性を確實に認めて、之れが保護助長の策に出づべきである。

特に吾人の不思議に感ずることは同一金融業者である資本主義組織による新式金融機關の經營者に對しては世人は、金融資本家としてこれを社會的尊敬の守本尊の如く考へながら、之れよりも尙ほ社會的に必要であり、一般民衆に直接關係ある個人金融業のみを罪惡視することは如何に考へても不公平なる取扱ひたることを感ずるのである。

勿論、夫等業者中の品性下劣なるもの、向上を計り、その改善を促がすことは素より必要なことであるが、同時に一般社會人が此の無批判にして、理由のない、個人金融業者に對する蔑視的習慣を打破して、その社會的重要性を認ることも斯業の發達改善の重大緊急事であることを主要するものである。



#### 四、利用者層は必ずしも無智淺慮の人ではない

一部の「金貸し」が巨富を積んだとしても、「金貸し」は千人に一人の成功者が覺束かないのが實情である。現時の世相の險惡なるに隨ひ被金融者の態度も頗る惡性のものがある。現在盛んに行はれてゐる二三の實例を擧げて見ると次の通りである。

(1) 謂ゆる三者執行である。即ち甲なる者(債務者)自家の有體動産を乙に賣渡し、丙は乙に債權ありとして之れが差押へを爲すものである。この甲乙丙の三人が豫じめ企圖した假裝的法律行爲によりて正當なる債權者の權利行使を不能に陥らしむる方法である。

(2) 債務者は債權者の追究を免れんとして自家の有體動産に假裝的債權を設定し、其の質權者より質權の實行を裁判所に申立て其の有體動産を執達吏の取立に移し、以て前項同様に正當なる債權者の權利を侵害するものである。

(註) 右の三者執行及び假裝的質權實行の弊害に付き、東京辯護士會に於ても之れを認め、決議を以て東京民事裁判所に具申した結果、裁判所に於ても其の弊を認むるも表面上合法的行爲なるを以て如何ともしがたく、僅かに執達吏の取扱手續として一年以上繼續することを不得、としたる程度である。従つて一年毎に其の手續を更新するに於ては、實際には無限の權利行使の妨害と異ならない。

(3) 自家の營業を會社名義に変更し、商品及家具を會社の所有とし、以て自己名義の債務をふみ倒す方法である。以上の三つの場合に於て現はれてゐる如く、一概に「金貸し」が他人の無智淺慮に乗じて暴利を貪ほるものと視るこ

とは苛酷に失し、寧ろ吾々は金貸し業者の倒産者相次ぐことを憫れむべきである。

#### 第二節 個人金融業者の社會的重要性

##### 一、個人金融業は千差萬別の經濟生活の要求に順應する

我が國現下の經濟狀勢に於ては金融機構の統制が急速に進展せしめられる必要に迫られてゐるが、同時に金融上の要求は益々金融機關の多様性に趨むくことを必要としてゐる。即ち、さきに中小商工輸出業者の爲めに商工組合中央金庫を創設したるが如き、又政府が第七十議會に於て提案せんとしてゐる庶民貸付金庫並びに恩給金庫の兩法案の如き、將にその現はれである。

これら特殊法規下に包轄されざる「金貸業」は、その間にあつて、國民の千態萬様の經濟生活上の要求に従つて、最も普遍的な最も融通性に富む金融を行つて、一般經濟生活の圓滑を期し、國民の自由なる企業の援助をなし、以て國民經濟の旺盛なる發展と、一國産業の隆興に資しつゝあるものである。

##### 二、個人金融業者の金融上の地位と其の多様性

現在日本に於ける「金貸業」はアメリカのやうに法律によつて羈束されてゐない。即ち、我が國に於る現在の個人金融業は「小額貸付法」(Small Loan Act)が發布される以前のアメリカと同じ状態である。日本に於ける「金貸し」の總



數は勿論正確な數字は分らないが嘗て大藏省主税局の調査（一九二四年調査）した所によれば總人員が全國に於いて五萬八千四百八十八人であつて、その貸付金額は五億七千七百餘萬圓であつた。而して此の數字は既に十二年前の調査であるから現在では恐らく此の數字すらも増加して居ることは勿論であり、又問屋卸賣商等同業者中から同業者への金貸し、及び金貸し業を表面に現はすことを欲しない副業的又は内職的個人金融業者の融通額を合算するならば、恐らくは數十億の融通額にも達するものとみて差支へないのである。

唯だ、茲に注意すべきことは、之等同じ個人金融業者と呼び「金貸し」と呼ぶものゝ中にも、種々な分類があることである。

- 一、下は一口數十錢の小口金融業者から上は一口數十萬圓の大口貸付との區別
- 一、その貸付方法による區別
- 一、擔保物の種類による區別
- 一、支拂方法による區別

一、金貸しを本業とするもの、問屋卸賣商或は同業者の中の有福なるものゝ同業者中の下層階級に對し金融を營むもの、勤人等が秘密に副業的に行つて居る金貸し等

之等同じ金貸しと呼ぶものの中にも、其の種類區々にして、之れを一概に一つの法規を以つて論じられぬことゝ、今一つは其の何れもが共通なことは之等の金融は何れも借金の個々の事情に即して急速に間に合はせて居ると云ふ事であるが、之等に關しては更に後述することゝする。

### 三、各都市の商業調査に現はれた個人金融業の地位

近時中小商工業者の金融問題が喧しく論ぜられるに當つて、各都市でその利用状況を調査した所を見るに如何に「金貸し」業者が利用されてゐるかが分ると共に、その必要性が痛感されるのである。

#### (一) 東京市商業調査

借入先	總額 百分比	卸(金額) 百分比	小賣(金額) 百分比	卸小賣(金額) 百分比	平均率
銀行	三・八	四五・二	三・四	三六・一	三三・三
信託會社	一・〇	〇・四	一・四	一・一	〇・九
倉庫	〇・一	五・三	〇・一	〇・二	一・四〇
信用組合	六・三	三・六	九・〇	五・八	六・二〇
問屋卸屋	三三・四	二四・九	三・六	二四・三	三三・五〇
保險	二・四	一・七	三・三	二・二	二・三〇
無盡	四・五	二・三	六・六	四・五	四・四〇
質屋	〇・三	—	〇・四	〇・一	〇・八〇
個人金貸	一四・八	—	一八・一	一四・三	一四・七〇
其他	一三・五	九・六	一八・三	一・六	一〇・七三

(二) 大阪市中小工業金融調査(大阪商大楠見一正氏調査)

借入先	計	第一回	第二回	第三回
銀行	三・八	三・四	三六・一	三三・三
信託會社	一・〇	〇・四	一・四	一・一
倉庫	〇・一	五・三	〇・一	〇・二
信用組合	六・三	三・六	九・〇	五・八
問屋卸屋	三三・四	二四・九	三・六	二四・三
保險	二・四	一・七	三・三	二・二
無盡	四・五	二・三	六・六	四・五
質屋	〇・三	—	〇・四	〇・一
個人金貸	一四・八	—	一八・一	一四・三
其他	一三・五	九・六	一八・三	一・六



機関	件数	率(%)	率(%)
普通銀行	四八・八九	五七・四〇	五七・七九
特殊銀行	三〇・九	五〇・五	二〇・二
貯蓄銀行	二八・〇	一〇・八	三・五
信用組合	〇・七四	〇・六	一〇・二
問屋卸屋材料原料商	六〇・四	二・七	二〇・二
無盡會社	一・一八	二・二	一〇・二
無盡講	一〇・三	一・〇	一〇・二
信託會社	〇・五	一・〇	〇・五
保險	一・四	一・〇	〇・五
質屋	〇・三	〇・三	〇・五
金融業者	〇・八	六・五	〇・五
其他	一〇・六	六・五	七・四
銀行	九二	七・四七	一・九
信託會社	三	〇・三五	〇・〇〇
倉庫	二	〇・〇〇	一・九七
信用組合	三三	一・九七	五〇・八五
卸屋問屋	六・六五	五〇・八五	

(三) 名古屋市商業調査

保險	三四	二・八五
無盡	三九七	三・三
質屋	三	〇・六
個人金融	七七	六・二
其他	二・六三	三・六

(四) 神戸市商業調査

機関	金額	率(%)
銀行	一八、八五、四七四	五三・五
其他	六、七六、一〇七	一八・八
個人金融業	四、四六、三五二	一二・五
問屋卸屋	四、三六、二二	一二・一
無盡	七九〇、九三	二・二
信用組合	二九二、〇〇	〇・八
信託會社	二九三、八五	〇・八
保險會社	二五、二九二	〇・三
質屋	三四、四一九	〇・一
倉庫	八、八四〇	極少

即ち以上四大都市の調査によつて見るも、個人金融及問屋卸賣商(之等の或種のもの)は個人金貸しの中に含まる可き



ものである。融通せるものは銀行の金融に次ぐ主要な地位を占めてゐるのである。

### 第三節 金利觀念の區別

一、高利とは一體何を標準として云ふのであるか

銀行、保險、信託、無盡、信用組合、質屋等の特別法規下に制縛されてゐる各種金融機關のほか個人金貸業者は、之れらの間隙に限なく浸透して最も普遍的な金融活動をつゞけ、その金融の量に於ても重要な地位にあることは上述の通りである。しかるに「金貸し」業者が、それだけの金融活動を行ひ、國民個々の千態萬様の經濟生活の要求する融通性に富む金融機關としての職能を果しつゝあるに拘はらず、世の非難と惡罵の的となる所以のものは、その金利關係に重大なる素因のひそむことを知らねばならぬ。

即ち「金貸し業者」は高利の搾取者であると云ふ觀念が深く一般人の腦裡にしみ込んでゐるからである。

然らば「高利」と云ふことは一體何を標準にして言ふかと云ふことを検討して見ると、一般には甚だ曖昧な漠然たる觀念しかない。假りに法定利息六歩以上を高利と云ふとすれば、今日の如く低金利の浸潤した時代に於ても、金利の安い銀行の貸出に於てさへ六分以下で借り受けることは容易でない、殊に政府の認可利率を準用する特殊銀行や、又は商工組合中央金庫、産業組合中央金庫の如きも、これが個々の組合員に貸付けられる場合の金利は決して六歩以下ではあり得ない。庶民金融を目的とする信用組合、商工組合、營業無盡等の金利は銀行金利を遙かに上廻つてゐるのである。さ

うするとこれらの單行業法を有する金融機關も亦「高利」の範疇に入れられるのである。今念の爲め現代に於ける日本の各種の金融機關の金利の調査表を示してみやう。

名古屋商業調査の中の借入利率最高最低表

金融機關業態別	總數	金融機關業態別	總數
銀行	最高 最低	保險	最高 最低
信託	最高 最低	無盡	最高 最低
倉庫	最高 最低	質屋	最高 最低
信用組合	最高 最低	個人金融業	最高 最低
問屋卸商	最高 最低	其他	最高 最低

大阪市中小工金融機關借入利率調査(楠見一正氏調査・大阪市中小商工金融調査)

(年利)	三分七厘以下	四分	四分八	五分八	六分	七分八	九分五	一分	一分以上	無利子	記入アルモ不詳	計
商業銀行	〇、三	四、三	二、七	三、六	一、四	五、五	〇、五	〇、三	—	—	—	10,000
特殊銀行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100,000
貯蓄銀行	一、五	一、五	一、五	一、〇	三、七	三、五	一、六	一、九	—	—	—	100,000
信用組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100,000



借入先	組合名	播州織第一	鯖江羽二重	伊勢崎絹物	兵庫ゴム	豊橋麻真田	近畿珪瑯	工業用刷子
問屋	三、六							
無盡								
信託會社								
保險								
質屋	二、三							
金貸業者								
其他個人	〇、七三							
證券業者								
銀行	二分〇							
特殊銀行	七、三							
信用組合	七、五							
信託會社	九、一							
問屋								
原料店								

昭和七年八月商工省工務局工業合員借入金利調査

借入先	組合名	播州織第一	鯖江羽二重	伊勢崎絹物	兵庫ゴム	豊橋麻真田	近畿珪瑯	工業用刷子
問屋	三、六							
無盡								
信託會社								
保險								
質屋	二、三							
金貸業者								
其他個人	〇、七三							
證券業者								
銀行	二分〇							
特殊銀行	七、三							
信用組合	七、五							
信託會社	九、一							
問屋								
原料店								

二、他の金融機關では高利が許されて居るのに個人金融業者のみ何故に利息制限法以上の利子を取得出来ないのか

右の例によつてみるが如く、大額の、貸倒れない資金原價の安い、供給の多い、營業費のかゝらない、手数のいらぬ一般金融に在つては、たとへ法定以上の高利を取つても其の不都合を攻めないで、何故に貸倒れの多い、資金原價の高い、供給の少ない、營業費の多い、手数のかゝる個人金融業者の場合に於いてのみ、法定以上の高利を取ることを許されないのであるか。即ち單行法のある金融機關や、問屋卸商が同業者に資金を貸付ける場合には法定以上の高利が是認せらるゝにも拘らず、個人金融業者の場合に於いてのみ何故に法定以上の金利は犯罪となるのであるか、吾人は實にその理由の諒解に苦しむものである。

三、金利の構成要素は各機關で異つてゐる



金利と云ふものは、一般商業社會の商品の代價と同じく需要供給の原則に支配されることは勿論である。従つて固定した法定金利で需要供給の原則によつて、刻々に動いて行き變化して行く市場金利を取締ると云ふことは赤手を以て大洋の潮流をせき止めようとするのと同じである。その上更に此の一つの單位の標準を以て各金融機關毎に異つてゐる全體の金利を取締ることは不可能事に屬する。今その事を示すために茲に「金利」の構成要素を示して見る。

#### 利息の構成要素

- 一、純利息又は純利子（資本使用料即ち資金原價）
- 二、保険料（不拂の危険又は物價騰貴による貨幣價値の低落に對する）
- 三、手数料（信用調査又は公正料等を含む）
- 四、倉庫料又は藏敷料（之れは主として銀行質屋の場合）
- 五、鑑定料（同上）
- 六、營業益金（企業利息）

即ち右の表に於いて示す通り普通利息と云ふ觀念の中にはこれらの各種の要素が含まれてゐるものであるが、同じ「利息」と云ふ言葉を用ひても、各その金融機關によつて「利息」の構成分子が異つてゐるのである。故に英米兩國では利子 (Rent) と之等のものを區別する爲め手数料 (Charge) と云ふ言葉を用ひ、又獨逸では利子 (Zinssun) と云ふ言葉の代りに手数料 (Vergutungen) と云ふ言葉を用ひて此の兩者を區別して居る。

即ち貸倒れ等の危険のない國債への投資、及一流銀行への預金は殆んど危険に對する保険料も極く少額でよいから、その利息は殆んど純利子に近いものである。次で普通銀行となれば、純利息のほかに保険料及手数料及相當の營業益金

も必要であるから、金利は前のものと比べて高くなるのが當然である。而して個人金融業の場合に於いては益々その資金のコストも高くなり、且つ危険負擔も多くなるので、その金利の割合に高くなることは蓋し當然のことである。

#### 四、庶民金融の金利が高いのは經濟學上當然である

大會社、大銀行の借金や貸金の金利とこの小額、短期、急速な危険率の多い個人金融の場合の金利とは、同じ金利の語を用ひても居るとしても、その内容に非常に相違のあることが分るが、これを更に平たく説明して見ると、即ち、

(一) 貸倒れや營業費が多い 大額金融の場合の金利はその貸倒れリスクも少なく、手数料もかゝらず、従つて營業費もかゝらず、取扱ふ金額も多額であるから、純金利に近い安い金利でもよいのである。然るにこれに反して、小額金融の場合には其の貸倒れリスクも多く、集金、勧誘、その他入札、倉敷料、公正料等に割合多額の費用を要し、且つその取扱金額も少ないから、高い金利がなければ引合はないのである。

(二) 資金の供給が少い 又、一般金融の場合には、供給される資金が多くして、需要者が少ないのに反して、小額、急速に必要な、短期間の、危険率の多い個人金融の場合にはその需要者が多いのである。總ての經濟現象が需要供給の原則に支配されるものとなれば、供給少なくして、需要の多い此の種金融の場合には、供給多くして需要少ない一般金融の場合より、その賣値即ち金利の高くなるのは蓋し當然である。

(三) 資金原價が高い 又従つて前の理由により、一般大額金融の場合には資金のコスト安く、個人小額金融の場合にはコストが高く、従つてその金利の高金利となることも蓋し當然である。

以上の見地に於いて個人金融業者の金利が、純粹利子のほかに危険負擔料、多額の營業費等を含んで居る關係上必然に



高くなることは自然の數である。このことは英國に於けるマネー・レンダー・アクト（金貸法）が年利四割八分、米國に於けるスモール・ローン・アクト（小口貸付法）年利四割二分の高率を認めてゐることに於ても知ることが出来るのである。

勿論庶民階級の人々に對する金融が上流階級の人々に對する金融の金利よりも一層金利の安いことは望ましい事であるが、個人金融機關が營利事業である限り、以上の經濟法則に背いて無制限にその損失を負擔してまでも金利を安くすることは到底望まれないことである。此の缺陷は國家若くは自治團體等の補償救済の施設によるか、慈善團體の慈善事業に俟つばかはないのである。個人の營利金貸事業である個人金融業を決して社會事業や慈善事業と混同してはならぬのである。

#### 五、個人金融業の金利を支配する危險負擔額は最も大きい

一般大額金融よりも小額金融、資本家金融よりも庶民金融、擔保金融よりも無擔保金融が一般的にみて營業費の増加危險負擔の増大によつて金利が高くなることは理論的にも實際的にも今日では全く説明を要しない程、世人の常識となつてゐる。これは社會政策上必ずしもいゝ事であるとは思はないが、しかし、現在の資本主義を是認し、自由競争を認めて居る現代の經濟組織の下に於ては蓋し當然の結果であつて、遺憾なことであるが、しかし、止むを得ない事實である。

個人金融業者の危險負擔が他の一般金融機關に比し如何に大きいかは、その貸出の取扱ふり分る、例を擧げるなら

ば、個人金融業者は無擔保信用貸出を多く扱ふが、無擔保信用貸出が、不動産擔保又は有價證券擔保貸出に比し危險の多いことは言ふまでもあるまい。同じ不動産抵當貸出に於ても勸銀、農工の如き不動産を主とする特殊銀行の貸出標準を見ると、鑑定後の貸出實際額は、不動産價格の半額以下が普通である。然るに個人金融業者が貸出す額は、その擔保物の價格の七、八割までに及んでゐる。更に又抵當權の順位に就て見ても勸銀、農工は必ず一、二番抵當の順位を設定するが金貸し業者は之れに對し二番以下の抵當權を設定して貸出しを行ふのである。

故に個人金融業者が一見高利を得て不當の富を食つて居るが如く見ゆるも、其の内容は決して外觀の如きものにあらずして之等業者中の成功者は至つて少なく、千人に一人にも當らないのである。従つて全國、幾萬の業者は、隨つて出で隨つて滅び、その變轉の甚しきは一二年にしてその所在を知る事能はざるに至るもの多きことよりみても、業者の危險負擔が凡ゆる金融機關中最高のものであることを物語つてゐるものである。

#### 第四節 個人金融業者の特殊性

##### 一、危險を冒して急速特殊の金融をも行ふ

個人金融業者の金融は現下の經濟界に於いては、金融を必要とする所、各層に互つて浸潤せざる所なき普遍性をもつてゐるが、個人金融業者の特殊性として強調すべきものは次の諸點である。

##### 一、無擔保信用にて急速の間に貸ふこと



庶民金貸の多きは寸刻を争ふ急速突嗟的のものが多いが、顯著な一二の例を挙げれば、

(その一) 自己振出又は引受の手形が満期日に於て不意の支障により、交換決済に差支へを生ずることあり、萬一不渡とならんか、手形振込人なる取引先及び取引銀行に對しては勿論、一般信用の致命傷となり、一家破滅の因となることあり、これに同情して突嗟の間にこれを救済するものは、即ち、個人金融業者の外にはない。この種冒險的同情によつて僅かに破綻を免かれるものは都市に於て最も多く、東京市内のみにて日々幾十人あるやを知らずと云ふ状態である。

(その二) 生魚、青葉等の腐敗の恐れあるもの、荷受等に於て、寸時を争ふ資金の必要を生じた場合、その急場の需要に應じて急速突嗟の間に取引の圓滿を圖るものも亦業者である。

(その三) 土木請負業者等の工事引渡期に迫つた時、又材料騰貴を見越しての材料仕入の場合の如き、急速を要する金融を行つて居るのである。

## 二、貸出の簡易迅速なること

前述の如く個人金融業者の扱ふ所の急速突嗟の金融は簡易迅速なる貸出手続によるものであるが、之れに反して勸銀、農工、興銀等の不動産擔保貸付を主とするもの、場合に比較しても簡易迅速に借主の希望を満たしつゝあるものである。例へば、

(その一) 勸銀、農工の如きは金融の申込を受けてから一ヶ月以上、二、三ヶ月の後にあらざれば決定しない。業者はこれを一日は数日間にて決定するを常態とする。

(その二) 興銀に於ける中小工業資金の如きも亦、無擔保個人信用貸付を扱ひ、資金の急速性をもつ金融に於ても申込を受けてから銀行の貸出しは早きも三週間、通常一ヶ月を経過せざれば可否の決定を見ないのである。これ又業者は数日間にて解決して居るのである。

(その三) 又無盡金融の場合に於ては、當籤落札の決定後、二十日乃至一ヶ月後の次回開會以後に於て給付を決定するを常態とする。以上の如く各種の金融機關に比し、業者の貸出は簡易迅速なることを特長とするものである。

## 三、短期且つ特殊の金融を行ふこと

手形の不法處分を免かるゝ爲めの金融も、青葉、鮮魚等の荷受資金の急速な金融も短期且つ特殊の金融であるが、この意味のものゝ一、二例を挙げるならば、

(その一) 商人が新年中元其他季節的の一時仕入に際し、多額の資金を要するとき、銀行が容易にかゝる金融に應じらば、明らかに之れ金融業者の獨壇場である。

(その二) 請負業者が工事引渡期日目前に迫るも資金缺乏して工事進捗不可能となりたる場合の如き、これ又業者の金融に俟つ所が多い。

(その三) 各種興行の如き場合は絶対に他の金融機關の金融の對象となり得ないのであつて之れ亦個人金融業者の獨壇場である

## 四、他の金融機關との差額金融

擔保貸付に就て銀行が貸付けた二番以下の抵當順位に於て、その差額を貸付けること、これは抵當順位の問題であり、同時に貸出金額の標準問題である。例を挙げると、

(その一) 勸銀、農工の如き不動産を主とする特殊銀行に於ける貸出標準は實際に於て不動産價格の半額以下である。業者は之に對しその七八割まで貸出す、又勸銀、農工の如きは必ず抵當順位一番を要求するが、(時に二番以下の抵當権を設定することあるも一番抵當は必ず自家の債権なることを要す。故に其の合計債権は一番順位の抵當権を設定せると同一である)業者は二番以下の順位にて貸出を行ふ。

## 五、融通性ある貸出方法を執る



例へば不動産擔保の場合に於て、「記入擔保」の便法を行ふ。これは金融上自己所有の不動産に對し抵當權設定の登記をすることは信用上體面上之れを欲しない時に於て、抵當權設定の契約のみにて金融の用を辨じ、直ちに登記手續を爲さず、返済期限を経過する時に於て始めてこゝに登記の手續を執る。これは抵當貸付と信用貸付の中間を行くものにして、債務者に於て確實に債務を履行する場合は自己の信用と體面を損せずして用を辨ずるものであり、個人金融業者にして始めて行ひ得る便法であり、善風である。

#### 六、危険率の多いこと

前述の如く個人金融業者が、危険率の多い、手数のかゝる、しかも急速な金融を行ふ關係上、及び其の貸付期間が短きは數時間長きも數ヶ月を超へざる短期金融なること並びに小額金融の場合が多きこと等の理由によつて、利子の總額が多額に達せず、又資金原價の高率なる事、又貸付方法の關係上多額の營業費を要する理由等によつて、個人金融業者が他の金融機關の貸付金利よりも比較的高率となることは蓋し止むを得ないことなのである。しかし一方、約束の日に決済すれば、此の中より相當額を割戻す契約を爲して、双方の利益の爲め圓滿に取引を行ひつゝある習慣があるが、かゝる善良なる習慣も、利息制限法の改正によりては破壊される恐れが充分にある。

以上述べたる如く之等個人金融業者の金利は他の金融機關の金利よりも一見幾分高利なるも、之れ經濟上の種々の原因より來る當然の結果であつて、決して業者が理由なくしての不當利益を收めつゝあるのではないのである。而して、個人金融業者が此の缺點あるに拘らず、一方個人金融業者は頗る融通性に富む急速、臨時的特殊の金融を行ひ、且つ貸出金額の標準に於ても多大の危険を冒して借主の便益を圖り國民經濟の圓滑なる進展をもたらし、且つ重大なる任務を果

しつゝあると云ふことも亦事實である。

#### 二、他の金融機關と比較しての特異性は何か

個人金融業者の他の金融機關との比較に於ての特異性は前項に於て、これが一部分を述べてあるがこゝでは庶民金融の範圍に於て他の機關との特異な點を述べて見よう。

##### 一、信用組合との比較

對人信用を標榜する信用組合の貸出は、豫じめ信用評定委員によつて、貸出の限度が決定されてをり、この範圍に行はるゝものであるから、個人金融業者の行ふ貸出の如き臨機應變的融通性を缺くものである。更に業者と比較して重大なる相違は、信用組合の貸出は「組合員」たることを先づ前提とするものである。この事は無盡金融が先づ加入者たることを前提とすると同様である。又商工組合中央金庫が中小商工業者の金融の牙城として出現した今日に於ても、その金融は商工乃至は輸出組合員たる組織の中に居るものゝみが慈光に浴するのであつて、何等の組織なく、若くは豫備的前提を缺くものは、之れらの金融に参加することを許されないものである。

##### 一、營業無盡との比較

營業無盡との比較に於ても、前項の信用組合の場合と同じく、先づ加入者たることを必要とするので、個人金融業者の行ふ如き臨時急迫的の金融は不可能である。假に一步を譲つて加入者たりとするも、無盡金融が本來抽籤入札により給付者を決定する組織である爲め、金融の隨時性を缺くものである。無盡金融に於ては更にその當籤落札が決定したり



するも、給付の確定は前にも述べた如く二十日乃至一ヶ月以後に於て決するので、急速の間に合はぬこと夥しいものがある。しかし無盡金融の機構内では、此の當籤落札以外の給付のほかに臨時性を持つものとし、臨時給付或は掛金限度貸付、給付金限度貸付等が行はれてゐるが、それは飽くまで加入者たることを前提としての機構内に於ける融通に過ぎぬ。

#### 一、公設質舗及び質屋との比較

公設質舗は原則として五十圓未満の金額の制限があることに於て先づ融通性と普遍性を缺くものである。一般營利質屋は金額の制限はないが、公設質舗と同様に絶対持込擔保であることが、同じく融通性と普遍性を缺くものである。

#### 一、貯蓄銀行との比較

貯蓄銀行は本来、零細なる民衆の資金吸收機關であつて、資金の運用には嚴格なる制限を附されてゐるので、貸付機關としての効用は多くを期待することが出来ぬが、近來多くの貯蓄銀行が定期積金主義に營業方針を集中して來た結果、不動貯金のニコ／＼貸付の如き定期積金者掛金を行ふやうになつたが、これも定期積金を契約期間の半分掛けるとか、全額遅滞なく掛け終つたものとか云ふ制限と前提がある。従つて金融に隨時性が無いことは無盡金融と大した變りはない。

以上の各種金融機關の中、公設質舗及び質屋は絶対に擔保物が必要であり其の他は悉く組合員、加入者、預金者等の前提要件が必要であつて、これを俗に云へば「呼び水」が要るのである。こゝに「個人金融」業者の金融と重大な相違點がある。

#### 一、普通銀行の中小金融との比較

然らば次に敢て「呼び水」を必要としない普通銀行の中小金融貸付は何うかを見ると、近來大銀行の間にも相ついで中小金融を宣言するものが出て來たが、その実績は未だ云ふに足らず、寧ろ大藏當局の勸奨黙し難く、且つ最近の社會狀勢に顧みて、金融資本家の保身的技巧の一つとして、これを宣言するに止まり、銀行の營業上からは寧ろ之れを排撃しつゝあるのが實狀である。従つて個人金融業者の活動とは元來比較し得るものではない。

右のほか新たに生れ出でんとする庶民貸付金庫、恩給金庫の新設計畫があるが、恩給金庫は恩給又は扶助料の受給者に限るものであるから別として、庶民貸付金庫は、金額の限度、借入人の資格に一定の制限を設けると、營業所の局地的なるによつて、尙ほ普遍性を缺くものと云はざるを得ない。以上によつて見ても個人金融業が社會的必要の機關であることは充分認識される筈である。

#### 一、問屋原料材商の金融との比較

次に問屋又は原料材商が、製造人、仲買人等に金融する場合との比較について一言して見よう。

問屋又は材料原料商が仲買人、買出人、製造家等に金融する場合は、現金を貸與する場合と、物品即ち原料、材料、又は製造機械等を貸與する場合とがある。しかも此の問屋原料材商の金融は、前述の各都市の調査に現はれた所に見るも却々優勢である。寧ろ個人金融業者の金融よりも上位にあるのである。しかるに之らの金利状態は如何と見るに、商品の納入によつて決済する爲め、比較的に被融通者の神經を刺戟しないまで、あつて、金利採算に於ては正に年十二割以上を以て普通とするのである。又之等の業者が手形、又は現金を以つて貸付ける場合に於いても個人金融業者



の金利よりも高率な金利を徴しつゝあるにも拘らず同業者たるの故を以つて利息制限法の適用より除外されつゝあるのである。

こゝに於て、私の云はんとする所は個人金融業者の貸付の金利のみが利息制限法を以つて取締られ、商人と云ふ名の下に隠れたる同業者間の物品販賣の形に於ける金融の高利が何故に其の適用から除かれるのであるかを疑ふものである。

### 第五節 利息制限法改正に對する意見

傳へられる利息制限法の改正要項によれば、

#### 一、噂さるゝ利息制限法改正要綱

- 一、現行法は適用範圍を金錢貸借に限つてゐるが、これを消費貸借にまで擴大する。
- 二、現行法は手形の割引率を適用範圍外に置いてゐるが、これに對しても適用する。
- 三、現行法では制限以上の利息取得は裁判上無効とするとなつてゐるが、これを法律上總べて無効とすることに改める。
- 四、現行法には違反者に對する制裁規定を設けてゐないが、不法の利得を貪りたるものに對し罰則を以て嚴重取締る。
- 五、現行法では制限以上の利息に對しては、これを制限利率まで引き下げを行はしめるのみであるが、本法に違背して取得したる利得は借主から返還請求を成し得る規定を設ける。

以上がその要綱であるが、昭和八年に改正せんとした原案の骨子と殆んど同一と認められるので、次に之れが缺點と思惟さるゝ諸點を指摘して見よう。

#### 二、改正利息制限法の缺點

一定の利率に強制することの不可 由來利息なるものは、需要と供給の原則により、又借入人の信用程度により、或は商習慣により、或は貸出、回收の難易繁簡によりて高低不同を來たし、又同じ個人金融業者の中に在つても小は一口數十錢の消費貸付よりは大は一口數萬圓の産業資金に至るまでの種々なる金額を、各種各様の個人金融的行爲を、單に一つの法律によつて一定の利率に固定せしめんとするものである。しかし斯くの如き事は古今東西の立法例が不可能なることを示して居るものであつて、日本に現行利息制限法が嚴然として有しながら各種の金融關が實際に於て平然として此の法律の制限を犯して取引されつゝあることも亦此の事實を物語るものである。

今其の一定率の利息徴取法の實行不可能なることの事實上の理由の一、二を示せば左の通りである。

- (1) 銀行等に於ても手形の性質により割引歩合の不同、又は擔保物件により利率に不同あり。
- (2) 況んや擔保貸出と信用貸出とは根本に於て重大なる差異あり、又同じ擔保貸付に於いても動産擔保、不動産擔保、有價證券擔保の區別あり、又同じ信用貸付に於いても手形貸付、保證貸付、無保證貸付の種類あり。
- (3) 更に貸出金額に於て一口數萬圓の大額金融と一口數十錢の小額金融の區別あり。
- (4) 又貸主の主體より云ふも小金の有るサラリーマンが秘密に副業的に行つて居る金融から（公然と租税を納めて



營業して居る金融業者及問屋卸賣商が私に行つて居る副業的金融等、各種の種類があること。

**法律上無効とすることの不當** 該改正原案が、從來の裁判上無効とするを法律上無効にせんとすることは上述の如く利率を一定率に固定せしめることの不可能なると、現行利息制限法の法定率が現在行はれつゝある一般信用借の水準以下にあるに於ては、此の種の金融の大支障となり、寧ろ金融を杜絶に導びく恐れがある。即ち今日私人間に於ける貸借は全國を通じて數十億圓に達するであらうが、而も特別の恩借關係を除く他の信用貸借は何れも年一割五分（日歩四錢）以上である。

**手形割引に適用することの不可** 手形は證券としての賣買によりて之れを金錢化するを常とす。然るに改正案は株式その他の有價證券の賣買につきては、その利潤を不問に付するも手形は之れを制限せんとするものであるが、手形は一旦振り出した後に於ては流通證券として取扱ひ、而してその価格は振出人、裏書人、引受人の信用程度によりて高低種々に定まるも、大多數は制限以上の歩合たるを免れない。斯くの如き實狀にある手形割引が該法の適用を受くるに至れば、一般商工業者は、その取引の生命たる手形流通に大なる支障を來たし、結果は益々中小商工業者をして金融難に陥らしむるものである。

**改正案は實狀に即せず** 要するに本改正趣旨を實行に移さんか、被金融者を保護せんとする改正の趣旨は逆に此の種金融の衰退を來たし、結局に於て庶民階級の金融難を増大するに止まる結果となることは米國のニュー・ジャージー州及ウエスト・バージニア州に於ける利息改正の失敗及元祿五年に於ける質屋利子の改正の失敗に徴し明らかである。

### 三、單一利息制限法の實行困難と歐米各國の立法例

以上の如く多種多様な個人金融を、單一の利息制限法と云ふ法律を以つて拘束せんとすることの困難にして且つ、其の弊害の多い事は以上の通りであるが、今左にその單一利息制限法の立法の不可能なることと理由の二、三を摘記すれば左の通りである。

- 一、個人金融業者の業態は多種多様にして單一の利息制限法ではその全部をととも取締るとは困難なこと。
- 二、貸借の個々の場合、金融貸借即ち生産資金の貸借、消費貸借、商業手形貸借、融通手形貸借かの區別なし難く特に商人の同業者の貸借に於ては商業取引上の貸借か（金錢貸借か、消費貸借かの區別は仲々困難にしてこれ等を一つは商業取引と云ふ名の下に自由利益を許し、他は金錢貸借、消費貸借と稱して利息制限法の適用を受けしむることは不公平なる措置であること。

- 三、若し商業取引の利益が利潤と云ふ名の下に定率制限法の適用を受けぬものとするれば、金錢も亦一種の普遍的融通性と蓄積性を有する商品なるを以つて金錢貸借も一種の商品賣買なるを以て一般商品と同様利息制限法の適用を受くる必要のないものである。

- 四、無盡會社、質屋の金利が特別法の在ることを理由として法定利子以上の高利を認められ利息制限法の適用を受けぬものとするならば個人金融業者の金錢貸借も之等と同様一般大額金融と異つた特殊性を有するものなるを以て



特別法を制定して無盡會社、質屋の金利と同等の取扱を爲す可きものであること。

五、利息制限法中の金利は現代の低金利の趨勢に伴ひ低率の規定とする必要があるが若し低率と爲す場合は現行法と同様一般金融界即ち銀行、信用組合、商業組合に於いても事實上之れを犯すこととなり現行法の存在と同様何等意味のないものとなること。

之れを歐米各國の立法例に徴するも獨、佛、伊の各國の利息制限に對する立法の主旨は無思慮、無知識、無經驗、急迫に乗じて不當の高利を食つたもの、其の他犯罪を防止し、又英、米に於ける立法例の如く淺慮無知識の小額の消費金融を借入るゝ者を不當の高利から保護すると共に一方、之等金融業者の營業可能の利息（英國四割八歩、米國四割二歩）を認めこそすれ、日本の立法の如く、單一なる一定の利率を以つて總ての金錢貸借を率するが如き立法例は世界の各國に於いて未だ其の例を見ざる所である。

又、一般銀行、無盡業者、質屋、信用組合等が單行法あるが爲めに、高利を徵取するに拘らず利息制限法の適用より除外され、又問屋卸賣商が個人金融業者と同一なる金融を爲しながら商業取引と云ふ名の下に利息制限法の適用から除外されて、個人金融業者のみが何故に該法律の適用を受けるのであるか。

#### 第六節 利息制限法及個人金融業法に關する新立法の眼目

金貨業の必要性と、特殊性は上來屢々述べた如くにして、今日これが聊かにも彈壓を加ふるが如き法の改正は、單に庶民金融とのみ言はず、他の金融機關に依存することを得ざる金融をして一時に萎縮せしめ、國民經濟の運営に一大

支障となる事は明らかである。況んや實情を無視して徒らに個人金融を罪惡視し、之に彈壓を加ふる事は、惡徳債務者の跋扈を促がし、同時に良質の個人金融業者を不當に壓迫する結果となる。茲に於て吾人はの如き骨子のもとに個人金融業に對する新立法を要望するものである。然かしながら、吾々は決して利息制限法及個人金融業者の取締に關する總ての立法に反對するものではなくして即ち吾々の要求する所は、

- 一、個人金融業の多様性を今少し詳細に研究して、之れに應ずる適切なる方法を講ぜられること。
- 一、外國の立法の如く借り主の淺慮、無知識、無經驗及急迫に生じて公序良俗に反する不當の金利を貪り、或は不必要なブローカ等を介在せしめ、その他各種の名稱の下に不當の金利を徵するが如きものを取締ることを主眼とする事、従つて一定金額以下の貸借に關しては此の見地より社會政策的立法方針の下にその金利を取締る必要あるも大額借入者は知識經驗豐富なるを以つて其の必要なきにより自由取引となすこと。
- 一、業者の素質の向上と右の一定額以下の庶民金融の必要な階級を保護する目的を以つて個人金融業者を許可營業とすること。

一、一定額以下の庶民金融の利息制限法を立法する場合に於て、此の金融の特殊性を考慮し業者をして營業可能の金利を得せしむること。

一、現行法の如き一般の大額金融にも適用するが如き法律は廢止されたき事。

而して右立法の趣旨は、何等の取締法規なき庶民金融業者の撲滅を圖るのが目的でなく、寧ろこれら機關の庶民階級



に對する必要性を認めて、これが發達を助長すると共に一方暴利を食はる業者中の悪性のものを取締ることを目的とすべきである。

### 第三編 中小商工金融機關の補助機關

中小商工金融機關の問題及び之れが對策を論ずる場合いつも問題となるのは、中小商工金融機關を補助する所の補助機關である。而してその重なるものは

- (イ) 保證人及擔保物の無い債務者を保證し一方金融機關の危險を保證する保證機關
  - (ロ) 金融機關の債權を保險する保險制度
  - (ハ) 金融機關の債權に關する損失を補償する補償制度
  - (ニ) 借受人の信用を調査し貸付に際して金融機關の貸付範圍を決定し、その損害を尠なからしめる信用調査制度
- 以上の四つである。左に順次之れが説明を試みることにする。

#### 第一章 信用保證

信用保證の制度は、曩にも一度問題とされたが迎も經營上實行不可能のものとして沙汰済みとなつて居た所最近日本興業銀行の工藤昭四郎氏及産業組合中央金庫の更級學氏が獨逸に於いて近年好成績をあげて居ると云はれる所の『保證組合』（クレジット）を持つて歸つて來てから茲に再び世上の問題となつて、今や日本でも實現するのではないかと思はるゝやうな模様になつて來たのである。



而して獨逸に於ける保證協會の組織は大體左の通りである。

### 第一節 獨逸の保證協會

ドイツは中小商工金融に關し最も發達してゐる國だけに種々學ぶべき點が少くないが、この保證協會制度もその一つである。云ふまでもなく中小商工金融が發達を期し難い有力な原因の一つは適當な保證人が得られないことであるが、保證協會制度はこれに解決を與へたもので、ドイツにはベルリン保證協會のほか、クールマルク保證協會、ヘッセン保證協會、ライン保證協會等併せて四協會が設立されてゐるが、このうちでベルリン保證協會の制度について解説しよう。

#### 一、ベルリン保證協會

**組織及目的** ベルリン保證協會が仕事を始めたのは一九三四年三月からであるが、ベルリン商工會議所、ベルリン手工業會議所、ベルリン獨逸中央銀行集會所、ベルリン獨逸産業組合聯盟及ベルリン市の五團體の出資によつて設立されベルリンに事務所を置き存続期間は三ヶ年である。組合の目的は協會の定款第三條が「本組合はベルリン市内の手工業者及商業者に對し生産的信用を賦與する場合授信機關に對し債務保證をなすを目的とす」と規定してゐる通り協會が保證人となつて資金需要者のため資金融通の途を開くことである。融通する金融機關は大體銀行、貯蓄金庫、信用組合等である。

**出資及責任** 出資は右に擧げた五團體が左表の如く分擔してゐる（單位マーク）

	出資額	保證責任額
商工業會議所	一、五〇〇	七五、〇〇〇
手工業會議所	一、〇〇〇	五〇、〇〇〇
市	五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
銀行集會所	八、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
産業組合聯盟	五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
計	二〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

即ち出資總額は二萬マーク、保證責任總額は百萬マークで第一回の拂込は出資額の四分の一である、即ち最初は五千マークの資本で仕事をやるわけだが、保證辨済のため資金の必要を生ずれば出資額に比例して必要額を拂込む、全部の出資が済んでなほ負擔しなければならぬ債務のある場合は百萬マークの保證責任額を拂込んで整理する仕組みとなつてゐる。

**事業** 組合の目的は前述の通りだが、事業の實際の取扱振りを見ると先づ第一に資金の用途に制限がある、即ち單純な生産的用途（例へば注成品の製造資金）に用ひられるものに限られ、固定的な資金、舊債整理資金等は保證しない、次に貸出の期間は最長二ヶ年となつてゐるが、實際は四ヶ月ないし六ヶ月が多く、一口の金額は五千マークである、しかし一人で二口借りることが出来るから一萬マークまで保證して貰ふことが出来るわけだ。申込み方法を述べると本協會の保證によつて資金の融通を受けたものは正副二通の申込書を作つて資金を借受けたい機關に提出する、するとその機關は一應審査して協會に保證するや否やを問合せる、申込書の送達を受けた協會は直ちに申込人の信用調査を行つ



て保証出来るか否かを決する、調査に關しては會議所の方面と連絡をとつて居るから、申込人の信用状態はよくわかる、以上の中、調査で差支ないと認めた場合は更に信用委員会にかけて正式決定するが、同委員会は協會に出資してゐる五機關の代表者、ナチスの代表者、ブランデンブルヒ労働局の代表者を加へた七名から成つてゐる次に信用委員會議決を経て保証が出来る場合は保証證書を作つて融通する機關に渡しそれによつて申込人に貸出すわけだが、その保証證書は次の通り簡單なものだ

#### 保証證書

有限責任 伯林保証協會（伯林市テルトウエル街一番地）

保証證書第 號

何某より何銀行に申込たる最高何馬克の借入に對し保証協會は千九百三十四年二月廿一日附定款及びそれに對し公布せられたる業務規程に遵ひ上記の限度まで損失保証の引受を爲すものとす

有限責任伯林保証協會

業務執行者 署 名

事業開始以來の取扱状況を見ると一九三四年三月から一九三五年までに申込總額三百五十四萬五千三百九十七マーク保證承認額二百六十萬七千八百八十五マークとなつてゐる。

**收支決算** 本協會保證による貸出金は金利が一樣に年五分五厘に限定され、貸出機關は收納した年五分五厘の金利の

内二分に相當する金額を協會に交付する、協會はこの年二分のうち四分の三を保證積立金とし四分の一を事務費に充當する。

**清算** 協會の存続期間は三ヶ年であるが、多分延長されるだらう、しかして解散の場合は保證積立金は債務者の拂込に應じて按分して債務者に拂戻す仕組みとなつてゐる。

以上はベルリン保証協會制度の概略であるが、勿論このまゝ我國で採用出来ない、即ち出資機關には財閥或は有力銀行を加へることも必要であらう。相手、期限、擔保の有無等によつて保證手数料に區別をつけることも必要である。更に伯林保証協會は生産資金に限られてゐるが、これは固定資金その他に範圍を擴張すべきであらう、全產聯中心の計畫は營利的機關であるが、これは興銀等が考慮してゐるやうに營利的立場を捨てねばなるまい。

#### 二、ライン・マイン保証協會

茲に掲げた保証協會の内ライン・マイン保証協會の開業第二年度（一九三五年）の決算報告書を最近に入手したから左に之れを掲げてみやう。即ち「ライン・マイン保証協會は當營業年度に於いて所期の範圍に於いて活動を續け、從來銀行の要求する定款所定の如き擔保を缺ぐ爲め之れ等金融機關から受け得ざるが如き所の借入を可能ならしめたのである。労働者を使用する様な事業に向つては注文に關する金融、職人に對する支拂等の爲めに多くの貸出しを試みたのである。信用調査に就いては特別の注意を拂つたものであるが、勿論かゝる活動が特別の困難を呈する事及信用を得る資格なき人又は從來既に銀行より充分貸付を受け又は同業者より商品の貸付を受けてゐるやうな人から屢々對人信用の貸出し



を求められた事もあるが之等に對しても相當の貸出しを試みたのである。

貸付費用を低下させる爲一九三五年六月初旬以來保證引受に對して協會が受取る保證料を年二分の1%引き下げたのである。

借入申込数は件数にして一二八七件金額にして三、六二三、九三一・六七マルクに達したそのうち今日までに總額二、三三二、七七〇六、二マルク九六六件の貸付が許可されたのである。

拒絶数は前年に比し著しく減少した。貸付を受ける資格のない要求者の無益の申込が全く小範圍に限られたのは前年度の経験によるものである。又色々な経験も經て一般經濟状態も著しく改善されたので是が自然拒絶數に影響を及ぼしてゐる。

前年度に於ては建物修繕の爲めの借入申込が壓倒的に多數であつたが今年度に於ては商品注文等に就いての金融、運轉資本、家屋の新築費、職人支拂等の爲めの借入保證が重要となつてゐる。又生活確立の爲めの貸出も屢々許可された。本年度の年初に於て申込許可は幾分少くなつたが下半期には再び多くなつたのである。而して若し貸付償還期間が二年から三年乃至四年に延長された事によつて之等の申込は勿論多くなつて來るであらう、此の支拂條件を寛大にする事は新營業年度から實行されたのである。

多くの銀行、貯蓄銀行、信用組合が吾が協會の施設を廣汎に利用された事は誠に喜ばしい。此等の諸種の機關は絶えず吾々と協同し、その自分達の守護せる經濟領域からその申込を吾々に廻してくれてゐるが、之等の銀行や信用組合はそれに對してその取引先や顧客から感謝と稱讃を博してゐるのは蓋し當然のことである。勿論新奇なものに對する嫌惡

などから今尙ほ何等の申込をせず、當保證協會の手工業者、商工業者等に對する施設を試験的に利用しやうともせぬ機關もある。總ての相當な信用機關が廣範圍に當協會の奉仕を要求し、信用要求者に忠告し、その要求を適宜案配して當協會へ廻してくれるならば手工業者、中小商工業者の爲に誠に喜ばしい事である。金融機關が上記の如くに躊躇をするに云ふことは蓋し理解に苦しむ所である。といふのは保證協會はそれ等の機關の損失の九割、従つて貸付の危険を殆んど大部分を引き受けてゐるのであるが、此の點は金融機關及其の指導者、監督機關の特に考慮すべきで點であらうと思ふ。しかも一年僅か五厘の利子支拂であつて、協會との證書交換の手間の如きは言ふに足りぬものである。

經濟界の諸々の組織、手工業會議所、及び組合、銀行諸團體、貯蓄銀行聯盟、産業組合聯盟、家主同盟、各商業組合等にお願ひたい事は、その加盟者の利益の爲めに當協會並に當協會を利用する人々が信用の簡易調達が出来るやうに今後引き続き注目を拂はれたいことである。

貸金の處理は今日までの経験では満足なものと言へる。取極められた返済賦拂額は概して遵守されてゐる。又借入者の特別の状態は多くの場合考慮に入れられて返済期日の延期、又は返済賦拂額の軽減等がなされねばならなかつた。事業の性質上勿論損失が発生しても保證貸金の性質上當初から計算に入れられて不可避的と見做された程度を出てゐないのである。勿論澤山の貸金の中には債務者が非常な困窮に陥り爲めに支拂停止、法律上の和解手續、強制處分等を受けたり。色々な申込人はその間公示宣誓をなすか又は強制的に公示宣誓をなす爲逮捕補狀が發せられたのであつて、その結果如何なる損失が発生するかは目下の處見透しかつかないが、從來でも擔保を取らぬ事にして居つたから貸付の大部分を回收するに成功するだらうとの希望を失はないでゐる。劣惡な抵當のやうに容易に入手し得る擔保、又は營業上の不良



債権の譲渡、私人の保證の如きをかまはず受け取つてゐたならば、その損失は既に遙かに大きくなつてゐたのであらう。官廳、ナチス黨等の施設に對する債権が協會との契約上で譲渡を禁ぜられてゐることは債權譲渡に就いて之れが利用者に困難が伴ふものである。將來小商工業の利益の爲には、之等色々な經濟生活の要望を顧慮せられて現在の困苦しい條件がいくらか變更される事は望ましいものである。

保證協會の保證引受の基礎たる保證責任額は一九三五年十二月三十日には次の通りである。

銀行	二八、五〇〇・〇〇マルク	一四・五%
信用組合	一八、〇五〇・〇〇	九・五%
公立貯蓄銀行	三五、五四〇・〇〇	一三%
私經濟	七四八、九四六・〇〇	三六・五%
公共團體及び公共團體聯盟	四四、五六二・〇〇	二二%
計	一、八六七、六三三・二〇マルク	
保證責任解除の爲の		
現金支拂	一三、四四二・四〇マルク	
保證責任現金履行	六八、七九〇・〇〇	
計	八二、四二二・四〇マルク	四・三%
合計	一、九五〇、〇四〇・六〇マルク	
當協會に對する貸付保證請求數次の如し		
申込 四五九件	總額 一四、八三三・三五マルク	

許可 四三四件 總額 一、四〇、七四二・三五マルク  
 取消等不成立 六、九九〇・〇〇  
 調査中 一〇七、〇四三・〇〇  
 拒絶 二〇件 總額 一、四、一四〇・〇〇  
 申込にして完全に拒絶されたものは當營業年度に於いては僅かに四パーセント丁度にまで減退した。又一九三二年以來取扱つた借入要求の總計は一九三五年末までに

申込 一二八七件 總額 三、六三三、九三・六マルク  
 が受付けられ

九六六件の申込總額 二、三三三、七〇・六マルク  
 が許可された。

従來取扱はれた申込を一般に興味のある見地から分類すると

家屋所有者	三三%
手工業者	三二%
製造業	一六%
商業	一〇%
建築業、周旋業、印刷、船主、その他の職業部門及び自由職業	二九%
農民	二%

貸出をその金額に依つて分類してみると、小商工業を助成せんとする當協會の任務に適合してゐる事が分る。區分次



の如し。

二〇〇〇マルク以下の額	五八四件	六〇%
二一四〇〇〇マルクの額	二二〇件	三三%
四一五〇〇〇マルクの額	一一九件	二二%
五〇〇〇マルク以上の額	四三件	五%

保証申込中、許可されたもの、平均金額は前年度に於いては二、二二一マルクだったが本年度に於いては二、八一六マルクに増大してゐる。又五〇〇〇マルク以上の貸出は年度末に於いては僅か十四件総額八四、〇八二・三〇マルクに過ぎない。

借入用込は、當協會が加盟せしめた金融機關にのみ受け付けられる規定となつてゐる、而して之等三種の金融機關の活動程度は可成似てゐる。即ち其等のものが今日までに許可した各自の申込仲介は次の通りである。

銀行	申込	三〇件 (三%)	金額	七三、八五七・三マルク (三四%)
信用組合		三三 (三三%)		七五、七九七・〇 (三四%)
公立貯蓄銀行		三四 (三五%)		七五、一八三・〇 (三三%)
計		九六		二、三三三、七〇三
大フランクフルト(マイン) 区域に於いては此の數字が次の如くなつてゐる。				
銀行	申込	一九件 (四六%)	金額	五八、五一五・五マルク (五五%)
信用組合		一五 (三五%)		三六、九〇二・〇 (三七%)

公立貯蓄銀行	七 (一九%)	金額	一三、七五〇・〇 (一三%)
計	四六		

之れと關聯して申込が如何なる地域に分布されてゐるかといふ事も興味がある。此の點に就いては次の表を見れば明らかである。更に、前年同様申込がライン・マインのあらゆる經濟領域から來て居る事及ヘッセン地方及びヴィースバードン區からの申込は多分産業的發展狀態に照應するものである事を注意すべきである。商工業の發達著しきフランクフルト市(マイン)からはやはり特に多數の申込があつたのである。

申込狀態

ナッサウより	件數	總額	許可	拒絶	總取消又は不成立	調査中
フランクフルト	五一	一、六〇〇、四五・五 (マルク)	一、〇二〇、五七・五	三〇七、〇五〇・〇	一八九、六七五・〇	二六、六六〇・〇
ヴィースバードン	八五	三三三、〇九・六	一三三、一五九・七	七三、二五〇・〇	三三、七〇〇・〇	五、〇〇〇・〇
その他	四九	四五一、九〇・六	二七二、七〇・三	一九、六五〇・〇	五五、〇五〇・〇	一〇、九五九・九
ヘッセンより	八八	二、二九九、四五・六	一四三、五七・三	五三、八五三・〇	二六、四二九・〇	七、五五九・九
オッフエンバッハ	一〇三	三五二、二二・〇	二八、八四・五	三六、四〇〇・〇	二五、七〇〇・〇	六、二五六・八
マインツ	四三	一五、三六八・〇	五九、一四・六	七、一五〇・〇	一五、五〇〇・〇	五、五三三・〇
ダルムシュタット	四三	六三、九四〇・〇	三〇、七四〇・〇	三、五〇〇・〇	一〇、〇〇〇・〇	—
ウォルムス	九	三、五〇〇・〇	二四、〇〇〇・〇	五、〇〇〇・〇	二、〇〇〇・〇	二、〇〇〇・〇

(一九三五年十二月三十一日現在)



その他	二四八	六〇,三七七・〇〇	四九,〇三三・一〇	八六,〇八七・〇〇	四五,五〇〇・〇〇	一三,〇四七・九〇
ハナウ市及び地方より	四四	一,一〇三,七六〇・〇〇	八五,七七三・三三	三三,一三三・〇〇	九,九五〇・〇〇	二六,八七五・九
フルダゲルンハウゼン市及び地方より	三〇	七,一五〇・〇〇	五〇,一一七・七	一五,〇〇〇・〇〇	一,四四〇・〇〇	一,五八三・三
アシャフエンブルクより	二	一,〇〇〇・〇〇	一五,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	六,〇〇〇・〇〇	—
合 計	四五	一,一〇三,六五〇・〇〇	一六五,四二七・七	三六,〇〇〇・〇〇	一七,六五〇・〇〇	一,九六三・三
一、九三四年度返済額		二六七,一七一・八マルク				
一、九三五年年度返済額		六八,〇四七・三元マルク				
計		七五,三八七・五マルク				

貸借対照表に依ると本年度末に於ける借入要求額は八一七、三四六・二五・二五マルクで、今日迄に許可された貸金総額二、三三二、七七〇・六二マルク中一、七九二、五六四・八二マルクは既に返却されたものである。即ち此のうちに

一、九三四年度返済額 二六七、一七一・八マルク  
 一、九三五年年度返済額 六八、〇四七・三元マルク  
 計 七五、三八七・五マルク

今日までに完済となつた貸金は六〇一、〇一九・六四マルクに上り、保證引受による當協會の全債務は一、九三五年十二月三十一日現在で八一七、三四六・二五マルクである。

損益勘定から明なる如く、許可された貸出に對する當協會の受取利息五パーセントからの収入は、五、二三七・八五マルクに上つてゐる。

郵税、器具等の出費も必ずしも少くないが貸付費用の軽減を計る爲當協會が負擔してゐる。當協會の経験に依ると保證貸付の支拂期間たる二年は一般には充分なものであるが尙多くの貸付にとつては餘りに短かいやうに思れるし、多くの金融機關も此の點に就いて同意を表してゐる。廣範圍に亘る修繕、改築等比較的大規模の作業及上述期間中に回收出來ないやうな費用の場合に於ては殊のそうである。かゝる理由に基いて既に前年度に於いて屢々返済期間が一九三七年十二月三十一日迄延期されたのである。貸付を要求する人々の正當な要望を顧慮するならば返済期間を更に一九三七年後に於いて延期する事は望ましいが、借用證書の有効期間が既に一、九三七年末まで猶豫されてゐるので承認されなかつたのである。若し一層長期の返済期間が承諾されたならば勿論當協會は更に多忙となるであらう。之等の理由に依つて、適當な場合には四年に及期間の貸付をも保證する權限が本年三月三日から賦與された。それと共に經濟的必要を一層よく顧慮した規定が作られたのであつて、保證協會の如き施設を必要とする理由は依然として存在してゐるので當初の豫定活動期間よりも更に五年延長する事に決定された。保證責任期間の延長は、銀行、貯蓄銀行、信用組合によつて全面的に歓迎せられてゐる。既存並に將來發生することあるべき損失の填補の爲に、監督部に依つて保證總額の三パーセントの割當が徴收されることに決定された。

保證の解除又は延長に關する態度に就いても少數の例外を除いて要求通りの便宜が與へられた。之れに依つて保證責任者は民衆の友なる事が新たに證明され、且つ經濟的弱者の利益の爲に當協會の福利的活動繼續を希望するやうになつたのである。

保證責任者中尙回答未済のものもあるが、彼等も同様の好意と同様の理解を示し、間もなく回答をもたらして、以て



他の保証責任者の障得となるやうなことなく、その公益的活動からの脱退をなすやうな事はないだらうと思ふ。

克蘭クフルト・アム・マイン 一九三六年五月五日

監督部の報告

上掲營業報告同意の旨を聲明する。又貸借対照表並に損益勘定を審査したるも何等異議を挿む餘地がなかつた。

監督委員會の勧めにより四回に亘り検査官に依つて帳簿及營業検査が行はれたのである、又各金額五〇〇〇マルク以上の保証は監督委員會の同意に基いてなされてゐた。

諸種の事情の爲め役員の変更が行はれた。

監督部長 リユール

一九三五年十二月三十一日現在貸借対照表

借方		貸方	
未拂資本金	一五、〇〇〇・〇〇マルク	資本金	二〇、〇〇〇・〇〇マルク
什器	一、〇〇マルク	保證準備金	
一九三五年	四九・四〇	前年度末	一六、三六・五マルク
計	五〇・四〇	一九三五年	
減債	四九・四〇	保證責任者ヨリ現金支拂	一、四〇・〇〇
	一・〇〇	利子収入ヨリ補充	六九・三三
債務者勘定	七〇・七五	保證基金	二四、五六・七六
現金在高	三・七六		六八、九七・〇〇

銀行勘定残高	六、三六・六五	整理勘定	五四・四〇
保證責任者勘定	一、八七、六三・二〇マルク	保證責任勘定	一、八七、三二・一〇マルク
保證債務者勘定	八七、三四六・五マルク	保證勘定	八七、三四六・五
損益勘定	二四、一〇三・二六マルク		二四、一〇三・二六マルク
借方		貸方	
諸費用	一、四三・四三マルク	保證貸付利子	五、三七・八五マルク
什器減價	五四九・〇〇	銀行利子	三、三七・三二
保證準備金補充	三六、九二・二		
	八、六〇五・〇六マルク		八、六〇五・〇六マルク

三、クールマルク保證協會

一九九三年設立されたクールマルク保證協會は他の保證協會に比して中層以下のものを相手として居る事に於いてベリン其の他のものと比べて非常に特色があるが最近到着した同協會の報告書によれば次ぎのやうに述べて居る。

『一九三三年末クールマルク保證協會が同地方のナチスの黨支部により創立される事になつてゐた時左の二つの理由で反對があつた。即ちその第一は、『斯る組織は無くとも普通な信用需要は満たされ得るから必要がない』、と云ふことが多くの方面から主張された。しかし『此の普通な』といふ言葉を狭義に解釋するならば、此の非難も尤もである。そして『銀行流の確實さ』を有する人達は『普通な』ものと認められもしやうが、しかしそうでない小市民達は信用を得



る可能性を全く失つてしまふことになる。第二の反対は、ベルリンに於ける若干の經濟關係機關がベルリン並に地方を同時に保護するやうな組織を創設したいといふ希望を持つてゐた事であつた。これではベルリンにしろ地方の州にしろ全く不利を蒙ることになるのである。といふのは、誰しも、何れかの一部を強制することなくして兩經濟地域に同じ條件を通用さし得ない事は明瞭な事である。しかし創立の討議に當り黨役員殊に兩領域の縣經濟顧問が此の點に就いて明確な認識を有してゐた事は喜ばしい事であつて、討議に基て各地方別々に創立されたのであるが此の兩保證協會の事業は黨の此の態度が完全に正しい事を示したのである。

そしてクールマルク保證協會は次の如き諸要點に於て他の保證協會に比して特徴を有するものである。

- 一、クールマルクの保證協會に於いては小額信用のみを與へる、即ち原則として二千マルクを最高限度とし、特別の場合に於てのみ三千マルクまでを貸付けることとした。そして申込承諾されたものは大部分千マルク以下である。
- 二、貸出は大部分無擔保となつてゐるから經濟的弱者に對する純粹對人信用なのである。此の場合『貧しき者の商業道德は富める者に劣らず』といふ點から出發してゐるのであるが、事實も亦之を裏書してゐる。
- 三、貸出は純粹營業用具購買の爲めの貸出であるから、擴張、改良、新設の爲めの購入に對する貸出ともなり得る。併かし官廳から受けた注文に要する前拂に就いては貸出を拒絶する。これは即ちそれ等のものは當協會の保證なくとも他の金融機關から債權讓渡によつて容易に貸出を受けることが出来るからである。
- 四、總べての貸出はナチスの黨支部によつて鑑定される。そして黨の商工業所管當局はこれに關しては返濟不履行者の債務回收の場合に於けるやうに一種の權力的行動を採るのである。是れは一の統制權であつて他の金融機關の持

たざるところである。更らに申込の検討は黨の縣中央部で行はず、七つの郡支局により行はれ、それには各々商工業の代表者一名、少くとも商會議所加入者一名が参加する。斯う云ふ構成によつて定型化の危險を除去しやうとして居るのである。そして申込人は個々に處理される。クールマルク保證協會中央機關には金申込が一應集合され此處で疑問のある事柄は再び審議されるのである。此の中央機關は郡支局に對し命令權を持つてゐる。

五、申込人は長々しい書式を書く必要はない。半頁の質問事項のついでに申込書に記入をして申込めばよい。これは貸出要求者が自ら書かねばならないがその場合係りの者が手傳つて呉れるのである。ただ最後宣誓の署名が必要ただけである。

六、全主要協力者即ち郡支局の指導者、及び中央機關の指導者は名譽職として無給である。只中央機關の簿記係及書記だけが有給である。此の費用は、家賃、郵税、電話の如き經費と同様會員の寄附に依つて支辨されて居る。故に借入れの費用がこの爲に加重されることはない。經營上の附加費用及び附加利子を取り立てることもないから此の小額信用の利子條件は非常に有利で國立銀行の割引率を越へること二分ノ一パーセントに過ぎない。この二分ノ一パーセントは金融機關に對する補償たるべきものである。信用を與へられる者は此の利率の外に尙一・二分ノ一セントだけ保證資金に拂込み、結局平均貸出期間たる二ヶ年の期間とすると年四分の三パーセントが積立てられることになる。併かし數回に亘る保證の場合も此の積立は只一回積立てればよい。

七、保證人即ち協會の會員は金融機關の公共的法律的前衛團體にして且つ庇護組織であるから、市、行政區、個々の銀行、又は貯蓄銀行等の如きものではなく、此の地方の郡の七個の商工業會議所及び手工業會議所、獨逸中央銀行



集會所、私立銀行の經濟團體、ブランデンブルグ貯蓄銀行及振替銀行聯盟、獨逸産業組合聯盟等々である。

而してこのクールマルク保證協會の成績は次の通りである。即ち開發以來今日までの申込数は八一九七、總額七、四一九、〇〇〇マルクであつて、此の内受諾されたもの四一〇四、その額三、七〇四、〇九五であつて貸付受諾は申込に對して正にその半ばである。此の數字中少額のものが決定的に多數を占めてゐるのであつて、即ち左の通りである。

三〇〇マルク迄	債務者	七五〇
1000		1104
1500		1111
1000		333
1000		六

申込にして許可されたもの、七十五パーセントは一〇〇〇マルク以下のものである。之等の結果は、保證協會が正しく經營されてゐることを證明するものであつて、協會無用論の如きは直ちに聲をひそめるだらうといふ事を明瞭に物語つてゐる。三つの行政区劃別の數は次の如き數を示してゐる。

邊 境 地	六九九、五九〇
ポ ツ ツ ダ ム	一、三五〇、二五
フ ラ ン ク フ ル ト	一、六二九、四八〇
又之れを職業別に別けると	一、六四〇、八二七

手 工 業 一、七六六、九五五  
小産業、家屋所有者、其他 三六一、三三〇

伯林保證協會に於ては普通銀行によつて行はれてゐるが、クールマルク保證協會に於ては信用授與の大部分は貯蓄銀行に依つて爲されてゐる。そして金融機關との協働は例外なく無難、圓滑に爲されてゐる。

若し返還期間が二年ではなく四年となつたならば此の保證協會も一層徹底的に一層廣汎に役立つたであらう。而してライン・マイン保證協會が僅かに活動第一期を經過した現在に於いてすでに此の點に迄到達してゐる事は誠に慶賀すべきことである。

要するに、クールマルク保證協會は單に自己の任務を果たしたと云ふのみでなく、更らに進んで信用經濟の領域に於て注目すべき新天地を展開したのである。といふ事は偏見のない者の必ず承認する處である。従つて舊套に固執せざる總べての人は保證協會の觀念の中に示される實際の經濟的社會主義に對し充分なる注意を拂ふて居るのである。而してクールマルク保證協會保證責任者は左の通りである。

- シュナイデミュール商會議所
- フランクフルト(オーデル河畔)商會議所
- コトブス商會議所
- 伯林商會議所
- シュナイデミュール手工業會議所
- フランクフルト(オーデル河畔)手工業會議所



伯林手工業會議所  
伯林獨逸中央銀行集會所  
伯林ブランデンブルグ市町村組合聯盟  
伯林獨逸産業組合聯盟  
フランクフルト(オーデル河畔)ブランデンブルグ州生命保險局  
伯林ブランデンブルグ州火災協會  
シュナイデミュール、グレンツマルク、ボーゼン、西プロシヤ州銀行  
伯林ブランデンブルグ州シュタットシヤフト  
ブランデンブルグ州  
グレンツマルク、ボーゼン、西プロシヤ州

更らに同協會では最近パンフレットによつて左のやうな事業内容の發表をして居る。『從來の金融状態に於いては、充分な擔保を持つてゐない爲め借入金を得る事が出来なかつたやうな借手、就中そういふ中小工業者に對して獨逸國家社會労働黨のクールマルク縣に於いて借入を可能ならしめることが吾がクールマルク保證協會の任務である。此の任務を遂行するには第一に普通問題となつてゐる信用機關(貯蓄銀行、産業組合、銀行)を通してなされる信用の配分を統括し統制し、更に此等の金融機關に對して統一的貸出を行はしめる爲め保證契約に基いてその損失保證をなして居るのである。

貸出に際して金融機關の要求する手續は、營業説明書の中で個々に規定されてゐるのであるが申込人は此の規約に基

いて保證貸付に伴ふ損失の填補に當つべき場合の保證準備金を積立てねばならぬ。若し之れを以てして尙ほ損失金が填補されない程多額の損失ある場合にはその規約に基いて保證人に對し填補の要求がなされるのである。

保證人は指定の額までは保證協會に對して責任を負ふものである。而してその保證人はA及びBの二群に分たれ

A群は金融機關、

B群は縣内の經濟生活に參與する他の團體及び各種聯盟を包括する。

金融機關(A群)は更に次の小群に分たれる。

- 1 ブランデンブルグ州内の貯蓄銀行及公立銀行
- 2 國境地の貯蓄銀行及び公立銀行
- 3 産業組合
- 4 銀行(私立)

これ等は保證協會に對し統一的な代表者を持つて居り、(1)は伯林ブランデンブルグ貯蓄振替銀行聯盟により、(2)はケ  
1 ニヒスベルグ(プロシヤ)オストマルク市立貯蓄振替銀行聯盟により、(3)はシュナイデミュール東獨逸産業組合聯盟  
により、(4)は伯林獨逸中央銀行集會所によりそれぞれ代表されてゐる。此の代表四聯盟は被代表者の保證金額を自己名  
義で引き受けてゐる。此の代表四聯盟だけがA群の保證人と看做される。

保證貸付に伴ふ損失の補償の割當は保證期間の終了と共に爲されるが、一九三六年十二月三十一日に期限が到來す  
る。



金融機關の報告に基いて損失額の決定をなすが、保證資金で之を補償し切れない時は次の如き處置がとられる。  
 各金融機關から損失の通告があつて後A群中の(1)乃至(4)の小群へ割り當てられる損失總額が決定される。次いで貸付總額と四小群の各自の貸付との百分比が決定され、此の比率に應じて保證準備金の四小群への拂戻がなされる。  
 保證協會は以上の案に基いて各保證人に割當てられた損失額を計算して之れを保證人に傳達する。そして協會が保證人に對する有限責任法人の保證支拂請求權は此の傳達に依つて効力を有つものである。  
 借入れに要する書式は左の通りである。

A  
 年 月 日

宛

要件ハ有限責任法人クールマルク保證協會

保證貸付許可申請

下記の如き貸付相受度、就ては同貸付に對する損失保證御引受被下度貴『有限責任法人クールマルク保證協會』に及願上候也。

貸付依頼人姓名又は商號及び正確なる宛名	
營業部門又は職業	

貸 金 金 額 及 期 間	
借入の目的(詳細且正確なる説明)	

既 存 負 債 要 項 備 考	
(A)種類、期間、額、貸付人	
(B)右に對する擔保	
(C)他に保證債務手形債務ありや	

新借入を申込候に就いては當借入金は舊債の返還に當つるまじく、申込書所載の目的にのみ使用可致候條確約仕候。  
 定額の正確なる所支拂を期し貴協會所轄支局の監査に可應候。小生前記借入に依り、獨逸國家社會勞動黨に依り産業中産階級の爲に創設されたる公益施設の利益に與り候事を承知仕り、借入金の正確なる返済に努力するは名譽の義務なる事を確認仕候也。

B (書式Aに添付)

有限責任法人クールマルク保證協會支局宛

貸付人の査定

署 名



- 1 申込人の状態 知悉
- 2 (a) 申込人信用するに足ると信ず  
不明  
(b) 申込人信用措き難し  
(c) 申込人の状態不明に付再調査を乞ふ
- 3 借受人との談合により作られたる同封説明により借受人の資産状態明瞭となる。
- 4 貸付申込許可に際して資金は完全に申込人の自由處分に任さるも弊行又は弊行と密接なる關係ある金融機關の舊債償却に使用されざる事を確約す。
- 5 申込人に對し弊行に於ては既に……マルクの貸出をなせり。是に對し添付書類に見ゆるが如き擔保提供されたり
- 6 後に至り附加的に許容したる貸付、並に後に提供せしめる擔保に就て報告するの義務を負ふ。
- 7 借受人の同意に基き次頁の如き償還期日取り極めらる。
- 8 申込に對する態度決定

年 月 日

(貸付人 署 名)  
(不用のもの抹殺のこと)

## 第二節 東京市の信用保證協會

更らに東京市で考へて居る保險協會は右の獨逸の協會原案を模倣してこれに多少の變更を加へたものであつて左の通りである。

### 一、東京信用保證協會

#### 定 款

##### 第一章 總 則

- 第一條 本協會ハ社團法人東京信用保證協會ト稱ス
- 第二條 本協會ハ中小商工業者ノ信用向上ニ力メ金融ノ便宜ヲ便リ産業ノ發達ヲ助成スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本協會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
  - 一、中小商工業者カ會員タル金融機關ヨリ資金ノ貸付ヲ受クル場合之ニ對シ信用ノ保證ヲ爲スコト
  - 二、信用ノ保證ヲ爲シタル中小商工業者ニ對シ其ノ債務繼續期間中其ノ事業經營ノ指導ヲ爲スコト
  - 三、其ノ他本協會ノ目的ヲ達スルニ必要ト認メタル事項
- 第四條 本協會ノ事務所ハ之ヲ東京市ニ置ク

##### 第二章 會員及賛助員

第五條 本協會ノ會員ハ左ノ通トス

- 一、東京府、東京市、東京商工會議所
- 二、東京府内ニ本支店又ハ事務所ヲ有スル銀行、信託會社、無盡會社、信用組合、商業組合、工業組合、輸出組合等ニシテ本協



會ノ承認ヲ受ケタルモノ

第六條 會員ハ左ノ事由ニ依リ其ノ資格ヲ喪失ス

一、貸付業務ノ廢止

二、脱 退

三、解 散

四、除 名

第七條 會員脱退セムトスルトキハ書面ヲ以テ本協會ニ申出テ承認ヲ受クヘシ

第八條 會員ニシテ本協會ノ定款其ノ他諸規程ニ反スル行爲アリタルトキ又ハ會員タル義務ヲ履行セサルトキハ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ除名ス

第九條 本協會ノ事業費シテ金ヲ壹千圓以上ヲ寄附シタルモノハ之ヲ贊助員トス

### 第三章 出 資

第十條 出資一口ノ金額ハ金壹百圓トシ會員ハ入會ト同時ニ一口以上ノ出資ヲ爲スヘシ

第十一條 出資金ハ基金トシテ之ヲ管理ス

第十二條 會員ハ第六條ノ規定ニ依リ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テモ出資金ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス

第十三條 基金ハ理事會ニ於テ適當ト認ムル銀行、信託會社、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫又ハ郵便局ニ預ケ入レ若ハ金銀信託ト爲シ又ハ之ヲ以テ國債證券、地方債證券、勸業債券、産業債券、商工債券、興業債券ヲ買ヒ入ルルノ外他ニ之ヲ運用スルコトヲ得ス但シ事業費ニ一時融通スルコトヲ得

### 第四章 役員、評議員、顧問及職員

第十四條 本協會ニ理事十名、監事三名ヲ置ク

理事ハ東京府知事及東京市長ノ推薦シタルモノ七名、總會ニ於テ選舉シタルモノ三名トス

監事ハ東京府知事及東京市長ノ推薦シタルモノ二名、總會ニ於テ選舉シタルモノ一名トス

第十五條 理事ハ理事長、副理事長、専務理事各一名ヲ互選シ東京府知事及東京市長ノ承認ヲ受クルモノトス

第十六條 理事長ハ本協會ヲ代表シ事務ヲ統理ス

副理事長ハ理事長ヲ補佐シ理事長事故アルトキハ之ヲ代理ス

専務理事ハ理事長、副理事長ヲ補佐シ常時事務ヲ管掌ス

理事長、副理事長共ニ事故アルトキハ互選ニ依リ其ノ代理者一名ヲ定ム

第十七條 理事ノ任期ハ二年、監事ノ任期ハ一年トス

理事及監事ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十八條 理事又ハ監事ニ缺員ヲ生シタルトキハ直チニ之ヲ補充スルモノトス但シ定時總會ノ時迄猶豫シ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラ

補缺ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十九條 理事及監事ハ名譽職トス但シ専務理事ハ有給ト爲スコトヲ得、理事及監事ハ正當ナル理由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得

第二十條 本協會ニ評議員二十名以内ヲ置キ理事長理事會ノ議ヲ經テ之ヲ委嘱ス

評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

評議員ハ本協會ノ業務經營ニ關スル重要事項ヲ審議ス

第二十一條 本協會ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ理事長理事會ノ議ヲ經テ之ヲ推薦ス



第二十二條 本協會ニ職員トシテ主事、書記、囑託各若干名ヲ置キ理事長之ヲ任免ス

### 第五章 會 議

第二十三條 會議ヲ分チテ總會及理事會トス

定時總會ハ毎年一回五月之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、理事長ニ於テ必要ト認メタルトキ

二、總會員ノ三分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ示シ總會招集ノ請求アリタルトキ

三、監事カ財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付不整ノ廉アルコトヲ發見シ其ノ報告ヲ爲ス爲必要アルトキ

第二十四條 總會ハ理事長之ヲ招集ス但シ前條第三項第三號ノ場合ニ於テハ監事之ヲ招集ス

第二十五條 總會ノ議決ハ出席シタル會員ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス但シ定款ノ變更、會員ノ除名又ハ解散ノ決議ニ在リテハ總會員ノ半数以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

第二十六條 總會ノ招集ハ少クモ五日前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ記載シタル書面ヲ以テ各會員ニ通知スルモノトス

第二十七條 總會ノ決議ハ豫メ通知シタル事項ニ限ル但シ緊急事項ニシテ出席會員ノ三分ノ一以上ノ同意アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條 總會ニ於ケル會員ノ表決權ハ平等トス

會員ハ代理人ヲ以テ表決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス但シ會員ニ非サレハ代理人タルコトヲ得ス代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ本協會ニ差出スヘシ

第二十九條 總會ノ議長ハ理事長之ニ當ル理事長事故アルトキハ第十六條ニ定ムル順序ニ依ル理事長代理者之ニ當ル監事ノ招集シタル總會ノ議長ハ招集シタル監事之ニ當ル其ノ多数ナル場合ニ於テハ互選ニ依ル

第三十條 總會ノ議長ハ決議録ヲ作成シ開會ノ日時、場所、會議ノ顛末、總會員數及出席員數ヲ記載シ議長及出席者二名以上之ニ記名捺印スルモノトス

第三十一條 總會ノ議事ニ關スル規程ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第三十二條 理事會ハ理事長之ヲ招集ス

理事會ノ議決ハ理事定數ノ過半数ニ依ル

理事會ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ輕微ナルモノニ付テハ書面ニ依ル表決ヲ以テ理事會ノ決議ニ代フルコトヲ得

第三十條ノ規定ハ理事會ニ付之ヲ準用ス

### 第六章 事業ノ執行

第三十三條 信用保證ノ總額ハ現在額壹千萬圓ヲ超ユルコトヲ得ス

一人ニ對スル保證額ハ現在額參千圓以内トス但シ理事會ニ於テ特別ノ事由アリト認メタルトキハ五千圓迄ヲ認ムルコトヲ得

第三十四條 信用ノ保證ヲ爲ス資金ノ用途ハ原料材料、又ハ商品ノ仕入、貨銀支拂等ノ運轉資金ニ限ル

第三十五條 信用ノ保證ニ依リ資金ノ借入ヲ受クヘキ者ハ東京府内同一ノ場所ニ於テ同一ノ營業ヲ引續キ一年以上經營スル者ニ限ル

第三十六條 信用ノ保證ニ依ル借入金ハ辨濟期限一年以内ノモノニ限ル但シ理事會ニ於テ特別ノ事由アリト認メタルトキハ三年迄之ヲ延期スルコトヲ得

第三十七條 本協會ハ信用ノ保證ニ依リ資金ノ借入ヲ爲ス者ヨリ信用保證料ヲ徴收ス

前項ノ信用保證料ハ借入金額ニ對シ年一分以内トス

第三十八條 本協會ハ信用ノ保證ニ依リ資金ノ貸付ヲ爲シタル金融機關ヨリ債權保全料ヲ徴收ス

前項ノ債權保全料ハ貸付金額ニ對シ年一分以内トス







- 一、事業ノ經營適正ニシテ基礎鞏固ナルコト
  - 二、繼續シテ中小商工業金融ノ取扱ヲ爲ス計畫ヲ有スルコト
- 第二條 信用保證ニ依リテ爲ス貸付金ノ最高利率ハ本協會ノ承認ヲ得テ金融機關之ヲ定ム但シ特別ノ事由ナキ限り年八分ヲ超ユルコトヲ得ス

### 第二節 審 査

- 第三條 本協會ノ信用保證ヲ受ケントスル者ハ借入申込書（別記第一號様式）及信用保證願書（別記第二號様式）ヲ借入セントスル金融機關ニ提出スヘシ
- 第四條 定款第三十六條但書ノ規定ニ依リ辨濟期限ヲ延長セントスル者ハ借入申込書及信用保證願書ニ其ノ事由ヲ明細ニ附記シ辨濟期限一月前ニ之ヲ提出スヘシ
- 第五條 金融機關借入申込書ヲ受取リタルトキハ遲滞ナク之ヲ調査シ適當ト認メタルトキハ信用保證願書ヲ添附シテ本協會ニ信用保證請求書（別記第三號様式）ヲ提出スヘシ
- 前項ノ信用保證ノ請求書ニハ別ニ定ムル調査報告書ヲ添付スヘシ
- 第六條 本協會金融機關ヨリ信用保證ノ請求ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ審査スヘシ
- 前項ノ審査ハ當該金融機關ノ調査ニ基キテ之ヲ行ヒ必要アリト認メタルトキハ更ニ實地調査ヲ行フヘシ

### 第三節 保 證

- 第七條 本協會前條ノ審査ヲ終リタルトキハ遲滞ナク其ノ諾否ヲ決シ其ノ旨ヲ當該金融機關ニ通知スヘシ
- 第八條 金融機關ニ於テ貸付ヲ了シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ本協會ニ通知スヘシ
- 第九條 信用保證料ハ金融機關本協會ニ代リテ貸付金中ヨリ之ヲ控除徵收ス
- 前項ノ信用保證料ハ債權保全料ト共ニ毎月末之ヲ取纏メ翌月五日迄ニ本協會ニ納付スヘシ但シ本協會必要ト認メタルトキハ其ノ

都度之ヲ納付セシムルコトヲ得

前項ノ支拂ヲ怠リタルトキハ日歩三錢ノ割合ニ相當スル金額ヲ延滞金トシテ徵收ス

- 第十條 金融機關ハ常ニ債權保全ニ必要ナル注意ヲ爲シ債務履行ヲ困難トスル事實ヲ豫見又ハ知リタルトキハ遲滞ナク本協會ニ通知スヘシ

- 第十一條 金融機關ハ本協會ニ對シ毎月ノ辨濟狀況其ノ他本協會ノ必要ト認ムル事項ヲ報告スヘシ
- 第十二條 本協會必要アリト認ムルトキハ本協會ノ信用保證ニ依リ資金ノ借入ヲ爲シタル者ニ對シテハ其ノ業務及財産ノ狀況ニ付證明ヲ求メ若ハ其ノ書類帳簿ノ閱覽ヲ請求シ又ハ擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

### 第四節 辨 濟

- 第十三條 最終辨濟期限ニ辨濟ナキ場合ニ於テハ當該金融機關ハ最善ノ方法ヲ以テ債權取立ヲ爲スヘシ
- 第十四條 最終辨濟期限後三箇月ヲ經過スルモ債務者カ其ノ債務ノ全部又ハ一部ヲ履行セサルトキハ本協會ハ直ニ當該金融機關ニ其ノ金額ヲ辨濟ス
- 第十五條 前條ノ辨濟ノ範圍ハ貸付元金、利息及最終辨濟期限後三箇月間ノ延滞利息トス
- 前項ノ延滞利息ハ貸付利率ニ依リ之ヲ計算ス
- 第十六條 金融機關カ取立ヲ爲スコトヲ怠リタル爲債務者ヨリ全部ノ辨濟ヲ得サルトキハ本協會ハ當該金融機關カ適當ニ措置ヲ爲サハ辨濟ヲ得ヘカリシ限度ニ於テ辨濟ノ義務ヲ免ルモノトス
- 第十七條 本協會ハ特ニ已ムヲ得サル事由アリト認ムル者ニ對シテハ東京府知事及東京市長ノ承認ヲ得テ求償權ヲ拋棄スルコトヲ得

別記

第一號様式



信用保證附借入申込書

- 一、金額 何圓
  - 二、資金ノ用途 何々
  - 三、償還方法 定期又ハ半年賦月賦
  - 四、期限 何月据置何年何月迄ニ償還(定期償還ノ場合ハ何年何月償還)
- 右ニ依リ借入致度此段申込候也
- 昭和 年 月 日

(原籍) \_\_\_\_\_  
 (住所) \_\_\_\_\_  
 (營業ノ種類) \_\_\_\_\_  
 (開業年月日) \_\_\_\_\_  
 (開業場所) \_\_\_\_\_  
 (氏名) \_\_\_\_\_  
 殿

(金融機關)

第二號様式

信用保證願書

今般(金融機關)ヨリ金 圓 資金トシテ借入致度候ニ付テハ右借用ニ對シ御保證相願度之カ御承認ノ上ハ専心家業ニ精勵シ誓ツテ債務迎済ノ義務ヲ履行シ毫モ御迷惑相掛申間敷且貴協會ノ定款並業務規程ノ定ムル事項ヲ遵守シ事業經營ニ關シ御指圖等有之候節ハ直ニ實行致萬一ニモ右條項ニ違背致候トキハ如何様ノ御處置相成ルトモ異議申間敷候仍テ此段及御願候也

年 月 日

(住所) \_\_\_\_\_  
 (氏名) \_\_\_\_\_  
 殿

第三號様式

信用保證請求書

(借入申込者)ヨリ何圓借入申込有之候ヲ以テ調査致候處左記ノ通貸付適當ト被認候ニ付御審査ノ上信用保證相成度別紙信用調査書相添へ此段及請求候也

記

- 一、貸付金額
- 二、貸付利率
- 三、辨済期限
- 四、辨済方法

昭和 年 月 日

(住所) \_\_\_\_\_  
 (金融機關名) \_\_\_\_\_  
 (代表者) \_\_\_\_\_

社團 東京信用保證協會理事長

殿



### 第三節 佛蘭西の信用保證制度

又此の保證制度は一九三四年獨逸に於いて實現さるゝ前、既に佛蘭西に於いても一九一九年から (Société de Caution Mutuelle) として行はれて居たので別に珍らしい制度でも何でもない。而して佛蘭西の保證組合の概要を (鈴木修二氏の「産業」第 十三卷第八號所載論文) 述べてみると左の通りである。

相互保證組合には A 型と B 型との二種があつて、A 型は有限責任資本可動相互保證組合 (Société de Caution Mutuelle a Responsabilité Limitée Et a Capital Variable) であり、B 型は利益參加無限責任、利益不参加員有限責任資本可動相互保證組合 (Société de Caution Mutuelle a Responsabilité Pour Les Membres Participants et a Responsabilité Limitée Pour Les Membres Non Participant Et a Capital Variable) である。この兩者の相異は利益參加員が無限か有限であると云ふ點のみで、共に社員たる組合員が營業上振出、引受又は裏書せる手形の保證をなす事を目的とするものである。(後掲模範定款第二條) この手形の保證並に裏書の最高額、期限及び手数料は取締役會が社員の信用に應じて決定する。(後掲模範定款第二十九條、第三十條) 而して手数料その他収入は定款第四十九條に規定される如く處分する。且つ保證會社は政府の嚴重なる監督と保護とを受けてゐるのであつて、保護としては營業收益税並に有價證券所得税を免除されてゐる。次に庶民銀行の目的はその模範定款第二條に規定されて居る様に、商業者、工業者、製造業者、職人及商事會社に對し、其商業、工業及職業の正常的營業を容易ならしめるための銀行業務をなすもので、利益配當としては最高年五分としてゐる。

### 一、相互保證組合模範定款

#### (イ) A 型

第二條 本組合ハ専ラ利益參加員タル組合員カ其營業上振出し署名シ又ハ裏書セル手形ノ保證及裏書ヲナスヲ以テ其ノ目的トス

第三條 本組合ハ「有限責任資本可動相互保證組合」ト稱ス。

第六條 創立資本金額ハ——法(フランス)トシ之ヲ各——法(註)ノ記名式持分——箇ニ分ツ、各持分ハ必ス引受ケラレ且現金ヲ以テ拂込マルヘシ。

(註) 各持分ハ五〇法以上タルコトヲ要ス

第十七條 利益參加及不参加員ハ共ニ其ノ持分額ヲ限リ本組合ノ契約ニ對シ其ノ責任スルモノトス。

第二十九條 取締役會ハ各利益參加組合員ニ對シ、之ニ許與スヘキ手形保證並裏書ノ最高額ヲ決定シ及該保證並裏書ノ期限ヲ定ム如何ナル場合ニ於テモ該期限ハ保證又ハ裏書ノ時ヨリ一年ヲ超ユルコトヲ得ズ。

取締役會ハ常ニ要求ヲ受ケタル組合ノ署名ヲ拒絕シ又其ノ必要ヲ認メタル擔保ヲ徵シテ該署名ヲ與フル機能ヲ有ス。

第三十條 取締役會ハ組合ノ與ヘタル業務ニ對シ組合ノ收受スヘキ手数料ノ率ハ保證又ハ裏書セル各手形ニ付年三パーセントヲ超ユルコトヲ得ズ。

本組合ノ保證又ハ裏書シタル手形ノ全部又ハ一部ヲ書替フル場合ニ於テハ更ニ年一パーセントノ利率ヲ超エサル手数料ヲ徵スルコトヲ得。

第四十九條 營業年度純益金ハ前記第三十條ニ規定セル手数料ヨリナル金額及本組合ノ收入金額ヨリ一般費用減價償却費及若シ之有ル場合ニハ特別準備金ノ繰入額ヲ差引キタルモノヨリ成立ス。純益金ノ使途次ノ如シ



(イ) 十パーセントハ之ヲ法定準備金ノ設置ニ充當ス。

(ロ) 持分拂込額ニ對シ四パーセント以下ノ利益ヲ配當スルコトヲ得。

(ハ) 以上ノ剩餘額ノ四分ノ三ハ更ニ法定準備金中ニ繰入ル。

(ニ) 右ノ剩餘額ハ參加員ニ分配ス。其ノ割合ハ參加員カ其ノ取引ノタメニ支拂ヒタル手数料額ニヨル。

法定準備金ヘノ繰入レハ該準備金カ資本ノ半額ニ相當スルニ至リタルトキハ爾後義務的ナラサルモノトス。但シ法定準備金カ資本金ノ半額以下ニ低下シタルトキハ再ヒ義務的トナルヘシ。

(ロ) B 型

第三條 本組合「利益參加員連帶無限利益參加員有限責任資本可動相互保證組合」ト稱ス。

第十七條 本組合ノ利益ニ參加スル組合員ハ本組合ノ契約ニ付第三者ニ對シテハ其ノ全財産ヲ以テ連帶シテ其責ニ任ス、但シ組合員相互間ニテハ其ノ責任ハ其持分額ニ止マルモノトス。利益不参加員ハ本組合ノ契約ニツキ其持分額ノ限度ニ於テノミ其ノ責任ス。

## 第二章 損失補償

損失補償制度は昭和七年八月二十六日七エ第五二九號商工省、大藏省兩省次官通牒による道府縣中小商工資金融通損失補償制度によるものであつて、施行期限は昭和十一年十二月末日限りであつたが、本年の期限も更らに延長さす模様である。

而して現在之れが實施されて居る府縣は左の三十市府縣である。

東京市、横濱市、京都市、名古屋市、大阪市、東京府、京都府、兵庫縣、神奈川縣、新潟縣、山梨縣、愛知縣、埼玉縣、鳥取縣、岡山縣、茨城縣、福岡縣、島根縣、山口縣、和歌山縣、愛媛縣、栃木縣、鹿兒島縣、滋賀縣、廣島縣、秋田縣、熊本縣、三重縣、徳島縣、青森縣。

貸付手續 貸付條件は大體は各市府縣共同じやうであるが、市府縣によつて小部分には左のやうに多少の異同がある。而してその貸出しは當該府縣の指定するその當該地の金融機關が中小商工業者に對して左の如き資金貸出しの場合その機關の申請により、當該市府縣が此の損害を補償するのである。

貸付資金、貸付資金の種類は左の通りである。

- 一、中小商工業者等産業資金。
- 二、工業組合普通事業資金。
- 三、輸出組合普通事業資金。
- 四、商業組合普通事業資金。
- 五、金融機關の自己資金。

貸付補償條件 今左に商工省の補償要綱と六大都市の貸付補償條件及現状を示せば左の通りである。

道府縣(又ハ六大都市)ノ中小商工業資金融通損失補償制度要綱

- 一、道府縣(又ハ六大都市、以下同ジ)ハ其ノ指定スル金融機關カ中小商工業者ニ資金ヲ貸付ケタル爲蒙リタル損失ヲ一定金額ヲ限度トシテ補償スルコト



前項ノ「蒙リタル損失」トハ貸付元金、利子及貸付期限經過後一年間ノ延滞利息ニシテ借受人ヨリ支拂ヲ受クルコト能ハサル金額ヲ謂フ但シ擔保物ノ處分ニ依リ得タル金額及第四項(ロ)ニ依リ決定シタル金額ハ之ヲ控除ス  
第一項ノ金融機關ハ銀行、信託會社、工業組合、輸出組合、商業組合、信用組合ヲ謂フ  
損失補償制度ハ左ノ資金ヲ以テ貸付クル場合ニ適用スルコト

一、中小商工業者等産業資金

一、工業組合普通事業資金

一、輸出組合普通事業資金

一、商業組合普通事業資金

一、金融機關ノ自己資金

備考

(イ) 工業組合普通事業資金、輸出組合普通事業資金、商業組合普通事業資金ノ貸付ニ補償制度ヲ適用セントスルコトキハ其ノ貸付條件ハ本要綱ニ從フモノトス

二、貸付條件

(1) 借受人(前記資金ヲ最終ニ於テ利用スル者)ノ資格

(イ) 今回融通スル預金部資金ニ付テハ同一市町村内ニ引續キ一年以上居住シ現ニ商工業ヲ營ム世帯主

(ロ) 金融機關ノ自己資金ニ付テハ右ノ外工業組合、輸出組合、商業組合、産業組合並同一市町村内ニ於テ引續キ一年以上營業シツツアル會社

(2) 貸付金額

(イ) 工業組合、輸出組合、商業組合、産業組合ニ對スル貸付ニ在リテハ制限ヲ設ケス但シ金融機關力之等ノ組合ニ貸付ヲ行フ場合ハ一口毎ニ豫メ地方長官ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

(ロ) 個人又ハ會社ニ對スル貸付ニ在リテハ一人又ハ一會社當リ金一萬圓以内但シ無擔保ノ場合ハ五千圓以内トス  
(3) 資金ノ用途

(イ) 原料、材料及商品ノ買入、賃金ノ支拂等ノ運轉資金

(ロ) 工場、機械設備及店舗改善等ノ固定資金

(ハ) 其ノ他前記各組合ノ事業資金(信用事業資金ヲ除ク)

(ニ) 前記各號ニ該當スル舊債ノ償還資金但シ其ノ舊債力當該金融機關ノ貸付金ナルトキハ一口毎ニ豫メ地方長官ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

(4) 無擔保貸付

無擔保貸付又ハ擔保物ノ價額小ナルトキハ確實ナル保證人二名ヲ立ツルコト尤モ金融機關力自己資金ヲ貸付クル場合ニ於テ貸付金額ノ一割以上ヲ天引貯金トシテ償還ノ財源ニ充ツルカ又ハ同業者數名ノ連帶借受ノ方法ニ依ル等回收ノ確實ヲ圖ル爲特別ノ方法ヲ講スルトキハ此ノ限ニ在ラス

(5) 償還方法

定期、年賦又ハ月賦償還

(6) 期限

年賦又ハ月賦償還ノ場合ハ五年以内(一年以内ノ据置期間ヲ含ム)定期償還ノ場合ハ二年以内

(7) 利率

預金部資金ニ在リテハ其ノ融通要綱ニ依リ金融機關ノ自己資金ニ在リテハ地方長官ノ承認ヲ受クルコト



三、損失補償ノ限度

損失ノ補償ハ各金融機關毎ニ貸付總額ノ二割ヲ限度トシテ其ノ總損失ノ九割以内トス

四、損失補償金ノ交付

(イ) 貸付期限經過後一年ヲ經過スルモ尙借受人ガ辨濟ヲ爲サザルトキハ地方長官ハ金融機關ノ申請ニ依リ之ヲ調査シ其ノ蒙リタル損失ニ對シ補償金ヲ交付スルコト

(ロ) 損失額ノ決定ヲ爲ス場合ニ於テ處分未了ノ擔保物アルトキハ其ノ價額ヲ申請當時ノ時價ヲ標準トシテ評價シ之ヲ控除シテ損失額ヲ決定スルコト

(ハ) 道府縣ハ補償審査委員會ヲ設ケ損失額ノ決定、擔保物ノ評價等ノ事項ハ其ノ議ヲ經テ地方長官之ヲ決定スルコト

五、金融機關ノ監督  
地方長官ハ金融機關ニ對シ貸付ヲ爲シタル都度貸付金額、資金ノ用途、貸付條件(利率、期間、償還方法、擔保等)ヲ報告セシムルコト

六、補償金ノ返還

補償後借受人カ辨濟ヲ爲シタル場合又ハ擔保物カ評價額ヲ超エテ處分セラレタル場合ニ於テ金融機關カ其ノ蒙リタル損失(補償額ヲ控除ス)ヲ填補シテ尙過剩アルトキハ之ヲ道府縣ニ返濟スルコト

七、補償申請ノ期間

一口毎ノ貸付金ノ最終辨濟期日後二年ヲ經過スルモ補償ノ申請ナキトキハ其ノ貸付ニ因リ生シタル損失ハ之ヲ金融機關ノ補償ヲ受クヘキ總損失額ヨリ控除ス

八、補償制度實施ノ期間

本制度ニ依リ道府縣カ金融機關ト損失補償契約ヲ爲ス期間ハ差當リ三年トスルコト

(附)

昭和七年十二月本制度實施ノ成績ニ鑑ミ地方ノ情況ニ依リ特ニ必要アル場合ハ右要綱中左記ノ點特例ヲ認ムルコトナリタリ

記

- 一、特ニ小額資金融通ノ爲、豫メ貸付總額ヲ定メテ貸付ヲ爲ス場合ニハ其ノ部分ニ對スル損失補償ノ率ハ二割ヲ超ユルモ差支ナシ
  - 二、補償ヲ受クベキ延滞利息ハ貸付期限經過後一年間ノモノニ限ラズ最終辨濟期日後二年迄ノモノヲ含マシムルモ差支ナシ
  - 三、損失ノ補償ニ關シ現在金融機關ハ其ノ總損失額ノ一割ヲ負擔スルコトナレルモ右率ハ之ヲ相當程度低下セシメ差支ナシ
- 尙昭和十年五月中小商工業者ノ金融疏通ヲ圖ルノ要緊切ナルモノアル現狀ニ鑑ミ本制度ニ依リ金融機關カ貸付ヲ爲シ得ル期間ヲ昭和十一年十二月三十一日迄延長スルコトトシ併セテ本制度要綱ニ於ケル金融機關ノ自己資金ノ貸付條件中左記ノ點ニ付地方ノ情況ニ依リ特例ヲ認ムルコトニ決定シタリ

記

一、借受人ノ資格

世帯主又ハ會社ニ付同一市町村内ニ引續キ一年以上上居住シ又ハ同一市町村内ニ於テ引續キ一年以上營業スルノ要件ハ特ニ必要アル場合ハ之ヲ緩和シ差支ヘナシ

一、貸付金額

個人又ハ會社ニ對スル貸付金額ノ最高限ハ特ニ必要アル場合ハ有擔保ノ場合之ヲ一人又ハ一會社當リ金二萬圓迄擴張シ差支ナシ

無擔保貸付又ハ擔保物ノ價額小ナルトキハ確實ナル保證人二名以上ヲ立ツルコトノ要件ハ金融機關ニ於テ確實ト認ムルトキハ保證人一名ニテモ貸付ケ得ルモノト爲シ差支ナシ尙連帶借受ノ方法ニ依ル場合ノ同業者ナル制度ハ特ニ必要アル場合ハ之ヲ撤廢シ差支ナシ



一、償還方法及期限  
 特ニ必要アル場合ハ十年以内ノ年賦、半年賦、月賦又ハ日賦（元利均等償還タルヲ要セス）又ハ三年以内ノ定期償還ヲ認メ差支  
 ナシ

六大都市補償規程比較表

名古屋	東京	京都	横濱
貸付確定總額	五百萬圓	七百五十萬圓	三百萬圓
補償ノ限度	貸付元金總額ノ二割ヲ限度トシ 總損失額ノ九割 以內ヲ補償ス	貸付元金總額ノ二割ヲ限度トシ 總損失額ノ九割 ヲ補償ス	同
補償ノ範圍	貸付元金、利息 一ヶ年間ノ延滞 利息	同	同
償還方法	定期二年以内年 賦（政府資金ヲ 除ク）五年以内 半年賦（月賦） 一年以内ノ据置 期間ヲ認ム	同 但シ日賦償還上 モアリ	本市ニ同ジ
一口貸付 （擔保別） 度	一萬圓	五千圓	五千圓
自己資金無擔保（例）	豫メ市長ノ承認 ヲ經テ制限ニ依 ラザル無擔保貸 付	五千圓	五千圓

貸付ノ特例	貸付金ノ利率	補償金申請 期間
得ヲ爲スコトヲ 受	九分以内 但シ預金部資 金ハ除ク	償還期限經過後 一年以上最終辨 濟期日後二年以 内
又ハ同業者五名 以上連帶借受	八分以内	同
又ハ同業者數名 連帶借受	八分以内	同

中小商工業資金融通損失補償制度實施狀況

備考	備考	實 年 月 日	實 施 承 認 日	貸付確定總額	貸付總額に對ス る補償の限度	總損失額に對ス る補償の割合	實 施 期 間
道府縣市	昭七、一〇、一五	七、五〇、〇〇〇圓	一割八分	九割	三	年	
東京府	七、一〇、一五	七、〇〇〇、〇〇〇	二割	九割	三	年	
大阪府	七、一〇、一五	一、〇〇〇、〇〇〇	十割	九割	三	年	
兵庫縣	七、一〇、一三	四、〇〇〇、〇〇〇	二割	九割九分	三	年	
神奈川縣	八、一、一四	二、〇〇〇、〇〇〇	四割	九割九分	三	年	
東京市	七、一〇、一六	七、五〇〇、〇〇〇	一割八分	九割	三	年	
新潟縣	七、一、一六	四〇〇、〇〇〇	二割	九割五分	三	年	
	八、一、一四	五、〇〇〇、〇〇〇	四割	九割五分	三	年	



府縣市別	貸金別	中小商工業者等産業資金	組合事業資金	金融機關の自己資金	計
東京都府	三、〇〇〇	—	—	四五、九〇	七九、九〇
京都府	六、六八〇	—	—	三五、八八七	三九、五六七
新潟縣	七五〇	—	—	三三、六二七	三九、三七七
横濱市	六〇、五八七	—	—	—	六〇、五八七
神奈川縣	三三、七四四	—	—	—	三三、七四四
兵庫縣	一、六四〇、五〇〇	—	—	—	一、六四〇、五〇〇
大阪府	六七、五九〇	三三、〇〇	—	—	一〇〇、五九〇
東京府	一、七七一、八五一	—	—	—	一、七七一、八五一
東京府	四、四七六、九四三	—	—	—	四、四七六、九四三
合計	—	—	—	—	—

道府縣損失補償制度に依る中小商工業資金貸付状況

道府縣	貸付額	貸付率	返済期
廣島縣	七、三二七	一、五〇〇、〇〇〇	三年
秋田縣	七、三二四	三〇〇、〇〇〇	一年
熊本縣	八、三一七	五〇〇、〇〇〇	一年
三重縣	八、四一八	五〇〇、〇〇〇	一年
徳島縣	九、三三〇	一〇〇、〇〇〇	一年
青森縣	九、二二六	五〇〇、〇〇〇	半年
合計(二十六府縣四市)	—	六、五六六、四八〇	—

道府縣	貸付額	貸付率	返済期
京都府	七、三二一	一、〇〇〇、〇〇〇	三年
京都市	七、三二一	三、〇〇〇、〇〇〇	三年
横濱市	七、三二一	三、〇〇〇、〇〇〇	三年
山梨縣	七、三二一	一、五〇〇、〇〇〇	三年
愛知縣	七、三二一	五、〇〇〇、〇〇〇	三年
名古屋	七、三二一	五、〇〇〇、〇〇〇	三年
埼玉縣	七、三二一	七、〇〇〇、〇〇〇	三年
鳥取縣	七、三二一	四〇〇、〇〇〇	二年
岡山縣	七、三二一	三〇〇、〇〇〇	三年
茨城縣	七、三二一	一、五〇〇、〇〇〇	二年
福岡縣	七、三二一	四〇〇、〇〇〇	二年
島根縣	七、三二一	二、〇〇〇、〇〇〇	二年
山口縣	七、三二一	二、〇〇〇、〇〇〇	二年
和歌山縣	七、三二一	二、五〇〇、〇〇〇	二年
愛媛縣	七、三二一	一、〇〇〇、〇〇〇	二年
栃木縣	七、三二一	一、八五、四八〇	二年
鹿兒島縣	七、三二一	五〇〇、〇〇〇	一年
滋賀縣	七、三二一	三、五〇〇、〇〇〇	三年



山梨縣	14,100		37,091	33,293
愛知縣	134,665	(工) 10,000	36,465	50,120
名古屋市	29,435	(工) 15,860	1,646,833	2,106,448
埼玉縣	19,000		83,779	33,399
鳥取縣	14,770			124,770
岡山縣	35,145		13,700	27,845
茨城縣	94,300		19,350	33,660
福岡縣	75,550		33,760	43,330
島根縣			7,400	9,400
山口縣	5,590		26,600	87,130
和歌山縣	23,100		33,500	35,600
愛媛縣	95,170		88,200	183,470
栃木縣	70,150	(工) 80,000	54,830	204,980
鹿兒島縣			4,850	4,850
滋賀縣	145,700		1,850	147,550
廣島縣	84,573		259,997	344,570
秋田縣	43,750		87,890	131,640
熊本縣			69,000	69,000
三重縣	34,760			34,760

徳島縣			3,800	3,800
青森縣				
合計	11,111,180	(工) 112,860 000,000	2,211,180	11,011,180

改正された損失補償制度

(備考) 組合事業、資金欄中(工)は工業組合、(商)は商業組合を意味す

商工省で中小商工業者の金融難を緩和するため、従来一部府縣で実施して居た中小商工業資金融通損失補償制度を全國に擴張すると共に國においてその半額を再補償することとし、その実施方準備中の所今回左の要綱を決定したので、曩に大藏省預金部運用委員会において本制度に依る融通資金の一部として決定した中小商工業振興資金の融通要綱と共に商工、大藏、内務三省次官名を以て各地方長官宛通牒することとなつたが、本制度の下において中小商工業者に融通せらるる資金は毎年二千萬圓宛、五ヶ年間合計一億圓の豫定である。

道府縣(又は六大都市)中小商工業資金融通損失補償制度要綱

第一 道府縣(又は六大都市)は其の指定する金融機關が中小商工業者又は商業組合、商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、輸出組合、輸出組合聯合會若しくは市街地信用組合に對し資金を融通し之に因り損失を受けたる場合一定金額を限度として之を補償するものとす。

第二、本制度は左の資金を貸付くる場合に適用するものとす

- (一)預金部資金
- (イ)中小商工業振興資金
- (ロ)商業組合事業資金
- (ハ)工業組合事業資金
- (ニ)輸出組合事業資金



(二) 金融機關の自己資金

第三、貸付條件

- (一) 預金部資金に付は各其の融通要綱に依る
- (二) 金融機關の自己資金に付ては左の條件に依る
- (1) 最終借受人の資格

(イ) 現に營業を爲しつゝある中小商工業者(個人又は會社)にして引續き營業を爲す見込確實なる者

(ロ) 商業組合、商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、輸出組合、輸出組合聯合會、市街地信用組合

(2) 最終借受人に対する貸付金額の限度

(イ) 商業組合、商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、輸出組合輸出組合聯合會及市街地信用組合に對する貸付に在りては制限を設けず但し金融機關が之等の組合に貸付を行ふ場合には一口毎に豫め地方長官(又は六大都市の市長)の承認を受くるものとす

(ロ) 個人又は會社に對する貸付に在りては一人又は一會社當り二萬圓以内但し無擔保の場合は一萬圓以内とす

(3) 資金の用途

(イ) 中小商工業者の營業資金

(ロ) 商業組合、商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、輸出組合及び輸出組合聯合會の各事業資金並に市街地信用組合の商工業者に對する信用事業資金

前記各號の資金中舊債の償還に充つるものにては其の舊債が當該金融機關の貸付金なるときは本制度の適用を受くることを得ざるものとす

(4) 償還方法及期限

十年以内の年賦、半年賦、月賦若は日賦(元利均等償還たることを要せず)又は三年以内の定期償還の方法に依る但し年賦、半年賦又は月賦償還の場合には二年以内の据置期間を設けることを得

(5) 利率

最終貸付利率は年六分以内とす但し損失補償料を合し年七分二厘を越ゆることを得ず

第四 損失補償額の限度

損失の補償は各金融機關毎に貸付總額の五割としその總損失額以内とす但し特別の事情ある場合には貸付總額に對する割合は之に依らざることを得

第五 補償を受くべき金融機關

補償を受くべき金融機關は預金部資金に付ては各其の融通要綱に依る金融機關。金融機關の自己資金に付ては商工組合、中央金庫産業組合、中央金庫特殊銀行、普通銀行、信託會社、商業組合、商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、輸出組合、輸出組合聯合會、信用組合及信用組合聯合會にして最終借受人に對し直接貸付を爲す金融機關とす。但し商工組合中央金庫、産業組合中央金庫、特殊銀行、普通銀行、信託會社、商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、輸出組合聯合會又は信用組合聯合會が商業組合、商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、輸出組合、輸出組合聯合會又は市街地信用組合に對しその所屬組合又は組合員に轉貸すべき資金を融通する場合には之等貸付機關は補償を受くべき金融機關たることを妨げず。前項但書に依り商工組合中央金庫、産業組合中央金庫、特殊銀行、信託會社、商業組合聯合會、工業組合聯合會、輸出組合聯合會又は信用組合聯合會が補償を受くべき金融機關たる場合においては他の金融機關は補償を受くべき金融機關たることを得ず

第六 損失補償料

道府縣(又は六大都市)は其の指定する金融機關より各貸付毎に其の貸付額の年一分五厘以内に相當する金額を損失補償料として毎年度收することを得るものす。金融機關は其の借受人より前項の損失補償料を徴收することを得



第七 補償準備

道府縣（又は六大都市）は金融機關より徴收したる損失補償料より政府に納付すべき再補償料額に相當する金額を控除したるものを補償準備金として積立つるものとす

第八 損失の決定

道府縣（又は六大都市）は補償審査委員會を設け損失額の決定擔保物の評價等の事項は其の議に諮り地方長官（又は六大都市の市長）之を決定するものとす

前項の金融機關の損失決定の基準（回收不能額又は取立不能額の決定の基準を含む）は政府別に之を定む

第九 金融機關の貸付報告

地方長官（又は六大都市の市長）は金融機關に對し金融機關が貸付を爲したる都度貸付先、貸付金額、資金の用途、貸付條件（利率、償還方法及期限、擔保等）を報告せしめ且毎年三月末日に依り貸付概況を報告せしむるものとす

第十 補償金の返還

補償後借受人が辨済を爲したる場合又は擔保物が評價額を超えて處分せられたる場合に於て金融機關が其の被りたる損失（補償額を控除す）を填補して尙過剩あるときは之を道府縣（又は六大都市）に返納するものとす

第十一 補償申請の期間

一口毎の貸付金の最終辨済期日後二年を経過するも補償の申請を爲さざるときは金融機關は當該貸付に付ては補償を受くることを得ず

第十二 補償制度實施區域の制限

六大都市に於て補償制度を實施する場合は府縣は其の市を除きたる區域に付てのみ補償制度を實施することを認むるものとす

第十三 補償制度實施の期間

本制度の下に金融機關が貸付を爲し得る期間は昭和十二年八月以降昭和十七年三月末日迄とす

中小商工業資金融通損失再補償制度要綱

第一 政府は道府縣（又は六大都市）が其の指定する金融機關に對し中小商工業資金融通損失補償制度要綱に依り補償したるときは其の補償額の半額以内にし貸付總額の四分の一以内を再補償するものとす

第二 本制度の下に政府が道府縣（又は六大都市）に對し再補償契約を締結し得る金額は全國を通じ一箇年五百萬圓以内とす

第三 政府の再補償金は毎年度經過後道府縣（又は六大都市）の請求に依り其の年度に於ける補償金の總額に對する分に付之に關する歳出豫算を次期通常議會の協賛を経たる上之を交付す

第四 道府縣（又は六大都市）は金融機關より補償金の返納を受けたるときは道府縣（又は六大都市）の補償金に對する政府の再補償金の割合に應じ之を政府に返納するものとす

第五 政府は道府縣（又は六大都市）より貸付額の年五厘に相當する金額を再補償料として毎年度徴收するものとす

第六 道府縣（又は六大都市）は金融機關より貸付の報告を受けたるときは遅滞なく政府に對し貸付先、貸付金額、資金の用途、貸付條件（利率、償還方法及期限、擔保等）を報告し且毎年三月末日現在に依り貸付概況を報告するものとす

第七 政府に中小商工業資金融通損失再補償審査委員會を置き道府縣（又は六大都市）に對する再補償額はその審査を経るものとす

第八 本制度は昭和十二年八月以降昭和十七年三月末日迄の貸付に對し實施するものとす

中小商工業振興資金融通の件

中小商工業者等の振興資金として左の通融通すること

一、融通金額 千萬圓以内

二、融通の形式

(イ)預金部は興業債券、勸業債券、農工債券、北海道拓殖債券、産業債券又は商工債券の引受を爲す



(ロ)日本興業銀行、日本勸業銀行、農工銀行又は北海道拓殖銀行は工業組合、輸出組合、商業組合若しくは信用組合を經由し又は直接中小小工業者等に貸付く

日本興業銀行及び北海道拓殖銀行は前項の外普通銀行を經由し中小小工業者等に貸付く

(ハ)産業組合中央金庫は信用組合を經由し中小小工業者等に貸付く

(ニ)商工組合中央金庫は工業組合、輸出組合又は商業組合を經由し中小小工業者に貸付く

(ホ)各組合を經由する場合に於ては其の所屬聯合會をも經由することを認むるものとす

### 三、融通利率

(イ)預金部の融通利率は年三分二厘

(ロ)日本興業銀行、日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫又は各聯合會の組合又は普通銀行に對する貸付利率は年三分九厘以内

(ハ)銀行又は組合の中小小工業者等に對する貸付利率は

道府縣又は六大都市の中小小工業資金融通補償制度の適用あるものに付ては年五分二厘以内  
右制度の適用なきものに付ては年七分二厘以内

四、償還期限 十箇年以内(二箇年以内の据置期間を含む)

### 資金融通要綱

#### 一、最終借受人の資格

借受人は現に營業を爲しつゝある中小小工業者にして引續き營業を爲す見込確實なる者に限る

#### 二、資金の用途

中小小工業者等の營業資金

### 三、貸付限度

同一借入主體に對し二萬圓以内但し無擔保の場合は五千圓以内

### 四、安全保障

(一)無擔保の場合 確實なる保證人二名以上を要す

但し道府縣又は六大都市の中小小工業資金融通補償制度其の他適當なる安全保障の適用を受ける貸付に付ては此の限に在らず

(二)擔保附の場合 擔保は左の如きものを以て之に充つ

工場財團、土地建物、器具機械船舶、有價證券、原料、商品、家具、什器、預金、債權、電話加入權等

#### 五、償還方法

十年以内の年賦、月賦若しくは日賦(元利均等償還たることを要せず)又は三年以内の定期償還の方法に依る但し年賦又は月賦償還の場合には二年以内の据置期間を設けることを得

#### 六、滞貸準備

道府縣又は六大都市の中小小工業資金融通損失補償制度の適用を受けざる場合に在りては各貸付機關は最終借受人に對する貸付に付貸付額に對する利鞘の半額(貸付額に對し年一分の割合を下ることを得ず)以上を年々滞貸準備金として積立つることを要す

### 無盡會社に對する融資損失補償制度

從來日本の二、三の府縣に於いては銀行の貸付損失に對し其の融通損失の補償制度を試みて居るが、之れを無盡會社に利用したのは今回左の如く和歌山縣の試みたのが全國の嚆矢となつて庶民金融の新しい試みとしては大變愉快なニユ



一スであるから左に其の規則の概要を摘記することとする。

和歌山縣報 第二五號(昭和十二年三月四日發行) 拔萃  
和歌山縣告示第一四二號

中小商工業者短期小額資金融損通失補償規程左ノ通定ム  
昭和十二年三月四日

和歌山縣知事 吉 永 時 次  
中小商工業者短期小額資金融損通失補償規程

- 第一條 縣ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ知事ノ指定スル無盡會社ガ中小商工業者ニ對シ資金ヲ給付シ之ニ因リ受ケタル損失ヲ補償ス
- 第二條 前條ノ規定ニ依リ縣ガ補償ヲ爲スベキ給付金ノ總額ハ十二萬圓以内トス
- 第三條 無盡會社ニシテ第一條ノ指定ヲ受ケントスルモノハ昭和十二年三月末日迄ニ知事ニ之ガ申請ヲ爲スベシ
- 第四條 各無盡會社ノ給付契約金總額ノ限度ハ無盡會社毎ニ知事之ヲ定ム
- 第五條 無盡ノ種類及方法ハ左ノ各號ニ定ムル所ニ依ル
- 一 一口ノ給付金額 壹百圓
  - 二期 間 十八月
  - 三 一組ノ口數 十二口
  - 四 給付ノ回数 會ノ成立ト同時ニ抽籤ヲ以テ三口給付シ以後三月毎ニ抽籤ヲ以テ三口宛給付ス
  - 五 一口ノ掛金 (一) 給付未済口一月五圓五十錢 (二) 給付済口一月五圓七十五錢
  - 六 豫定收支計算表別表ニ依ル

第六條 無盡加入者ハ滿二十歳以上ノ中小商工業者ニシテ縣下同一市町村ニ一年以上居住シ尙引續キ營業繼續ノ見込アル者但シ居住一年未滿ノ者ト雖モ知事ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 無盡一組ノ組織ハ左ノ各號ノ一ニ掲グルモノナルコトヲ要ス

- 一 同一市内又ハ同一若ハ隣接町村ニ於ケル前條ニ規定スル資格ヲ有スル商工業者十二名
  - 二 同一市内又ハ其ノ隣接町村内若クハ同一郡内ニ於テ營業ノ種類ヲ同フシ且ツ前條ニ規定スル資格ヲ有スル商工業者十二名
- 第八條 加入者ニ對スル給付條件ハ左ノ各號ニ定ムル所ニ依ル

一 資金ノ用途

(一) 原料、材料又ハ商品ノ買入其ノ他ニ要スル運轉資金

(二) 工場、店舗、倉庫、事務所、機械器具其ノ他設備ニ要スル固定資金

二 加入ノ限度一人ニ付一口トス

三 安全保證確實ナル保證人一名ヲ要ス 但シ同一組ノ無盡ニ加入セルモノ三名以上ノ連帶債務ナル場合ニ於テハ保證人ヲ要セズ

四 延滞利子一百圓ニ付日歩二錢以内

五 契約書、給付金契約書ハ總テ私書證書トス 但シ債權保全上特ニ必要ト認メタルトキハ公正證書トナスコトヲ得

六 權利ノ讓渡、當籤セル加入者ハ其ノ給付ヲ受クベキ權利ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得ズ

第九條 縣ハ昭和十一年度並ニ昭和十二年度ニ於テ豫算ノ範圍内ニ於テ無盡會社ニ對シ本規程ニ依ル無盡ノ契約高一千圓ニ付十圓以内ノ經費ヲ交付ス

第十條 無盡會社ハ加入者ヨリ契約上必要ナル收入印紙ノ外調査費其ノ他給付上必要ナル經費ヲ徴スルコトヲ得ズ

第十一條 無盡會社ニ於テ無盡ノ組織成立シタルトキハ豫メ一組毎ニ加入者ノ氏名、住所及職業ヲ具シ第六條ノ規定ニ依ル資格調



書ヲ附シ知事ノ承認ヲ受クベシ加入者變更セルトキ亦同ジ

無盡會社ガ給付ヲ爲シタルトキ給付済口掛金ノ全額ヲ收納シタルトキハ一口毎ニ遅滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

第十二條 損失ノ補償ハ各無盡會社毎ニ給付金總額ノ十分ノ五ヲ限度トス

第十三條 無盡一組毎ノ満期期日後一年ヲ經過スルモ尙給付済口掛金ノ全部又ハ一部ニ付掛金ノ拂込ヲ受クルコト能ハズ之ニ因リ

損失ヲ受ケタルトキハ無盡會社ハ補償金交付申請書ニ損失計算書及必要ナル證據書類ヲ添付シテ知事ニ補償金交付ノ申請ヲ爲ス

コトヲ得

第十四條 無盡會社ノ損失決定ノ基準及回收不能額又ハ取立不能額ノ決定ノ基準ハ別ニ之ヲ定ム

第十五條 無盡一組毎ノ満期期日後二年ヲ經過スルモ補償金交付ノ申請ヲ爲サザルトキハ無盡會社ハ當該無盡ノ給付金ニ付テ補償

ヲ受クルコトヲ得ズ

第十六條 損失額ノ決定其ノ他補償ニ關スル重要ナル事項ニ付テハ産業資金融通損失補償審査委員會ノ議ニ諮リ知事之ヲ決定ス

第十七條 無盡會社ハ補償金ノ交付ヲ受ケタル後ト雖モ懈怠ナク其ノ債權ノ取立ヲ爲ス義務アルモノトス知事必要アリト認ムルト

キハ無盡會社ニ對シ補償ヲ爲シタル部分ニ付債權ノ讓渡ヲ要求スルコトアルベシ此ノ場合無盡會社ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒

ムコトヲ得ズ

第十八條 無盡會社ハ補償金受領後補償ヲ受ケタル債權ノ償還ヲ受ケタル場合ハ無盡會社ガ其ノ被リタル損失額中補償額ヲ控除シ

タル部分ヲ填補シテ尙剩餘アルトキハ之ヲ縣ニ返納スベシ

第十九條 無盡會社ハ本規定ニ依ル無盡ニ付テハ帳簿書類ヲ區別シテ經理スルコトヲ要ス

第二十條 知事ハ何時ニテモ無盡會社ニ對シ必要ナル事項ニ關シ報告ヲ求ムルコトヲ得

第二十一條 知事ニ於テ無盡會社ノ被リタル損失ガ其ノ故意若ハ過失又ハ本規定違反ニ因リテ生ジタリト認ムルトキハ縣ハ其ノ損

失ニ對シ補償ヲ爲サザルコトアルベシ

第二十二條 知事ハ無盡會社ノ所爲ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スト認ムルトキハ既ニ交付シタル補償金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命

ジ又ハ將來ニ向ツテ第一條ノ指定ヲ取消スコトアルベシ

一 虚偽ノ申請又ハ報告ヲ爲シタルトキ

二 第十一條又ハ第二十條ノ報告ヲ爲サザルトキ

三 其ノ他本規程ニ違反シタルトキ

附 則

第二十三條 各無盡會社ノ本規程ニ依ル資金ノ給付ハ昭和十三年三月末日迄トス 但シ本規程ニ依ル資金ノ給付總額ガ第二條ニ定

メタル金額ニ達シタルトキハ期限前ト雖モ其ノ後ノ給付ニ付テハ本規程ニ依ル補償ヲ爲サザルモノトス

豫定收支計算表

一口ノ金額 一〇〇圓  
期 間 一二月 一八月

和歌山縣第二五號

回次	回数	給付済口掛金			給付済口掛金			給付金	差引過不足(△)金	差引累計剩餘金	各回給付口總額(年利)	金融利
		口數	口一	計小	口數	口一	計小					
1	抽	九	五、五〇	四、五〇	三	五、七五	一七、五〇	六、五五	100,00	△三三、三五	101,50	0,0176
2	抽	九	同	同	同	同	同	同	0	△二六、五〇	—	—
3	抽	九	同	同	同	同	同	同	0	△九、五五	—	—
4	抽	六	同	同	六	同	同	同	0	△三三、三五	101,50	0,0176
5	抽	六	同	同	同	同	同	同	0	△二四、五五	—	—
6	抽	六	同	同	同	同	同	同	0	△二七、二五	—	—







## 第二節 私消保險と信用保險との區別

商取引信用保險に就いて述べる前に、今日一般に日本で信用保險と呼ばれてゐるものは、どんなものであるかを略述して、これと、商取引信用保險との混同を避けて置きたいと思ふ。普通信用保險と云へば、(Fidelity Guarantee Insurance), (Fidelity Insurance), (Veruntreuungsversicherung) 誠實保險、(Unterschlagsversicherung) 私消保險、(Garantieversicherung; Kautionsversicherung) 保證保險など、稱して、米諸國に於いては早くから廣く實施され、我が國に於ても今日之れを一般に「信用保險」と名付けて明治三十七年から營業されてゐるのである。

此の保險は、他人の業務に雇はれるものが身元保證の代りに利用する保險であつて、被保險者たる雇主に對し、故意に財産上の損害を加へたる場合に、その損害を填補する保險である。すなはち、横領、拐帶、私消、竊取、詐欺等の行為によつて損害を加へたる場合は保險者が雇主に對して、その損害を填補するのである。この保險に於ける被保險者は雇主であるが、保險契約者として保險料を支拂ふものは雇主、雇人、若しくは雇人の父兄、親族、友人などである。この保險は個人的に單獨保險として行はれることもあるが又、一事業に於ける雇人を一團として行はれることもあるのである。

さて、茲に説明せんとする信用保險 (Credit Insurance; Kreditversicherung) は、前述せる今日普通に日本に於て稱へられて居る信用保險とは、その内容を異にするものであつて、主に商人間の取引債權に關するものである。歐米にあつては既に四十年も前から實施されてゐるが、我が國に於ては未だ營業されてゐないものである。私はこの保險を、

その内容から觀て、「商取引信用保險」と呼んでゐるのである。

## 第三節 信用保險の性質と其の種類

商取引信用保險と云ふのは、債務者が支拂不能に陥つた事に因り、債權者に蒙らしむる所の損失を填補する保險である。これには

- 賣捌金信用保險 (Warenkreditversicherung)
- 金融信用保險 (Finanzkreditversicherung)
- 家賃信用保險 (Mietkreditversicherung)
- 賃貸信用保險 (Pachtkreditversicherung)
- 抵當信用保險 (Hypothekenversicherung)

などの種類があるが、賣掛金信用保險は、これ等の中でも最も一般的に行はれてゐるのである。

此の保險は、品物の販賣者が、得意先の破産又は債權者との和解によつて販賣者の蒙ることあるべき正味の物質損害を擔保するもので、一名「貸倒保險」とも云ふべき性質のものである。すなはち、商人、製造業者等顧客を相手とする仕事で、一番大きな危険は賣却代金の回收不能といふ事であるが、その事實が起つた場合に、正味損失を契約範圍内で填補する保險なのである。

此の保險は又異常の損失に對してのみ被保險者を保護するのであつて、普通起り得る損失、或ひは第一回の損失、或



ひは取引關係に由らざる自分自身の損失は契約者の自己負擔として補填せず、それらの普通損失額を超過する正味の超過損失額のみを、補填するのである。

此の理由に基いて、商取引信用保険は、不良取引によつて起る超過損失、又は非常損害に對する補填の原則の適用なりと定義し得られるのである。

#### 第四節 商取引信用保険の發達

歐米に於ては、此の保険の發達には非常に興味を以て注視されて居る、實際此の保険が充分に其の機能を發揮することが出来れば、一般商取引の機構に大なる變革を來す事も想像出来るのである。其の收入保険料の額から云つても、優に火災保険料を凌駕するのみならず、生命保険料にも匹敵するものとなるであらう。然しながら、歐米の實際に於ては收入保険料未だ多からず、新種保険の内に於てさへ、重きをなすを得ないといふ現狀で、只單に將來の種目として囑目されて居るに過ぎない、將來此の種の保険を研究せんとするものに取つては一大科目でなければならぬ。米國に於て現在此の商取引信用保険を經營してゐる主要なる會社は、

1. アメリカ・クレジット賠償會社
2. 大洋・傷害及保證株式會社
3. ロンドン保證傷害株式會社
4. 内國保證會社

1. The American Credit in deminity Company.
2. The Ocean Accident and Guarantee Corporation Ltd.
3. The London Guarantee Accident Company.
4. The National Surety Company.

等である。右のうちアメリカ・クレジット賠償會社は一八九三年に、ニューヨーク州で創立され、大洋傷害保證株式會社は一八九五年に、ロンドン保證傷害株式會社は一九〇五年に合衆國內に商取引信用保険部を新設したのである。

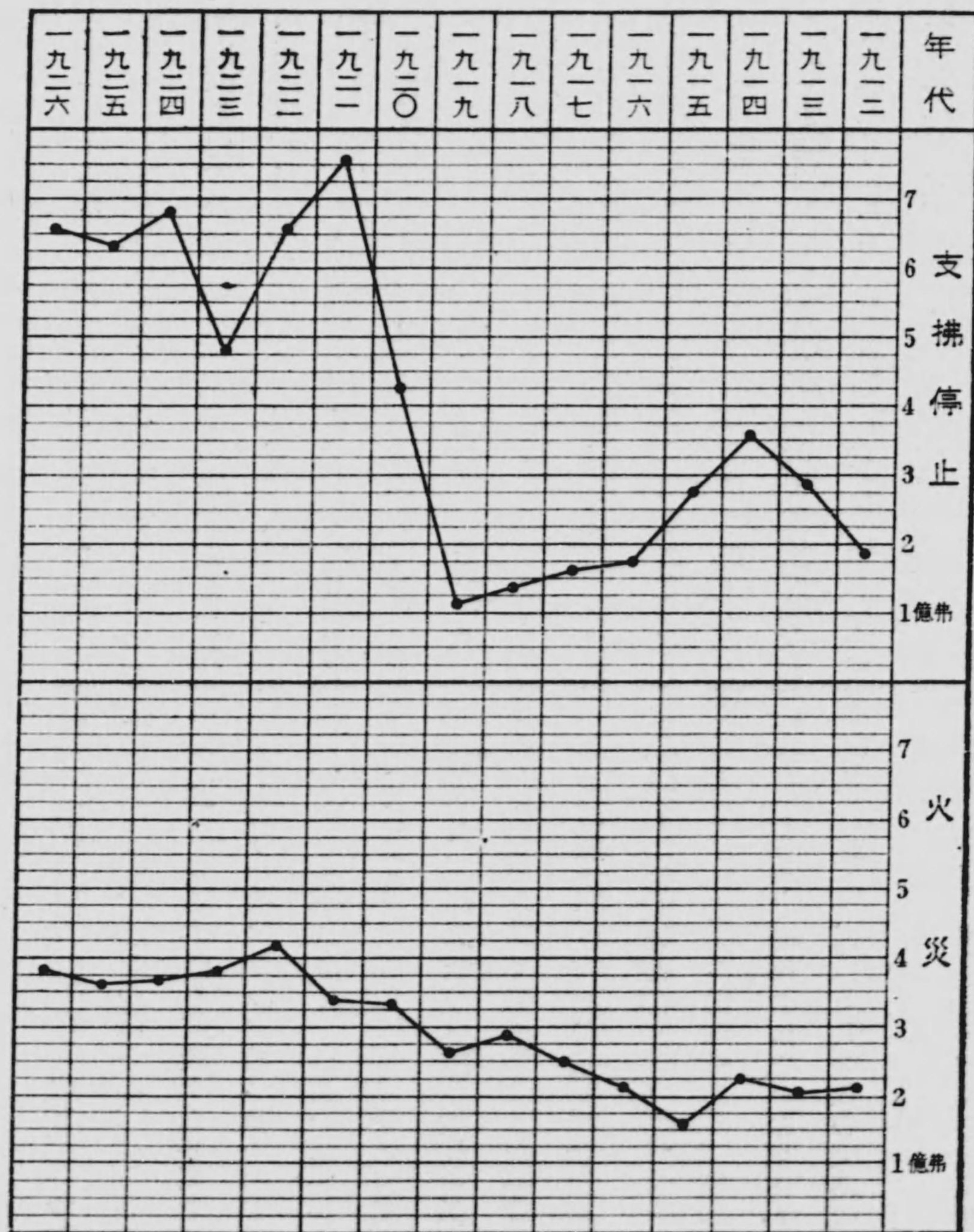
一八九八年以前の商取引信用保険事業は、未だ試験時代であつて、只或る範圍に制限された保険が比較的低い保険掛金で取扱はれてゐたことが判るのである。併しながら一八九八年以後は年を経るに隨つて、あらゆる種類の「不拂」をも取扱ふ様に自由化されて、遂に一九一六年には無制限の保険が實施される様になつたのである。

#### 第五節 商取引信用保険の發展の困難性

與へられた偶發事を保険するには、先づ第一に、その基礎となる危険率を知る必要がある。此の危険率は、長期間に亘つて或る同一類の偶發事に就いての過去の經驗よりその平均危険率を割出さなければならぬのである。斯様にして算出された危険率の正確の度合は過去の經驗的材料の量の多少に依つて左右されることは明白で、此の正確の程度と科學的研究の進むに隨つて、危険率を或る推量に一定する事が出来れば保険の原價は従つて保険料は或る制限内に輕減し得るのである。



第一表 支拂停止累年表



米國に於ける一九一二年より一九二六年に至る十五年間の支拂停止の數字と火災（森林を含む）の罹災數字とを對比すると

(一) 此の信用保険は新種保険の内で恐らく最も危険の見分け難い保険であると云つても過言でないと思ふ。即ち此保險では、據るべく危険測定の外形的、實體的な共通條件の發見が出来ない。これが此の保險の發達を阻害して居る原因の第一である。

それでは實際の保險會社のアンダーライティング・チャツジメントは何に據つて居るかと云へば、得意先の

1. 資力及金錢上の運用力の強さ
2. 支拂の敏速なりや否やの評判
3. 保險會社の經驗

によつて決定するのであるが、小資力のもでも支拂の甚だ正確なものもあるから、此の決定に付ては保險會社では充分なる調査をしなければならぬのである。

〔註〕(一)(二)(三)は鈴木巖氏「普通商業信用保險に就いて」(損害保險)第一卷(第一號一二三)に依る。

(二) 支拂不能の年次の數字を波線で表すと、波の頂點、即ち支拂不能の非常に多い年は不況時であつて、波の低點、即ち支拂支拂の非常に少ない年は好況時と云ふ事になつてゐる。

そして、右の圖表の頂點から低點までの間は大體四、五ヶ年、頂點と頂點との間は、大體八年乃至十年の間を置いて廻つて來てゐる。此の關係を「支拂不能の週期性」と名付ける。一體支拂不能の原因は、

1. 資本の缺乏、時勢の不良
2. 其の商店の經營者が其の商品に於ける平價の判斷の不當及其の職業に對する能力の缺乏



### 3. 災難、競争、他の失敗者の巻添へ

に區別する事が出来るが、好況時には物價の騰貴、取引の繁盛、買取品の値上り等によつて、右の諸原因による支拂不能は何れも隠されて其發現を延期するやうになる。然し不況時代になると、此等の隠され、延期された支拂不能は全速力で現はれて来るのである。一九一九年は世界的に好況時代であつて、支拂不能も前後十五年間を通じて最も少い。一九二一年の不況時代になつて、初めて其の力を現はして來た事は前掲の支拂停止の波線が物語つて居る。

此の保險もこの週期性の影響を受けて、年によつて其の業績に非常に高低がある。一九二二年から一九二六年迄の十五年間の英、米兩國の各三社宛の重だつた會社の平均損害割合を調べると、或る年は三分の損害割合であり或る年は八割九分の損害割合である。かゝる事は保險の經營上甚だ面白くない事で、これが此の保險の發達を阻害する原因の第二である。而して以上のやうな原因は現在東京市及府に於て實現せんとする。「信用保證協會」の事業に於ても亦同様の事が云へると思ふ。即ち信用保證協會の事業に於て其の規定する一步の保證料と一步の積權保金料合計二歩の保險料にて果して其の全部の危険負擔をカバーすることが出来るか何うか科學的には頗る疑問である。

(三) 最後に危険測定の困難な他の原因は「支拂不能と支拂延期」との區別の困難である。等しく支拂不能と稱するも、其の内には支拂はないのではなくて債權者に回收の能力のないものや、債務者に色々な理由から現在は支拂ふ能力が無いと云ふ場合もあらう。此等は結局支拂不能でなくて支拂延期である。若し保險で此の支拂延期をも擔保する事になれば人爲的危険は百パーセントになつて、被保險者は商取引に於いて相手方の信用に普通の注意を拂はぬ事になり、不良な、疑はしい、不正な諸勘定が何等の考慮を拂はずに保險せられることゝなるのである。其處で之を防止する爲め

に、此の保險で擔保する支拂不能を次のやうに限定して居る。即ち

1. 法律による破産又は支拂停止の宣告を受けたる場合

2. 右に準ずる場合

に限定し、單純な支拂不能を擔保しない事にして居る。右に準ずる場合とは

(一) 資産よりも大なる負債の爲めに一般的和解の申出をした場合

(二) 債務者が死亡、發狂、逃走せる場合

(三) 債權者の利益の爲めに其の事業の委託讓渡等のなされた場合

(四) 債務者の營業品のストックが差押へられ又は抵當權が設定せられたる場合其他が列擧せられてゐる

商人の立場から見れば、裁判上の破産或は之に準ずる場合は甚だ稀である爲めに實際上は左程心配しない。だから此の保險を利用する程度が低いのである。之れが此の保險の發達を阻害して居る第三の而も最大の原因である。

之を要するに、科學的に危険率を決定するには商取引信用保險の内容に鑑みて

一、商家の破綻

二、其の原因

三、破綻以前若干期間の其の商家の財政状態

等を漏れなく編輯せる記録に依らなければならない。故に商取引信用保險を取扱ふ保險會社が合理的正確さを以て、與へられたる信用取引内に潜在する危険の程度を決定する事が出来るのは、一定期間に亘つて注意深く調査された以上の



如き記録にのみ依るのである。併し斯くの如き統計は過去に於いては全然得られなかつたから、商取引信用保険の原價は概ね只だ推測に依つてなされたのである。従つて推測が全然當てはづれになつた場合の保險會社の損失を考慮して保險料金は充分高率であつたのである。

#### 第六節 商取引信用保険の統計上の基礎

此の種の保險に於て唯一の最も顯著なる發展は、保險會社が此保險に死亡表(死亡、生、殘、表)を準用したといふことである。

此の表は、「商取引信用保險率便覽」(the Manual of Credit Insurance Rates)と呼ばれゐるものであつて、最初一、九一九年に編輯され、尋いで一九二三年にニューヨーク州の法律上の要求に應ずる爲めに修正されたものである。

此の便覽は、二十五ヶ年以上の長期間に亘る保險會社の經驗と數學的計算を基礎とせる記録に依つて算出されたものであつて、この間には二つの戦争と、事業界の種々な特異的現象をも採録されてゐる。此等の記録には、色々の等級を付けて商店の販賣高と債務者の不拂の爲めに生じた損害高を明示してゐる。これは製造業者及各種の卸賣業者或は仲買人の非常に多數の經驗を正確に示してゐるのである。

#### 第七節 商取引信用保險の現状

商取引信用保險の契約者は製造業者及卸賣業者に限られ一般小賣人は除外されてゐる。その契約資格とも云ふべきも

のは、年額販賣高が五萬弗から七千五百萬弗に至る迄の商店と云ふ事になつてゐる。然し契約者の大多數は中等程度の商店が占めてゐるといふことである。(一九二二年九月銀行家の雜誌第一〇五卷三號五一九頁)

商取引信用保險會社では、二三の特種の營業を除いては總べての營業を取扱ふのである。(すなはち商品の性質上販賣期間の伸縮性、或は營業従業員の型に依つて餘りに取扱上迷惑とされてゐるものは除外されてゐる。例へば寶石商、毛皮、專賣特許機械、羊毛品の仲介及屑鐵の如き營業は特別面倒とされて居るので除外されて居る。

各種の營業は「保險率便覽」を適用して類似業目を調査する科學的方法の結果として、信用危險の性質に隨つて五つの等級に分類されてゐるのである。

第一類 は危險性が最も少い保險加入者として良質の部で此の類に屬する商店に發行された保險證券の一般状態は一番良好である。

農業用具、夜具及家具の製造業、バター、卵及チーズ、砂糖菓子及菓子製造業、藥舖及醫藥用油業は此の類に屬する

第二類 第一類より稍々劣るアルミニウム器具、夜具及家具の請負業、乗車及荷車、藥屋の雜種業、記念碑、鞣皮珍物

第三類 小供及婦人の衣服、スカート、コルセット、刃物家具、裝備品、寶石

第四類 小間物、玩具、反物、編物、襦袢及靴下の請負製造業

第五類 此の部類の危險は一般に保險せられない。

陸軍及海軍の用品、金剛石、毛皮、ラヂオ用品、專賣特許機械商等



## 第八節 商取引信用保険証券の種類

商取引信用保険に於てその証券は廣範圍に亘つてゐるが、之れを基礎的に分類すれば先づ『制限』と『無制限』の二つに分類される。

(一) 制限保険証券とは保険者が契約者の普通損失以上の超過損失を補填すべき最高責任總額を記入したる証券で、此の最高責任總額は証券面責任額の追加一千弗毎に追加保険料金を支拂ふ仕組で二十萬弗まで増加する事が出来るのである。

(二) 無制限保険証券は証券面に責任金額の無表記のものである。夫れ故に保険せらるべき個々の取引が証券面に特記してある率定と最高金額が約款の範圍内でさへあれば此の証券の下に總べての損失が補填されるのである。すなはち此の種の保険は債務者に對する最高金額が妥當なりと考へられる額に制限されて居る場合に限つて發行されるのである。又商取引信用保険証券は、その約款の中に保險會社が延滞勘定を集金するか否かの規定の有無に依つても異なるのである。つまり、

(1) 非集金式 (2) 任意集金式 (3) 強制集金式の三様である。

(1) の非集金式保険証券では、支拂停止の場合の損失をのみ補填し

(2) の任意集金式の証券では、若し保險契約者が約款の條項を楯に、支拂期日滿了後四十五日乃至七十日間以内に延滞勘定を集金の爲めに保險會社へ提出するならば會社は其の勘定を損失として承認する。併しながら、若し契約者が

集金の爲めに延滞勘定を提出することを怠るとか支拂不能に依る損失が遅れて起つた場合は其の損失は「保險期間中に起つた支拂不能」のみを承認されるのである。

(3) の強制集金式保険証券の下では、此の証券に依つて保險される總べての延滞勘定は七十日以内に集金の爲め會社に提出されなければならぬ。これを履行せぬ場合は賠償金額は其の後の怠慢の日一日毎に減額されるのである。

任意及強制保險証券の場合は延滞勘定を受理すると同時に委託集金の手續をなし、約定の集金費用を差し引いて集金額は直ちに契約者に送金するのである。斯くの如く受理された未集金勘定は証券の約款の定むるところによつて明白に損失として請求される。すなはち損失に對する保險金として支拂はれるのである。

## 第九節 商取引信用保険契約の基礎條件

總べて商取引信用保険約款には左の如き數個の基礎條件がある。即ち

1. 普通の損失
  2. 保險保護額
  3. 保險料
  4. 共同保險
  5. 保險期間
  6. 保險の目的としての支拂不能
- 此の六要素である。

一、普通損失 普通損失率は延滞勘定の取扱に對する商店の商業及延滞勘定の數、或は金額に依り主として決定されるのである。此の率は普段の販賣條件に依つても變化するし、原則上信用延長期間が長くなればなるほど帳簿上には未集金額が多くなり、従つて多額の金が延滞勘定中に含まれることになるのである。



茲に營業種目、營業狀態、販賣條件等本質的に同等な二つの商店を比較して見ると、延滞勘定に對して嚴格で、より多く効果的商業を採つて居る商店は常に例外なしに他の商店よりは普通損失率は小さいのである。さて普通損失とは、悪質債務の爲め普通に損失を蒙る處の金額を云ふのであつて、普通損失率は常に販賣高の百分率で顯はされる。

普通損失額は生産及販賣費用中の項目同様に計算され又考へられてゐるのである。保險契約が普通損失を自分で負擔する時には其の保險料金は可なりの額だけ輕減されるのである。

最高普通損失の基礎的數字は次の金額の一つに依つて決定せらるゝのである。

(1) 保險せられる最高單一勘定の十分の一

(2) 證券に依つて保險せられる第一か第二かどちらかのより大なる額の信用に對する單一制限勘定の總合計の四分の一

(3) 商取引信用保險率便覽によつて決定されて居る普通損失高

(3) の便覽の表は、營業種目を五等級に分ちその各等級に販賣金額に應じて變化する普通損失の百分比率、即ち販賣金額の増加するにつれて減少する百分比率を示す表が掲載されて居るのである。

例へば撰擇勘定のみを含む正規の證券は、一ヶ年十萬弗の販賣高に對する普通損失は左の如き率であるとされてゐる。契約者が

イ、第一類營業者ならば販賣高の五厘

ロ、第二類	同	六厘
ハ、第三類	同	七厘五毛
ニ、第四類	同	八厘
ホ、第五類	同	一分

と規定されてゐる。

次に左の條件に該當するものには、その普通損失に對して割増徴収が行はれてゐる。

一、契約者が二ヶ年以上營業を繼續して居らざるか、又は第三、第四、第五類に屬する者にして大ニューヨーク市に營業所を有する時は、上述せる規定に更に基礎的普通損失の一割五分が附加さるゝのである。

二、契約者が第三、第四及第五類中の營業者の場合には、第二信用率定に用ひられる制限勘定の合計の一分が更に追加徴収される。

同様に特殊の利點から決定さるゝ一定の割引は最後の普通損失額から輕減されるのである。若し契約者が前五年間の平均損失が最終普通損失の五割以上七割五分以下である時は、計算された普通損失の一割五分だけ輕減されるのである。此れ以上の好成绩の損失經驗に對しては同様の割引が行はれるのである。

併しながら、如何に好成绩であるからと云ふても最高單一制限額の十分の一より少額に普通損失を修正する事は出来ない。又正規の保險證券に對しては五百弗、共同保險證券に對しては七百五十弗より少額に修正する事は出来ないのである。



二、**保險保護** 總べて商取引信用保險は、契約者の販賣する如何なる一つの勘定であつても、其の損失は補填すべき最高金額を規定してゐるのである。此の最高金額は、資力と其の勘定自身の信用率を基礎として證券面に明確に特記されるのである。

何れか一つの率定に指定された最高金額は契約者が販賣する個々或は總ゆる勘定に適用するのである。何れの率定に當てはめるべきかを協定するのは商業興信所であつて、その商業興信所の撰擇は保險契約者にとつては比較的自由である。有名な興信所ならどこでも取扱つてゐるけれども、ダン商會とブラドストリート商會の二つの興信所が最も利用されて居るやうである。保險契約が成立する時は、保險會社と契約者の兩者に依つて先づ協定され、商業興信所はその契約者に適用すべき率定を決定するのである。

〔註〕

(1) 保險制限額を決定するに當つて保險會社が承認してゐる特殊の興信所は、左の通りである。

- (1) 國立寶石商務局
- (2) 寶石製造業者商務局
- (3) 鐵及鋼鐵商務局
- (4) 繪畫美術商務局
- (5) 靴及鞋革興信所
- (6) ライオン家具商業興信所
- (7) 活字商業興信所
- (8) 材木商信用組合

(9) 國立材木製造業者信用會社

故に一人の債務者の上に保險されるべき總額は、其の保險證券の「率定表」中の其債務者に該當する率に對して特定された金額に極限されるのである。(第五十七表參照)

若し一人の債務者が二つ以上の支配率を有する時は、保險せらるべき債務額は、高い定率が若し輕減されない時は高い定率に對する金額に限定されるのであるが、高い定率が引下げられた場合にはその引下げられた低い率に對する金額に限定されるのである。

その金額は特別の商業興信所報告で輕減された場合の外は、商業興信所の最近の發刊書の定率が支配するものと解釋すべきである。若し債務者の姓名が最近發刊の定率書に載つてゐない時は、債務者への取引は取引日附に遡る四ヶ月以内に編輯された興信所の報告中に載つて居る時は、その時の定率に據つて定められるのである。若しそれにも載つてゐない時は取引後四ヶ月以内に編輯されるべき最初の興信所の報告中に載るべき率定に依り定められるのである。

第二表 定率表

此表は卸賣専門雜貨店に發行された實際の商取引信用保險證券から引用せる定率表である。

此の證券の下に各個の支辨無能力債務者の上に保險せらるべき總合計額は添附定率表中の其の債務者の該當定率に對する金額を越ゆる事を得ざるものとす。







(5) 共同保険の金額

(6) 制限されたる場合の保険期間と其の額面價值等

(7) 集會費の負擔

既に吾人が前の關係記事に於いて指摘して置いた通り、保險會社は煩雜なる數學上の計算を長期間に亘つて繼續した結果種々の營業種目に亘る確定せる定率表の便覽を作製する事に成功してゐる。此等の表は生命保險會社の死亡表に準じ、同一方法で用ひられてゐる。夫れ故に保險料金の率は右に列擧せる要素を注意深く考慮した後のみ決定されたものであつて、其の要素の最大部分は證券の裏面の保險申込中に記載されるのである。

**四、共同保險** 商取引信用保險の根本的特色の一つは、その内容が共同保險の性質を持つてゐるといふことである。保險契約者は最善の危險に對してすらも、共同保險するか或は危險の一部を負擔する事を要求されて居る。斯くして、良い等級の且つ選擇されたる債務者からの損失に對して保險さるゝ金額は、商事興信所が債務者に割り當てた最低資本率定の約二割か、又は二割五分に限定され得るのである。

註(1) 最高單一勘定保險制限の率は證券面の表中に記載さるゝ通り、第一信用定率では、五分の低率から二割五分の高率まで差異があり、第二信用定率では三分五厘から二割まで差異がある。併ながら、最も多くの資本率定に對する最高保險制限は信用定率が第一であるか或ひは第二であるかに隨つて最低資本率定の二割か二割五分であるかゞ定まる。

例へば良質の危險に對しても保險業者は一千弗の實際損失に只だ九百弗の範圍までのみ責任を持つのである。すなはち、契約條件の中には全額となつてゐても保險契約者は、殘額一百弗の範圍まで危險の部分を負擔する事を要求されて

ゐるのである。一般に總ての保險事故に適用する共同保險の目的は

1. 販賣者の概算利益を正味損害より差引く爲め
2. 超過保險を防ぐ爲め
3. 人爲的危險を防ぐ爲め
4. 注意深く取引をなさしめる爲めである。

商取引信用保險は「定率外」の債務者の支拂無能力による損失は之れを補填しない。統計上の證據に依ると最も大きな損失は「定率外」の勘定から生ずるのである。斯る劣等の信用危險をも保險會社は保險することもあるが、之れには餘程多額の保險掛金の支拂を要求する特別の附帶條件に依るは勿論、其の責任額は保險金の三分の二以下に制限するのである。

**五、保險期間** 商取引信用保險證券は一般に一ヶ年の期限で發行せられる。但し契約者が事業年度の満了期に保險期間の満了を希望する時は多少期間を延ばす場合もある。大抵の商店では事業年度は舊年と一致してゐるから契約の大部分は十二月三十一日に満了する様に取扱はれてゐる。

此の契約に依つて保證される總べての損失はその契約期間中に起るべきものに限定されてゐる。すなはち「保險者の責任の始期は一定の申込がなされた日に引渡しの終つた貨物から始まるのであるが、特別の場合には申込前二週間迄に引渡のあつた貨物は認める事もある。如何なる事情によるも、保證證券が發行された日附以前に引渡を済ました貨物に



就いては保険者に責任がない。

此の保険の種類は左の通りである。

1. 個々の取引或は數多の取引に於て、一ケ年の仕切書面價格に對する爲替手形の不渡を擔保するもの
  2. 個々の取引或は數多の取引に於て、一ケ年間の信用貸の貸倒れを仕切書面價格によつて擔保するもの
  3. 一年以内に所定制限額迄引渡した商品に對し一定得意先の十五ヶ月以内の支拂不能を擔保するもの
  4. 一被保險者の一ケ年の全取引に對し、普通の損失額以上の損失を生じたる場合、其の超過額の一定割合を擔保するもの、(此の 4 の契約は不慮の災害を防止するを目的とする)(『損害保險研究』鈴木巖氏普通商業信用保險に就てより引用)
- 保險期間の満了と共に保險證券は毎年更新され、書替へられるのである。而して書替へられた保險證券の有効期間中は、舊證券の有効期間中の取引から起つた損害及舊期間中に引渡しのおつた貨物に對しても新期間のものと同様責任を以て約定せられ得るのである。若し契約者が證券の有効期間中に支拂停止に會ひ、又は此れまで營まれてゐた營業を停止するか、破産清算に附せらるゝ場合には、保險は直ちに停止され、其の停止日には恰も證券面の満了期日と同じやうにして整理が行はれるのである。

**六、保險の目的としての支拂不能** 商取引信用保險は債務者の支拂不能に依る損失を補填する點に於ては同様であるが、しかしながら個々の内容はその性質によつて異つて居る。即ち任意保險證券では補填を受ける者が六十日間以上延滞して居ない勘定を集金の爲めに會社に提出する時には其の債務者の勘定は支拂無能力と見做される規定である。又支拂無能力の第一定義の中に含まれる爲めには、會社への勘定の提出が任意でない場合には、其の勘定は七十五日間以上延

滞しない前に提出せねばならぬのである。次の場合も亦支拂不能と見做される。

- (1) 破産或は家資分散の申請が合衆國或は州或は其の領土、或は加奈陀の法律の下に債務者に依り、或は債務者に對して爲されたる時
- (2) 債務者が其の債權者に對して資産よりも大なる負債の爲めに一般的和解を申出せる時
- (3) 債務者に對して其の債務の受取人が任命さるゝ時
- (4) 債務者が死亡、發狂の場合
- (5) 債務者の營業品のストックが一人の債權者か或は數人の債權者の所有に歸し、又は抵當權が設定されたる場合
- (6) 債務者の商品が差押へられ、或は競賣處分に附せらるゝ時
- (7) 債務者に對する差押、或は競賣執行の令狀が不満足に返還さるゝ時
- (8) 債務者が營業品を纏めて他に移轉し、或は賣却する時
- (9) 債務者が逃亡せる時
- (10) 債務者が債權者の利益の爲めに其の事業の委託、讓渡等の爲されたる場合
- (11) 債務者の營業品が差押或は執行の令狀によつて賣却されたる時
- (12) 債務者が裁判所の判決を認めた場合
- (13) 債務者の事業が債權者の數及金額の過半数に依つて任命されたる委員會に依つて讓渡せられ、或は取り上げらるゝ時



#### 第十節 商取引信用保険に對する賛否の論

此の商取引信用保険は以上の如く、其の保険としての危険負擔の率制定に關しまだ確實なる數字的根據なし。従つて會社の負ふ負擔にも年によつて非常な開きがあり云はゞまだ試験時代に屬するものにして従つて其の賛否に關しては各種各様の議論があるが、今左に其の主なるものを記してみることにする。

##### 一、賛成論

1. 來るべき年に於ける損失が大體幾許であるだらうかを豫知することが出来る
2. 取引先の資本状態並に營業状態等は詳細に知り得られる
3. 超過損失が被保される結果販賣高が増加するやうになる
4. 廣範圍に亘たる不況時代が見舞つて來た場合に於いても、その損失を保險會社に轉嫁せしむる事が出来る
5. 延滞勘定を集中して貰ふ事が出来る

##### 二、反對論

1. 支拂無能力の爲めに生ずる損失に對する費用を精密に豫め決定する事が不可能である
2. 契約の有効期間中に蒙るであらう損失高の合計を正確に豫め決定する事は困難である
3. 保險會社が契約者の立場を考へて商取引關係の勘定を取扱ふに注意と警戒とを拂ふかどうかは疑問である
4. 取引先の信用状態を調査する事なしに、その取引先の信用を保險證券に記入する事は劣等なる商策である

5. 損失全部を代償せしむる事が出来ない
6. 債權者が自身で取立て出來ぬ程の一般的不況の激しい場合、保險會社が其の損失負擔に堪え得るや否やは疑問である
7. 商人自身が損失に對する準備積立金を積立る以外は保險は必要ではない（此の性質を火災保險と同一視するのは誤謬である）
8. 前の表にも表はれてゐる如く、普通損失高の取扱法は保險契約者に對して不公平である
9. 保険料金が高い故に長期間に涉つて自家保險する方が却つて安くつくといふ事も云ひ得る

#### 第四章 信用調査

從來、中小商工金融機關は資金貸付の際の信用調査の方法は普通營利的の私設興信所を使ふか、又はその金融機關直屬の信用調査機關を使つて居たのである。

此の信用調査の方法は不完全にして、しかも多大の手續を要し、それが爲め借入人の金利は必然的に高利となるか、或は此の信用調査の困難の爲金融機關は勢ひ貸出しを手控へる結果となるのである。此の信用調査の方法が今少し簡單に出來得るならば、既設の金融機關としても現在よりも一層、その貸出し先きを擴張出來ることになるだらうと考へらるゝのである。最近商工省では之等のことに氣づいたとみえて全國の商工會議所を動員して、これに充らしむるやうな



機關を作りたいたと云ふやうな希望があるらしく新たに來年度の豫算に之れが費用を計上したやうである。

左に述べる所の米國の「クレヂット・アツソシエーション」は小賣人が消費者の信用程度を調査する機關としての一制度であるが、この制度が、金融機關の資金供入を希望する資金消費者の信用調査にも何等かのヒントを齎すものと信じ左に摘記することとする。

### 第一節 信用調査制度のない日本の小賣商店

商店の經營改善の一つの目標は、其の商店の販賣高の増進にあることは勿論である。而して、その販賣高の増進には必然に『掛賣り』の増加となり、又『掛賣り』の増加に伴つて相當量の販賣高の増加を來たすことは争はれない事實である。而してこの『掛賣り』高の増加は必然的に、又『掛倒れ』の増加となるのである。

一方、商店が積極的に販賣高の増加を企圖しなくとも、現代の如き、經濟的週期的變動の多い取引社會に於いては、消費者階級購買客の信用調査を充分にして『掛倒れ』による損失を最少限度に止むることが必要である。

今、東京市及び名古屋市の商業調査によつて商店の『掛倒れ』率を示してみると、東京市の商店の『掛倒れ』は販賣總額の五分七厘、又名古屋市のそれは販賣總額の五分六厘に當つて居る。

又、其の貸倒れの内容を分類すれば大體左の通りである。

#### 東京市の商店の貸倒れ口數内容

二厘	一、三〇口數	一分二厘	三、二五〇口數	三分五厘	一、六四〇口數
三厘	一、〇九七	一分四厘	一、八五五	四分	一、〇〇七
四厘	一、一八五	一分六厘	一、四三五	五分	一、五五五
五厘	一、一四五	一分八厘	一、四四〇	六分	一、三六〇
六厘	一、三三七	二分	九四	八分	一、三六八
七厘	一、三三九	二分二厘	一、五三三	一分	一、四三三
八厘	一、一二七	二分五厘	一、三七一	一分以上	一、四三三
九厘	一、二六八	二分七厘	一、〇三三	不明	四八、〇一八
一分	八五五	三分	一、〇九二	合計	八〇、三三三

而して之等の數字の累年比較を知ることが出来るならば、恐らくは累年増加の傾向になつて居ることであらうと思ふ。然らば、これらの『貸倒れ』を如何にし僅少ならしめることが出来るかと云へば、勿論、其の商店に於ける販賣の際、成る可く現金賣を多くし、懸賣りを尠くすることが先づ第一であるが、その次ぎは懸賣りの際購買客の信用に關し、常に充分なる調査と研究とをなして、濫りに懸賣りをしないこと、今一つは、懸賣りの集金を完全にすること、の三つの方法にするより外仕方の無いものである。

しかるに近代の小賣商店に於ける販賣に於いては或る特殊な商品を販賣の外は、その大部分は『懸賣り』にするより販賣増進を爲すことは到底不可能のこと、考へらるゝのである。従つて前に述べた購買客の信用調査と集金の完全とは、この小賣店の『懸賣り』による貸倒れを尠くする唯一の方法である。

然るに拘らず、日本に於いては、大商店の取引は『信用興信所』其の他特殊な信用調査機關を利用して居るが、日本



の大部分の小賣店に於いては何等これに關する特殊な施設もないし、又研究もされて居ないのである、勿論之等の方法に關して日本の商店には此の種の施設は皆無と云ふのではない。例へば明治時代の東京の下宿業がその不拂客に對する對策としてその不拂客を組合員の店頭に掲げ、又或る部分の洋服裁縫業の組合が、その不拂客を互ひに告知し合つて將來の不拂客の注文に警戒し合ふなど、云ふ制度は一部分の方面には不完全に行はれたのであるが、完全に之れを組織化して行つた事を未だ聞かないのである。

然るに米國に於ける全米信用局 (National Credit Association) は、我が國の商店の此の不完全な制度に對して取つて以つて用ふる可き一つの良制度であると考へるのである。

左にその制度の概略の説明を試みやうと思ふが、若しこれを近時發達の緒につける商業組合の協同的、事業とし又同業組合の局面打算の一つの新事業となすことが出來得るならば、不況に惱める日本の小賣商店の苦惱打開の一助とも成るものと信ずるのである。

## 第二節 クレジット・アソシエーション事業の目的

此の米國のクレジット・アソシエーションは、一體何の目的を以つて生れたものであるかと云へば即ち左の通りである。

『小賣店』が『懸賣り』によつて生ずる損失の機会を最少限度に減少するためには、小賣商人はその營業を組織化し、あらゆる安全保障の手段を以つて自己の懸賣りによる損失を防禦する事が必要である。米國のリテール・クレジット・

アソシエーションは、此の目的の爲めに生れたものであつて、その協會は相互組織の方法によつて、加入者商店の顧客の支拂に關する習慣及びその信用程度を互ひに報告し合つて、これを加入小賣店間に互ひにその報告を交換し合ふのである。『註一』と云つてあることから、その目的の概要を知ることが出來ると思ふ。

〔註一〕 The Value of Retail Credit Association (1934) の六頁以下參照

而して、此の協會は前の目的の所に於いても述べたやうに、非營利の相互組織であつて、會員互ひに自己の不拂客を報告し、協會に於いては此の報告に基いてこれを他の一切の會員にも報告する義務があるのである。

## 第三節 クレジット・アソシエーションの歴史と現況

米國に於けるクレジット・アソシエーションは西曆一八六九年ニュー・ヨーク州のブルクリン市に始めて建てられたものであるが、越えて三年の後の一八七二年にはニュー・ヨーク市の小賣商人保護協會によつて紐育市にも創設せられ、更らに一八九〇年には全米各地に於いて十二のクレジット・ビューローが數へられ其の下に五十の代理店が活動するやうになつたのである。後更らに一九一五年には八十八の地方局を有することとなり、一九二一年には之等の地方局を統一管理する所の現在の『全米小賣人クレジット協會』と云ふ中央協會が設立されて、之等地方局の連絡統一を爲すこととなつたのである。其の後更らに長足の進歩を爲し一九二八年には九百十二の地方局を有することとなつたのであるが、現在では更らに擴大されて、その地方局は一萬を算し、全米國中の人口七萬三千人以上の都市には全部地方局が設置され、又人口二萬五千人以上を有する都市の中僅かに十六都市に其の地方局がないのみで、他の全部の都市には其



の地方局が存在することゝなつたのである。

而して現在では全米國の全人口の約七割五分の人の信用カードは之等一萬の地方局に於いて保管されて、又全米國の成人の購買客の約五割の記録が残されて居るのであつて、恐らくは茲數年を出でずして全米國の全購買層の信用調査が出来て、協會加入商人は之れを有用に利用することが出来るやうになることであらうと思ふ。

#### 第四節 クレジット・ビュウローの經費

前に述べたやうに、或る地方の會員(商人)は其の地方の地方クレジット・ビュウローに加入して居つて、其の地方クレジット・ビュウローの一定の費用を分擔せねばならぬ。而して此の地方クレジット・ビュウローは「全米小賣人クレジット・アツツンエーション」に所屬して居るのであるから、一地方の會員でも此の中央機關を通じて各地の此の地方クレジット・ビュウローの機能を利用することが出来るのである。

而して、此の加入者のその加入の地方クレジット・ビュウローに支拂ふ所の分擔金はその地方々々によつて多少の差違はあるが大體左のやうな規定である。

即ち地方局の分擔金は加入の時一定の加入料金を徴收し、經常費の會費は從來の一定の均一制會費から漸次、制限制度、又は度數制料金に變つて行つて居る傾向がある。何となれば從來のやうな年額の均一制の會費制度では加入の各會員が一ヶ年拂ひ又は一年拂ひの一定額の會費によつて、無制限にそのサービスや調査を要求する弊害があるのと、今一つ度數を多く利用する會員と、少しも調査を依頼せぬ會員との不均衡を來たす恐れがあるので、この二つの理由で地方

局の分擔金は次第に制限制、又は度數制に變化して居るのである。

即ち制限制度では或る一定の度數までは均一の定額會費にしていゝが、この規定の度數を超過するとその度數によつて度數料金を徴收する制度である。又度數制度はその名の示す様にその使用の度數によつて會費を拂込ましむるのである。

又、その業種やその加入者の組織の大小によつて會員の使用する度數が異つて居るから之れによつて會費を決定する方法をとつて居る地方局もある。例へばミシガン州のサギノ市では左のやうにその料金を定めて居る。

銀行業	十五弗	藥店	十二弗	二十四弗
洗濯業	十二弗	帽子店	十八弗	二十四弗
自動車販賣業	二十四弗	六十弗		
		吳服商百貨店		
		〔ペルー市六十弗	ココモ市百五十弗	ロガンズ・ポート
		市百八十弗	サウス・ベンド市三百五十弗	六百弗

又度數制を採用して居る地方局に於いて、或る地方局では局の報告書の種類によつたり、又其の實費や、報告事項によつて料金を違へて居る所もあるが、此の種の地方局ではその料金は一件毎にその報告の種類によつて二十仙以上二弗以下を徴收して居る。しかし地方クレジット局の報告の九割までは大抵八十仙以下である。又、デンバー市の地方局では最初の百件までは一件毎に三十仙であつて、それ以上の件に對しては一件毎に二十五仙を徴收して居るのである。

大體に於いてこれ等の報告に支拂はるゝ分擔金は其の料金が非常に安いのであるが、これは左の如き二つの理由からである。即ちその第一の理由は、此の組織が相互主義であつて加入會費が常に此の觀念の下に絶へず購買客の信用に關する報告を協會に向つてして呉れるので調査の資料蒐集に割合に費用がかゝらぬ事、第二の理由は一つの調査に關し局ではこれを數回も同じ報告を別々に料金を取つて賣ることになるのとこの二つの理由から、此の制度による分擔金は比較



的低廉にて事足りるのである。

### 第五節 クレジット・ビューローの事業の内容

クレジット地方局では加入會員の爲め大體左のやうな仕事をして居るのである。

#### (一) 信用調査

地方クレジット局では、加入者の電話又は書面の申込みによつて、其の地方の購買客の信用調査に關するカードを準備して置いて直ちに之れに返事の出来るやうにしてある。但し其の調査を要する購買客のカードの無い場合には此の名を直ちに調査係に報告し、又其の調査が古かつたり、充分でなかつた場合に再調査修正の爲め最近の調査報告を得るため調査係へ廻送されるのである。

而して之等の報告書には總て加入會員に渡して有る暗號表と等しい暗號によつて報告されるのである。今その一例を示してみると

#### (a) 購買客の等級表

A. 五百弗 B. 二百五十弗 C. 一百弗 D. 五十弗 E. 二十五弗 F. 十弗

#### (b) 購買客の類別

- P. 支拂迅速、先月の勘定支拂済
- S. 支拂遅延、勘定支拂は三ヶ月又は六ヶ月遅延
- B. 破産した事がある
- G. 支拂善良なるも迅速ならず
- R. 現金取引が必要
- VB 勘定は目下協會の手にて徴收中

其の他、多數の暗號があつて、報告は全部之れにより、此の報告は加入店の主人又は店員の外他見を禁じて居る。

#### (二) 會報の配布

各地方局では日刊、週刊、月刊、不定期刊にて印刷又は謄寫版刷りにて會報を發行、之れを無料會員に配布して居る。又全米のクレジット協會に於ても同様會報を發行して居る。而してその會報の内容は、法律問題、集金事務の指導、集金の遅れた結果の報告、各商店の經驗談等である。

#### (三) 集 金

現在地方クレジット局の約三分の二までは色々な形に於いて、加入商店の集金事務に手傳ひをして居るのである。その最も普通のものには左のやうな協會所定の集金用の支拂催促状を印刷頒布して居るのであるが、現實に集金をしてやつて居るものもある。又一人の購買客が數人の會員から掛買ひをして居る場合、協會では之等加入會員の請求を一纏にし、その購買客の給料日に或る一定金額を地方クレジット局に支拂はしめると云ふやうな方法をとつて居る所もある。

#### 〔支拂請求書の一例〕

(冒頭に全國の地方クレジット局連記)

謹啓 本協會は御承知の如く既に既往二回に互り左記貴下の御勘定に對し御支拂ひを請求いたし候も今以つて御支拂無之本協會に於いては貴下の御意志の那邊にあるかこれが諒解に苦しみ居候  
就いては右御負債を向ふ十日間以内に御支拂ひ下されざるか、或は御勘定を有する左記商店と満足なる御協定が成立せざる場合に於いては本協會は止むを得ず貴下を義務不履行の方として本協會の記録に留めざるを得



ざること、相成申候

何卒右に關し即刻御處判下さるやう重ねて御願申上候

年 月 日

敬 具

×××××クレジット協會

一、御勘定を有する商店

一、金額

#### (四) 研究会、講習會、座談會

加入者は週に一回又は半月に一回、月に一回定期集會を開くの外、その加入者の業種によつて、石炭商、自動車販賣店、家具店、呉服商、寶石商、洗濯商、樂器商、建築材料店等種別の集會を開き、その業務に特殊な、しかも共通な集會問題其他の研究会を開く外、全會員共通の法律研究会、講習會、講演會、座談會、研究会等を開くのである。

#### (五) 其他の事業

掛賣りの便利と代金の即時支拂の必要を一般購買客に周知せしめ、又其の習慣を養はしむる爲め協會の名で新聞廣告をしたり、又講演會を開くのである。その外小切手法、動産の差押法等の改正を叫び、掛賣り商人の權利を主張する外移轉法等の新立法を提唱して運送店其他が個人の移轉を依託された場合其の移轉先を警察に通告す可き義務を負はず法律の通過に努力して居るなど、小賣人の保護法律の立法運動に従事して居る。

#### 第六節 加入した會員の義務

クレジット・アツクシエーションに加入するには協會所定の一定の加入書に記名捺印して一定の會費を納入すればよいのである。しかし此の種の事業たるや單にそれのみには協會は成立し、又完全に發達しないのである。會員は各自にその相互主義の組織であることを自覺して、忠實に一般購買客の信用状態、支拂状態に關して詳細報告するの義務があるのである。而してクレジット地方局では各加入者に其の報告を求むる爲一定の報告用紙を分配して置いて之れに記入郵送すればいゝやうにしてあるのである。即ちクレジット地方局の資料は大部分此の方法によつて蒐め得らるゝから、彼の營利的の私設の興信所と違つて確實にしてしかも會費の低廉を期することが出来るのである。

以上は大體、米國に於けるクレジット・アツクシエーションの組織とその仕事の大要であるが、日本に於いても、勿論之れよりも小規模であり不完全であるが、之れに似た一つの施設がある。それは東京府下の無盡會社二十數社が相寄つて作つて居る加入者の信用調査機關である。これは裁判所に公示された破産及強制執行等を受けた人々の人名及手形の不渡となつた人々の人名をその専門の通信社より供給を受けて之れをA、B、C順に分類して一定のカードとし、又各會社より報告する不良加入者も之れを記録して索引に便ならしむるやう整理して置いて、加入會社より照會のあつた人名に對して調査報告するのである。唯東京の無盡業者の此の種のカードはまだ積極的にその信用状態、資産状態まで調査して居ないから各會社の利用にまだ充全を盡したとは云へないが、それでも可成り便利な役割りを果して居るやうである。現在、日本に於いても中小商工業の金融が結局は信用調査の困難より危險負擔の多額となること、又信用調査に費用



を要することより引いては貸付金利が高率となることなどが問題とされて居る今日、此の種の機關は單に小賣商の掛貸しの回収を容易にして貸倒れを少くするのみならず、此の種の機關が完備するならば中小商工金融の上にも新しい一部分を開拓して、その資金の融通がいくらか緩和さるゝ結果となるのではあるまいかと思ふ。

商業組合の一つの協同事業として、吾人は商業組合が速かに此の種の事業を始められんことを望むものである。左に参考の爲め、米國に於けるクレヂット・アツソシエーションの規約其の他を記載して置く。

### 第七節 クレヂット××地方局規約

第一條 名稱 本協會ノ名稱及稱號ヲ……ノ小賣クレヂット協會ト稱ス

第二條 目的 本協會ノ目的ハ左ノ如シ

(一)會員相互ノ意志ヲ交換シ且ツ相互援助ノ目的ノ爲會員ノ親密ナル關係ヲ圖ル

(二)定期集會ニ依リ總テノ「信用貸」認容者間ニ善良ナル協同心ヲ養ハシム

(三)會員間ノ信用貸ニ關スル報道ヲ交換シ、信用貸ヲ認容スルニ當リ統一ト之レガ保護トヲ期待シ得ル良法ヲ採用ス

(四)信用貸認容ニ關スル一般法ノ立法ニ協力シ且ツ改善ス

(五)民衆ヲ教育シ、勘定ノ即時支拂ノ必要ヲ知ラシムル爲メノ出版物ヲ發行ス

第三條 會員 (一)本協會ニ入會シ得ル者ハ信用アリ且ツ信用貸ニテ小賣販賣營業ヲ爲シ居ル個人經營者、合資會社、株式會社、及ビ良キ信用アル銀行或ハ保險會社ノ代表者 (二)或ハ本則中ニ掲ゲザル他ノ營業ノ代表者タルベシ 但シ本條後者ノ入會許可ハ本協會重役ノ三分ノ二ノ賛成投票ヲ必要トスルモノトス。

(A)本協會ヘノ支拂金ヲ六十日以上滞納シタル會員ハ書記ヨリ重役會議ニ報告セラレ、重役會議ニ依リ權利ヲ停止セララルベシ

(B)本協會々員ノ會員權ハ、其ノ會員ヲ除名スルニ足ル正當ニシテ且ツ十分ナル理由ノアル場合、重役會議ノ四分ノ三ノ賛成投票ニ依リ取消スコトヲ得 此ノ場合既納ノ金額ハ退會ノ時本人ニ返還セララルベシ 但シ退會ヲ命ゼラル、以前其ノ事件ニ就キ其ノ會員ガ代表シ居ル商店ニ通告セララルベキモノトス

第四條 會費 會員ノ會費ハ一ケ年……弗ニシテ前納スベシ此ノ會費中ニハ全國小賣クレヂット協會ノ會員ノ一ケ年分ノ會費ヲ含ムモノトス

第五條 役員 本協會ノ役員ハ會長、副會長、書記、會計及重役會議トス

第六條 會員ノ入會申込

(一) (A) 申込者ハ本會規定ノ申込用紙ニ署名シテ本會ニ差出スベシ

(B) 總テノ會員申込ハ次ノ正規集會ニ提示セラレ、其ノ勸議ニ依リ重役會議ニ回附サル、モノトス

(二) 各申込者ノ入會許可ト共ニ會長ノ署名及ビ書記ノ副署アル會員證ヲ交附スベシ

第七條 會員證ノ名義變更 善キ信用アル會員ハ正當ナル理由ヲ述ベタル書面申込書ヲ提出シ會員證ヲ他人名義ニ變更スルコトヲ要求シタルトキハ、其ノ會員證ガ満期ニ達スルマデ、名義ノ變更ヲ受クル者ガ申込者ニ依ツテ代表サレタル營業ト直接關係ヲ有スル場合ニ限り之レヲ許可ス

(二) 退會スル會員ニ引繼ゲベキ者ハ會員證満期迄ノ間本則第六條ノ規定ニ隨ヒ會員ニ選舉セラレザルベカラザルモノトス

### 事務細則

#### 第一條 集會

(一) 總會ハ毎年……ニ開クモノトス。總ベテノ役員及ビ重役ハ此ノ集會ニ於テ選舉セラレ一ケ年間、或ハ其ノ後繼者ガ選舉セラレ且ツ就任スル時マデ就任スベキモノトス 役員ノ就任式ハ次ニ來ルベキ總會ニ於テ執行セララルベキモノトス

(二) 協會定期集會ハ毎月……日ニ行ハルベシ



(三) 特別集會ハ必要ト認メタル場合、會長ニ對シ十名ノ會員ガ署名シタル書面請願書ヲ提出スルコトニ依リ召集セラルベシ  
特別集會ノ通告ハ集會日ノ二日以前ニ爲サルベキモノトス

第二條 定數 本協會ノ全會員數ノ四分ノ一ヲ以ツテ定期或ヒハ特別集會ニ於ケル事務ヲ取扱フニ當ツテノ定數トス 重役會議  
或ハ各委員會ノ會員ノ過半數ヲ以ツテ其ノ重役會議或ハ各委員會ノ定數トス

第三條 報道 (一)本協會ヲ通シ或ハ本協會ノ集會ニ於ケル不拂勘定ノ講究ニ於イテ得ラレタル信用貸ニ關スル報道ハ會員ノ使  
用ノミニ限リ、決シテ會員外ニ使用ヲ許サザルモノトス

#### 第四條 役員ノ義務

##### 會長

(一)會長ハ協會ノ總テノ定期集會、重役會議ノ議長タルベク、協會ノ利益及繁榮ノ一般監督實施ノ長タルベシ 會長ハ己レノ決  
定ニ依リ或ヒハ十人ノ會員ノ書面要求ニ依リ重役會議ノ特別集會ヲ召集スベシ會長ハ贊否半數ノ場合ノ議決權ヲ有ス會長ハ總テ  
ノ委員會ノ職權委員タルベシ

##### 書記

(二)書記ハ協會及ビ其ノ重役ノ記録ヲ保管スベシ 書記ハ他ノ會員或ハ役員ニ特別ニ委任セラレタル以外ノ協會ノ書類及記録ノ  
保管ニ任ズ 書記ハ會計簿ヲ司リ會員ヨリ總テノ納入金及協會ニ對スル他ノ入金ヲ徵收スベシ 書記ハ當該領收書ヲ受取り其ノ  
手中ニ入りタル總テノ金ヲ直ニ會計ニ納入スベシ  
書記ハ協會ノ事項ニ關シテ受取りタル總テノ通信ヲ重役ニ報告シ、協會ニ對スル總テノ請求書及要求書ヲ重役ニ提出スベシ  
書記ハ重役ガ承認シタル金額ノ支拂ニ對スル小切手ヲ發行スベシ 此ノ小切手ハ會計ニ依リ副署セララルベキモノトス 書記ハ重  
役ニ依リ要求セララルベキ金額ノ身元保證金ヲ納付スベシ

##### 會計

(三)會計ハ納入セラレタル總ベテノ金ヲ受取り之ヲ重役ニ依リ指定セラレタル銀行ニ預入スベシ 會計ハ總テノ小切手ニ副署ス  
ベシ 會計ハ毎年一回或ハ要求ニ依リ更ニ多ク協會ニ報告スベシ 書記ハ己レノ義務ヲ忠實ニ履行スル保證トシテ重役會議ニ依  
ツテ要求セラレタル保證金及證書ヲ納入スベシ

##### 重役會議

(四)重役會議ハ役員ニ缺員ヲ生ジタル場合次ノ總會選舉マデ其ノ職ニ在ル可キ議員ヲ指名スルノ權能ヲ有ス

#### 第五條 委員

會長就任ト共ニ會長ハ次ノ委員ヲ任命スベシ

信用調査局報告部

會員部

宣傳部

信用貸ニ關スル對外政策部

立法部

餘興及教育部

接待部

#### 第六條 委員ノ義務

- (一)信用調査局報告部委員ハ信用調査局ノ報告ニ關スル總テノ事務ヲ爲ス
- (二)會員部委員ハ協會ノ會員ヲ増加シ集會ノ出席ヲ獎勵スル方法手段ヲ工夫スベシ
- (三)宣傳部委員ハ協會集會及其ノ事業ガ地方新聞ニ掲載サル、カヲ見、且ツ「クレヂット世界」中ノ記事ヲ全國局ニ送附スベシ
- (四)信用貸ニ關スル對外政策部委員ハ他ノ都市ノ結果ヲ研究シ、己レノ地方ノ信用貸認容者ニ相互満足ナル政策ヲ採用スベシ



(五)立法委員部ハ信用貸認容者ヲ保護スベキ法律ノ通過ヲ獎勵スベシ  
(六)餘興及教育部委員ハ協會ノ總テノ公開集會ヲ準備シ一般ニ興味アル主題ヲ選擇シ講師ヲ準備シ餘興其ノ他ノ適當ナル方法ヲ準備スルノ義務アルモノトス

(七)接待委員部ハ協會ノ集會ノ出席者ヲ歡迎シ、新舊會員ノ親睦ヲ圖ルベシ

#### 第七條 事務ノ順序 定期集會ニ於ケル事務ノ順序ハ左ノ如シ

- 一、會員ノ點呼
- 二、前集會ノ議事録朗讀
- 三、委員ノ報告
- 四、役員ノ報告
- 五、未済事務
- 六、新事務
- 七、教育事業
- 八、散會

#### 第八條 全國協會々員

(一)本協會ノ總テノ會員ハ全國小賣タレヂツト協會ノ會員タルベシ

(二)書記ハ申込者ガ會員ニ當選セラル、ヤ否ヤ其ノ會員ノ姓名、代表スル店名、所在地名ノ書附ト共ニ、全國協會ノ一ヶ年分ノ會費×弗ヲ全國協會ニ納附スベシ

(三)書記ハ會員ガ退會シ、或ハ會費不納或ハ其ノ他ノ理由ニ依リ除名セラレタル場合ハ之レヲ全國協會ニ通告スベシ

#### 第九條 修正

規則或ハ細則ノ變更或ハ修正ノ提議ハ定期或ヒハ特別集會ニ書面ヲ以ツテ提出スベシ 之ヲ受理シタル定期或ハ特別集會召集狀中ニハ之ノ提案ノ通告ヲ記入スベシ 修正ハ全出席會員數ノ三分ノ二ノ投票ニ依リ採用セララルベシ



## 第四編 中小商工金融機關の對策

中小金融機關に對する改善對策は、單に一機關の新設改善にて足りるものではなく、所謂多角形的改善施設によつて始めて中小金融の困難を救ひ得るものである。故に既設の各機關は、從來の如く、中小金融の疏通に努力するは勿論、左の如き各種の改善を行ふと共に、其の從來機關により不充分の部面は、新設機關の創設によつて其の缺を補ひ、依つて以て各機關互ひに其分野を守ると共に、併せて相互連絡協調協力して中小商工業者の金融の疏通に努むべきものである。

### 第一節 既設金融機關の改善

1. 普通銀行 中小商工業者の普通銀行利用部面は、昭和八年六月末の大藏省調査の普通銀行一口當貸出金調査によつても、又六大都市の「商工業調査」の中小商工業者の利用金融機關調査によつても、今尙最も重要な任務を果しつゝある。故に當局は宜しく從來の大銀行集中主義を緩和し、地方銀行及支店の存続を圖り、普通銀行をして更に一層此部面への融資を促がす爲「小額貸付課」又は「中小商工金融課」の獨立を勸奨し、一方之を助くる爲、事務費一部の補給、此の部面への融資により得たる利益金に對する免税、現行府縣市損失補償法の擴充、現行利息制限法の改正等を行ひ、普通銀行をして從來に増して一層中小金融への融資をなすべきやう勸奨すべきである。

2. 貯蓄銀行 現在公社債への投資のみを専念し居れる貯蓄銀行をして、前記普通銀行同様、中小金融への融資を勸

奨し、又定期積立契約者への貸出を奨励する必要がある。

3. 無盡業 無盡業法第十條第二號の給付金限度貸付の制限を撤廢して中小金融への融資を便ならしめ、又無盡業者の内基礎確實なる會社に對しては、拂込資本金及諸積立金を限度とする加入者よりの預金を扱ふ事を認め、この資金を中小商工業への貸付に利用せしむるやう改善すること。

### 4. 組合金融

a. 市街地信用組合 現存の市街地信用組合をして、地域的及經濟的紐帶の確實なる農村地方の農村信用組合と同一法律を以て律する事は、其機能を充分に果さないこととなる。市街地信用組合が唯の據り所とする都市の地域的紐帶は、既に崩壊され、一方農村と異り大資本の營利金融機關は、市街地信用組合を壓迫して其影響より脱する事を得ざる状態にある。故に特に大都市の市街地信用組合は現存の形態に止まる事を許さず、宜しく之を營利主義の小銀行即ち庶民銀行に轉化なさしむるか、又は朝鮮金融組合の形に轉化させ、其監督を農林省より脱せしめて大藏省の主管とするか、又は大藏商工兩省の所管とすべきである。同時に組合には、組合倉庫の兼營を許し、倉庫證券の發行を可能ならしむること、又其理事者は現行の互選届出主義を改めて主務官廳又は中央機關よりの選任とし、理事者養成の爲の特別の教育機關を設置すること。

b. 商業組合工業組合 商業組合工業組合には獨立の商工組合中央金庫を設くること、又兩組合に對しては手形割引を認容し、組合員に對する組合の債務保證を爲し得るやう現行法を改正すること。

c. 共同金融及共同商品券 小賣業者の共同金融に關する施設としては商業組合による共同金融を最も適當とし、將



來は之に歸せしめる必要ありと考へられるが、現在に於ては市街地信用組合を利用せしめることも一方法である。商業組合による共同金融の方法としては次の如きものがある。

(イ) 現在町内會商店會に於て實行されてゐる日掛積立金及頼母子講(無盡講)は地區商業組合及商店街商業組合に於て、同業者間に於て行はれてゐる頼母子講(無盡講)及共同金融施設(例へば浴場組合の金融、古本同業者間の金融)は業種別商業組合に於て取扱はしめるのが便利である。

(ロ) 商店街商業組合を發達せしめ、當該商店街所在の借家權暖簾等の諸權利に對し商店街商業組合は家主等と連絡を計り、その保證の下に銀行その他の金融機關による金融を容易ならしめる必要がある。

(ハ) 商店街商業組合に對して共通商品券の發行を許可し顧客吸引施設と併せて金融の便に供せしめる必要がある。

(ニ) 商業組合は組合員の信用状態に關し最も確實なる知識を有するが故に組合は組合員に對する信用保證の途を講じ組合員の信用に便せしめる必要がある。

## 第二節 中小金融に關する新施設

1. 商工組合中央金庫 商業組合工業組合の系統中央機關として商工組合中央金庫を設くること。
2. 個人金融業者統制 營業質屋には質屋取締法があるが現在の個人金融業者には何等の取締法規がない。此の現存の個人金融業者取締の爲、小口貸付法を設定し一定の資格あるものゝみに小口金融を許可することとし、之を小口貸付法又は小口貸付會社法に統一せしめ、一方業者をして營業可能の利益を與ふると共に、他方其不正を取締ること。

此立法の精神は、組合に加入出來得るものは、商業組合、工業組合、市街地信用組合、金融組合により金融する事ができるが、組合の結成不可能なるもの又は組合に加入し居らざるものは、普通銀行、貯蓄銀行、無盡會社、及び此小口貸付業者によつて融資を得させる爲である。

3. 非營利の中小金融機關 其他府縣公共團體經營の公益庶民銀行案等もあるがこれも考慮さるゝと同時に、又都市經營の公營庶民銀行及貯蓄銀行等も屢々考慮さるゝが、現行市制の現状の下に於ては市營金融の運用は非常に困難であると思惟されるのである。

## 第三節 中小金融機關に關する補助施設

1. 債務保證制度と損失補償制度の擴張 從來識者間に於て、中小金融の融資の圓滑を期する爲債權保險を目的とする機關の設立を唱へられゐるやうであるが、損害測定の困難よりも保險金の測定が困難であり大體に於て其成立及び經營に關しては可能性が乏しいと思はれる。又同様の意味に於て、中小商工業者の公營信用調査機關の設立案も唱へられてゐるが、各金融機關には夫々専門の調査機關があり、又自己信用の保持の立場より第三者たる外部機關の利用を欲しないと共に之に對して充分の信頼を措かず、第三者の機關を利用しながら最後には必ず自己の調査機關による調査によつて其資金融通の可否を決するものである。故に別個の信用調査機關も其利用の程度は頗る疑はしいものと思はれる。唯非營利の組合組織によるか、或は市或は其他の債務保證機關は成立が可能のやうにも思はれる。同時に現行損失補償制度を擴張して其取扱を一般普通銀行貯蓄銀行までに及ぼし、又其利用者より一定の小證收を徴收すると同時に、



其補償額を増加することも一つの方法であると思はれる。

2. **組合結成の奨励と商店工場經營指導** 中小金融の成果は、如何に中小金融機關を完備しても、一方信用を受くべき主體即ち中小商工業者に受信能力の薄弱なときは其目的を達することは出来ない。即ち中小金融の完全は、中小金融機關の完備と共に其受信主體の受信能力の増大を必要とする。これが爲には商業組合、工業組合、輸出組合等組合結成によりて受信能力を増大するのが最良の方策である。故に中小商工業をして組合結成を奨励することは其受信能力増加の上に最も必要なことである。而して組合の結成不可能な商店に關しては、其經營方法の改善を指導して、以て受信能力を増大させることが必要である。

3. **利息制限法の改正** 貯蓄銀行の定期積立擔保貸付の利息、無盡會社の給付の利息等は何れも現行利息制限法（百圓以上千圓未満二分千圓以上一割）以上である事は勿論、普通銀行、信用組合等の貸付利息も現行利息制限法以上であることが往々ある。蓋し中小金融は大額金融の場合と異り、資金原價の割高なこと。一口貸出金額が小額であり一口當りの營業費が高價なこと、純金利以外保険料・倉敷料・集金費等其他の費用を含むことが多く、且つ資金需要の多き割合に其供給の不足なこと等により、大額金融の金利に比して當然割高となる。故に現行利息制限法は、中小金融には適用出來ず、現實に即しない法令である故に、之が改正をなし、中小金融には、當分營業可能の相當高利を許可する必要がある。然らざれば現行法の下に於ては、此の當然の金利徴収が違法となる故に、眞面目な金融業者は中小金融への融資を手控へる傾がある。之が改正をなし、之等の金融機關をして公然相當の金利の徴収を可能ならしむることが必要である。

又貯蓄銀行の定期積立金擔保の貸付金利、無盡給付の金等は、計算が複雑で經濟知識の薄い中小金融の利用者には、其資金必要の急迫と金利計算知識の不足に乗じて、不利益を招かせることになり勝ちである。故に單一な利息の計算法を法律で明示する必要がある。

#### 第四節 小額金融に關する施設の改善と新設

1. **公設質屋の商品質庫專業擴張** 現存公設質屋の中、現に商品を擔保として生業資金の貸出をしてゐるものがある。（例東京市）將來全國の公設質屋に向つても一層之を奨励し、尙現行の貸出金額最高限一口五十圓一世帯三百圓を、最高二三千圓まで擴張する必要がある。

2. **質屋取締法の改正** 現行質屋取締法を改正して、十圓以上の金利を定める外「オトリ」の廢止、半月計算多數口の各個別の評價、金額記入、盜品入質物に對する被害者の損害賠償等の規定を設けなければならぬ。

3. **府縣市經營の生業資金貸付團體の新設** 現在各府縣市社會課其他慈善團體に於て、小額生業資金の貸出をしてゐるが、其機關が少く成績も良くないやうである。將來一層之を擴大して、政府は此の種の事業に一定の補助金を與へ、又其貸付團體自體も富豪其他よりの寄附金の募集をして資金の増加を計ると共に、單に其等の機關は資金の貸出のみを事とせず、其資金の用途事業經營方法等に關しても充分の指導を與へ其の資金の回収を計ると共に借受人が獨立して生計をなし得可きやう指導すべきである。更らに一方金融の對象とならざる階級も失業救済設備職業紹介、失業保險、社會保險、醫療經營等の各種の社會施設によつてやがて將來金融機關の對象となるやう生活の向上を爲さしむ可きである。



## 大阪實業組合聯合會融資部規程

### 第一款 總 則

第一條 本會ハ大阪府ヨリ交附セラレタル資金ヲ以テ中小商工業者ニ對シ規程ニ基キ少額資金ノ貸付ヲ行フ

第二條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ本會ニ融資部ヲ設ケ事務所ハ大阪市東區内本町橋詰町五十八番地大阪府立産業會館内ニ置ク

### 第二款 委員及職員

第三條 本事業ヲ行フ爲メ左記委員ヲ置ク

- 一、常務委員若干名
- 二、委員若干名

第四條 常務委員ハ本會常任理事中ヨリ委員ハ本會役員及參與中ヨリ會長之ヲ囑託ス

第五條 融資事務ヲ處理スル爲メ左記職員ヲ置ク

- 一、主 事 一名
- 二、書 記 若干名
- 三、囑 託 若干名

職員ノ任免ハ大阪府ノ承認ヲ經テ本會會長之ヲ行フ

### 第三款 貸 付

第六條 融資ハ一世帯ニ付一口ニ限ル

第七條 融資ハ一口金百圓ヲ最高限度トス特別ノ事情アル場合ハ大阪府知事ノ承認ヲ受ケ前項限度ヲ超ヘ貸出スコトヲ得但二百圓ヲ超過スルコトヲ得ス

第八條 融資ヲ受ケントスル者ハ所定ノ申込書ヲ作成シ本會産業方面委員ニ申込ムモノトス但本人直接本會事務所ニ提出スルコ

トヲ得前項申込書ニハ大阪府下在住ヲ證明セル戶籍抄本ヲ添附スルモノトス但抄本ニ其記載ナキ場合ハ公共團體又ハ之ニ代ル可キ公益團體若クハ所轄警察署ノ在住證明書ヲ添附スヘキモノトス

第九條 産業方面委員前條ノ申込ヲ受ケタル場合ハ所定ノ調査ヲ爲シ申込書及報告書ヲ本會ニ提出スルモノトス

第十條 貸付ハ常務委員會ノ審議ニ基キ會長之ヲ行フ

第十一條 貸付ノ場合ハ本會所定ノ借用證ヲ差入ルモノトス

第十二條 融資ヲ受クル者ハ左ノ條件ヲ具備スル者タルコトヲ要ス

- 一、滿二十才以上ノモノニシテ一箇年以上大阪府下ニ在住シ今後引續キ在住スルモノタル事
- 一、現ニ商工業ニ従事スルモノタル事

第十三條 左ノ各項ノ一ニ該當スルモノハ融資ヲ受クルコトヲ得ス

- 一、禁錮以上ノ刑ニ處セラレ刑期滿了後二年ヲ經過セサル者
- 二、融資ヲ受ケタル後本規程ニ違背シタルモノ
- 三、其他融資ヲ適當ト認メサル者

### 第四款 辨 濟

第十四條 辨濟ノ期間ヲ左ノ通り定ム

- 一、十回（融資日ヨリ十日毎）分割拂
  - 二、五回（融資日ヨリ廿日毎）分割拂
  - 三、三回（融資日ヨリ卅三日毎）分割拂
- 但最終支拂日ハ三十四日目
- 四、百日滿期一時拂



第十五條 利息トシテ前條ニ定ムルトココノ辨濟期限ニ應シ各百圓ニ付ロ歩一錢ヲ前納スルモノトス但延滞日歩ハ一日金三錢トス  
第十六條 期限並ニ利息ノ計算方法ハ其ノ融資當日ヨリ起算シ返済日ヲ加算スルモノトス  
第十七條 融資ヲ受ケタル者ハ所定期日ニ遲滞ナク當事務所ニ持參シ其ノ支拂ヲナスモノトス  
第十八條 期日前完済シタル場合ハ日割計算ニヨリ既納利息ヲ返還ス

#### 第五款 義務

第十九條 融資ハ借入目的以外ニ資金ヲ充當スルコトヲ得ス  
第二十條 住所ノ變更其ノ他申込記載事項變更アリタル場合ハ遲滞ナク届出ルモノトス  
第二十一條 融資期間中又ハ返済後ト雖使途其ノ他ニ付本會ノ諮問アリタル場合ハ之ニ回答スル事ヲ要ス  
第二十二條 本規程ノ義務ニ違反シタル場合ハ即時融資ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ此場合既納利息ヲ返還セス

### 第五節 政府の各種の庶民金融對策

**大藏省の庶民金融案** 又最近の新聞紙は大藏省の庶民金融に關する新施設として左の如く傳へて居る。『庶民金融整備改善問題はこれまで多年の宿題とされながら未だ實現せず、無盡、貯蓄銀行、信用組合等により一部の需要をみたしてゐる程度で大部分は高利貸、その他極めて不健全な金融に放任されてゐる。然るに大藏省では現下の社會情勢に照らしこの問題の解決は最も急務であるとし、來る通常議會には諸種の金融改善案とともに是非とも庶民金融整備案を提出する方針で研究を進めてゐる。しかし、これまで大藏省で十數年間幾度か案を練りながら遂に適切なる具體案を得られなかつた所以のものは畢竟營利的金融として成り立たせようとしたからで庶民金融は營利的打算を捨て最初から社會政策的なものとして考案すべしとの見解に立ち全然新規な立案に着手してゐるが、その方法として庶民金融會社新設案が

有力となつてゐる。

これは庶民金融を専門とする特殊金融機關で自己資本は政府、財閥、資産家の社會奉仕的出資に求め、配當を期待せず、運轉資金は預金部その他から最低の低利融通を受け、全国的に支所を設け廣く手数料主義で對人的小額金融を實行せんとするものである。

預金部側も預金部自ら庶民金融のための直接貸をやることは組織の上から困難でもありまた特殊の技術經驗を必要とする金融だけに役人仕事として適當ならずとの見地から右の案に賛意を表してをり財閥方面に奉仕的出資を求めるところも可能であると見られるので銀行局としては大に乘氣になつてゐる。たゞ問題は庶民金融に對し眞に熱意あり、しかも金融方法につき豊富なる知識經驗を有する經營者を得られるかどうかであるとされこの點についても種々調査が行はれてゐる。

**日本商工會議所の商工動産抵當制度案** 日本商工會議所では今回政府當局が商工組合中央金庫を開設するに當りその運用を有効ならしむるためには貸付條件の普遍化を圖ることが刻下の急務なりとして左の通り商工動産抵當制度の設定、公益質屋における生業資金貸付の擴張等につき政府當局に建議することに決定、百貨店法案要綱並に國際見本市の件も原案通り可決、關係各省に建議することゝなつた。

#### 商工動産抵當制度の設定

一、工場内に設備する機械器具、店舗内に備付せる什器類の全部若くは一部に對し占有を移さずして擔保權を設定せしむ



- 二、原料品、製品又は仕入商品の全部若くは一部を一つの集團とし占有を移さずして之に擔保權を設定せしむ  
但し擔保物件の種類を變更せず且價格を減ぜざる限度に於て物件中の一部代替を債務者に許す
  - 三、登記制度を設け且相當期間毎に之を更新することを得せしむること
  - 四、擔保物件の評価の適正を圖るため商業組合、工業組合、同業組合等を以て價格審査委員會を設くること
- 公設質屋の生業資金貸付擴張 小口商工業資金の融通に便する爲め現行公益質屋に於ける生業資金貸付限度を引上げ、左の如き方法に依り商品、原料品、製作品等を擔保としての貸付を望む
- 一、現行公益質屋に於ける生業資金の貸付限度一口五十圓、一世帯三百圓を適當に引上げ、商品原料品、製作品等を擔保として貸付を行ふ
  - 二、前項商品、原料品、製品等の評價の適正を圖る爲め必要ある場合は商業組合、工業組合、同業組合等をして價格を査定せしむ

商組、工組及輸出組合に對する囑託登記制度の適用 商業組合、工業組合等に於て登記の期限に遅るゝが爲め處罰を受くる事例甚だ多し、中央金庫の設置と相待ち商業組合、工業組合等を保證責任其織とし之に對しては組合役員個人連帶保證に依らずして金融の便を圖る途を開かれたきことは吾人の切望する所なるが、保證責任組合にありては一層登記手續頻繁となり、如上處罰を受くる處も大なるに依り、産業組合の場合と同様囑託登記制を採用せられん事を望む

商工省の信用調査機關 從來中商工業がその金融を受けることの困難は、それらの業者の信用調査困難にして、金融業者も此の受信者の信用調査の困難と之れに多大の手数と費用とを要する爲め、勢ひその金融を手控へるの傾向あるも

のとの觀點の下に、商工省では最近、之等中小商工業者の金融圓滑の爲めと同業者間の取引安全と、小賣業者と消費者の懸賣りによる貸倒れの減少の目的より、全國の商工會議所を中心として斯種の「信用調査」機關の新設を企圖して居るやうである。若し之れが實現の曉は從來營業的信用調査機關と金融機關自體の調査の外、途のなかつた此の方面に一つの光明を與へるものと云ふことが出來ると思ふ。

逓信省と大藏省の恩給金庫 逓信省では曩きに郵便貯金、簡易保險の資金を利用して全國郵便局の窓口に於いて恩給擔保の低資貸出しを爲さんと計劃したが、今回更らに大藏省に於いて右と同様の案を起案し昭和十二年の大藏省の新事業として豫算の上に計上した。右は恐らく前記逓信省の案を引繼いたものであらうと思ふ。而してその案の内容の大體は左の通りである。

右恩給金庫を創設する趣旨は恩給受給者は現行恩給法の第十一條

恩給を受くるの權利は之を讓渡し又は擔保に供することを得ず

の規定に基き恩給證書を擔保に供して金錢を借用することは禁止されてゐるが、現在恩給受給者總數の中二割以上は恩給證書を次の如き形式によつて擔保に供してゐる事實がある。即ち

- 一、恩給年金受取りに當り恩給受給者は債權者を以て委託人又は代理人としてゐること
- 一、恩給受給者と債權者の住所を同一にし年金受取を便宜にすること

従つてかゝる形式によれば恩給法には抵觸することはないが、恩給受給者の立場を窮屈にし高利を以て金融を受けることとなり政府の庶民金融の金利負擔輕減方針に背反するものである。よつて恩給受給權者の金融疏通を圖るため恩給金



庫を設置し恩給證書の擔保を許可して金融を圓り金利の負擔を軽減しようといふのである。同金庫は官民共同出資により資本金三千萬圓とし初年度政府出資百萬圓とする豫定であるが民間出資は未だ判明してゐない。また債券の發行權を有し預金部より低利資金の融通を受けることとなる筈である。

**大藏省の庶民金庫案** 國民生活安定の一環として大藏省ではかねてよりサラリーマン、賃銀生活者、中小工業者等勤勞階級に對する徹底せる庶民金融機關の設置を考究中であつたが、この程公益法人組織による庶民金庫なる新機關を創設する事に方針を確定、至急具體案を作成の上明年度豫算に必要經費を計上する一方、右に關する法律案を來議會に提案する事となつた。即ち、從來サラリーマン、賃銀生活者、中小工業者はその信用極めて薄く、ために對人信用による金融の途は僅かに一般金貸業者の高利金融に頼るほかに、その他の無盡、質屋等も不當な條件に甘んぜざるを得ない状態にある。右以外の庶民金融機關たる公益質屋、信用組合、商工金庫等もその間種々なる不利不便があり下層勤勞階級の金融機關としては充分なる活動をしてゐるとはいへない。この點に鑑み大藏省では今回主として對人信用を基礎とする無擔保貸付を行ひ勤勞階級の切實な要求たる消費的金融に迄手を延ばさんとする譯である。

これが新機關たる庶民金庫は資本金を政府出資及び民間の寄附に待つが、これに對しては全然配當を行はず且つ運轉資本としては庶民金庫債券を發行して賄ふ事になつてゐる點が特長である。大藏省の企圖する庶民金庫案の大綱左の如し

- 一、名稱 公益法人庶民金庫
- 一、資本金 一千萬圓

(イ) これが出資は國庫支出並に民間の寄與による

(ロ) 資本金の運用利益は經營費に充當する、なほ不足の場合は政府より補給金を交付す

(ハ) 右資本金に對しては配當または利益分配を行はず

一、運轉資本

(イ) 庶民金庫債券を發行し預金部、簡易保險積立金等にて引受く

(ロ) 右の最高發行限度は資本金の十倍乃至十五倍とす

一、貸付方法

(イ) 原則として無擔保信用貸付で期限は二、三年の長期、割賦償還とす

(ロ) 貸付額の最高は大體一千圓を限度とす

(ハ) 貸付先は主として都會のサラリーマン、賃銀生活者、小商工業者を對象としその消費的金融を主眼とす

(ニ) 貸付金利は債券發行利廻に危険率を加算したる可及的低利(大體八歩前後)とす

一、危険負擔、貸倒れその他に對する危険負擔は營業利益を積立てこれを以て充當し、政府の損失補償は行はず

一、店舗、東京、大阪を中心とし取敢ず六大都市に設く、右以外の都市は信用組合に委任貸付に當らしむ



附 録

商工組合中央金庫法

(昭和十一年五月二十七日公布)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル商工組合中央金庫法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和十一年五月二十六日

内閣總理大臣 廣 田 弘 毅  
大 藏 大 臣 馬 場 錠 一  
商 工 大 臣 小 川 郷 太 郎

法律第十四號

商工組合中央金庫法

第一章 總 則

第一條 商工組合中央金庫ハ商業組合、商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、輸出組合及輸出組合聯合會ニ對スル金融ノ圓滑ヲ圖ル爲必要ナル業務ヲ營ムコトヲ目的トス  
商工組合中央金庫ハ法人トス

第二條 商工組合中央金庫ハ主たる事務所ヲ東京市ニ置ク

商工組合中央金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ商工組合中央金庫ニ命ジテ從タル事務所ヲ設置セシムルコトヲ得

第三條 商業組合聯合會、工業組合聯合會、輸出組合聯合會又ハ銀行ハ商工組合中央金庫ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得  
商工組合中央金庫前項ノ聯合會又ハ銀行ヲシテ業務ノ一部ヲ代理セシメントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケヘシ  
商業組合聯合會、工業組合聯合會又ハ輸出組合聯合會ハ商工組合中央金庫ニ對シ所屬組合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ債務ノ保證ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ債務ノ保證ヲ爲シタルトキハ商業組合聯合會工業組合聯合會又ハ輸出組合聯合會ハ商工組合中央金庫ノ委任ヲ受ケ其ノ債權ノ取立ヲ爲スコトヲ得

第四條 商工組合中央金庫ノ存立期間ハ設立認可ノ日ヨリ五十年トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第五條 商工組合中央金庫ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一、目的

二、名稱

三、事務所ノ所在地

四、存立期間

五、出資者タル資格ニ關スル規定

六、所屬組合又ハ所屬聯合會ノ加入及脱退ニ關スル規定

七、資本金額並ニ出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法

八、剩餘金ノ處分及損失分擔ニ關スル規定

九、準備金ノ額及其ノ積立ノ方法

十、出資者ノ權利義務ニ關スル規定

十一、業務及其ノ執行ニ關スル規定

十二、商工債券ノ發行ニ關スル規定

十三、役員ニ關スル規定

十四、會議ニ關スル規定

十五、會計ニ關スル規定

十六、公告ノ方法

第六條 商工組合中央金庫ノ資本金ハ千萬圓トシ之ヲ十萬口ニ分チ一口ノ金額ヲ百圓トス

商工組合中央金庫ハ資本金全額ノ拂込前ト雖モ總會ノ決議ニ

依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ資本金ヲ増加スルコトヲ得

第七條 政府、商業組合、商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、輸出組合又ハ輸出組合聯合會ノ外商工組合中央金庫ノ出資者タルコトヲ得ズ  
一組合又ハ一聯合會ノ有スベキ出資口數ハ千口ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ増加スルコトヲ得

商工組合中央金庫ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

第八條 政府ハ五百萬圓ヲ商工組合中央金庫ニ出資ス  
政府ハ其ノ出資額ニ對シ設立當初ニ於テ二百萬圓ヲ拂込ミ爾後三年間ニ其ノ剩餘ヲ拂込ムモノトス

組合又ハ聯合會ハ其ノ出資額ニ對シ設立當初ニ於テ出資額ノ五分ノ一ヲ拂込ミ爾後五年間ニ其ノ剩餘ヲ拂込ムモノトス  
政府ノ商工組合中央金庫ニ對シテ有スベキ持分ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 商工組合中央金庫ハ出資者ニ對シ其ノ持分ヲ拂戻スコトヲ得ズ

第十條 所屬組合又ハ所屬聯合會ハ持分ノ讓渡ニ依リテノミ脱退スルコトヲ得



**第十一條** 出資者ハ總出資者ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ理事長ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得  
理事長ガ正當ノ理由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル後二週間以内ニ總會招集ノ手續ヲ爲サザルトキハ其ノ請求ヲ爲シタル出資者ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得

**第十二條** 商工組合中央金庫ニ非ザルモノハ商工組合中央金庫又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

**第十三條** 本法ニ依リ登記スベキ事項ハ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

**第十四條** 本法ニ依リ登記スベキ事項ハ其ノ事實ノ生ジタル後二週間以内ニ之ヲ登記スベシ  
登記スベキ事項ニシテ主務大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

**第十五條** 商工組合中央金庫ハ理事長ガ設立委員ヨリ其ノ事務所ノ引渡ヲ受ケタル後二週間以内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ  
登記スベキ事項左ノ如シ

- 一 第五條第一號、第二號、第四號、第七號及第十六號ニ掲ゲタル事項
  - 二 事務所
  - 三 拂込資本金額
  - 四 設立認可ノ年月日
  - 五 理事長、理事及監事ノ氏名及住所
- 前項ニ掲ゲタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ但シ前項第三號ニ掲ゲタル事項ニ付テハ每事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後一月以内ニ登記ヲ爲スコトヲ得

**第十六條** 設立ノ登記ハ理事長、理事及監事ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ  
前項ノ登記申請書ニハ定款、創立總會ノ決議録、出資ノ引受ヲ證スル書面、出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面及申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スベシ

**第十七條** 事務所ノ新設、移轉其ノ他登記事項ノ變更ノ登記ハ理事長又ハ清算人全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ  
前項ノ登記申請書ニハ申請人ノ資格ヲ證スル書面及登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スベシ但シ前ニ登記ノ申請ヲ爲シ

タル申請人ガ同一登記所ニ前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要セズ

**第十八條** 解散ノ登記ハ清算人全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ  
前項ノ登記申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル書面及理事長ガ清算人タラザル場合ニ於テハ申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スベシ

商工組合中央金庫ガ命令ニ因リテ解散シタルトキハ登記所ハ主務大臣ノ囑託ニ因リテ登記ヲ爲スベシ

**第十九條** 清算人ノ選任アリタルトキハ商工組合中央金庫ハ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ氏名及住所ヲ登記スベシ  
前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ

**第二十條** 清算人ニ關スル登記及清算終了ノ登記ハ清算人全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ

**第二十一條** 商工組合中央金庫ニ關スル登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ノ區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス  
各登記所ニ商工組合中央金庫登記簿ヲ備フ

**第二十二條** 商工組合中央金庫ニハ所得稅及營業收益稅ヲ課セ

**第二十三條** 民法第四十四條第一項、第四十五條第二項第三項、第四十八條、第五十條、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十四條、第六十五條第一項、第六十六條、第七十條、第七十三條、第七十四條及第七十八條乃至第八十一條、非訟事件手續法第三百三十八條、第三百三十八條ノ三、第四百十條第五號、第四百一十一條乃至第五百一十一條ノ六、第五百五十四條乃至第五百五十七條、第六十五條、第七十二條乃至第七十六條、第七十七條、第七十八條、第七十九條、第八十條、第九十條、第九十七條、第九十八條、第九十九條、第一百零一條、第一百零二條、第一百零三條、第一百零四條、第一百零五條、第一百零六條、第一百零七條、第一百零八條、第一百零九條、第一百一十條、第一百一十一條、第一百一十二條、第一百一十三條、第一百一十四條、第一百一十五條、第一百一十六條、第一百一十七條、第一百一十八條、第一百一十九條、第一百二十條、第一百二十一條、第一百二十二條、第一百二十三條、第一百二十四條、第一百二十五條、第一百二十六條、第一百二十七條、第一百二十八條、第一百二十九條、第一百三十條、第一百三十一條、第一百三十二條、第一百三十三條、第一百三十四條、第一百三十五條、第一百三十七條、第一百三十八條ノ二、第一百三十九條第一項第二項、第四十三條、第四十四條、第四十八條、第四十九條ノ二、第六十條第二項、第六十二條(第一項第四號ヲ除ク)、第六十三條第一項、第六十五條、第七十條乃至第七十三條ノ三、第七十四條ノ二第一項及第四百四條ノ規定ハ商工組合中央金庫ニ之ヲ準用ス但シ民法第四十五條第三項及第四十八條第一項中一週間トアルハ之ヲ二週間トシ民法及産業組合法



中理事トアルハ之ヲ理事長（民法第五十九條並ニ産業組合法第三十三條及第三十四條ノ二第一項ニ在リテハ理事長及理事）トシ地方長官又ハ監督官廳トアルハ之ヲ主務大臣トス

### 第二章 役員

**第二十四條** 商工組合中央金庫ニ理事長一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

**第二十五條** 理事長ハ商工組合中央金庫ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ理事長ヲ補助シ商工組合中央金庫ノ業務ヲ掌理シ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ商工組合中央金庫ノ業務ヲ監査ス

**第二十六條** 理事長、理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ズ

理事長及理事ノ任期ハ五年、監事ノ任期ハ三年トス

**第二十七條** 商工組合中央金庫ニ評議員二十人以上ヲ置キ主務大臣之ヲ命ズ但シ其ノ半数以上ハ商業組合、工業組合及輸出組合ノ關係者中ヨリ之ヲ命ズルコトヲ要ス

評議員ハ名譽職トシ定款ノ定ムル所ニ依リ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ズルモノトス

評議員ノ任期ハ三年トス

### 第三章 業務

**第二十八條** 商工組合中央金庫ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ業務ヲ營ムモノトス

一 所屬組合又ハ所屬聯合會ニ對シ擔保ヲ徵セズシテ五年以内ノ定期償還又ハ月賦償還貸付ヲ爲スコト

二 所屬組合又ハ所屬聯合會ニ對シ擔保ヲ徵セズシテ二十年以内ノ年賦償還又ハ半年賦償還貸付ヲ爲スコト

三 所屬組合又ハ所屬聯合會ニ對シ手形ノ割引又ハ當座預金貸越ヲ爲スコト

四 所屬組合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ荷爲替手形ニ關スル保證業務ヲ爲スコト

五 所屬組合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ内國爲替業務ヲ爲スコト

六 商業組合、商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、輸出組合、輸出組合聯合會、公共團體其ノ他營利ヲ目的トセザル法人ヨリ預金ノ受入ヲ爲スコト

七 所屬組合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ有價證券ノ保護預リ又ハ其ノ委託賣買ヲ爲スコト

商工組合中央金庫ハ必要アリト認ムルトキハ擔保ヲ徵シテ

一號乃至第四號ノ業務ヲ爲スコトヲ得

年賦償還又ハ半年賦償還貸付ニシテ其ノ期限五年ヲ超ユルモノニ付テハ其ノ總額ハ拂込資本金額及商工債券發行額ノ合計額ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

**第二十九條** 商工組合中央金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

一 國債證券、地方債證券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ買入ヲ爲スコト

二 大藏省預金部若ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト

三 商業組合、商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、輸出組合又ハ輸出組合聯合會ニ對シ短期貸付ヲ爲スコト

前項ノ餘裕金運用ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

**第三十條** 商工組合中央金庫ハ本法ニ規定セザル業務ヲ營ムコトヲ得ズ

### 第四章 商工債券

**第三十一條** 商工組合中央金庫ハ拂込資本金額ノ十倍ヲ限リ商工債券ヲ發行スルコトヲ得但シ貸付金現在額、割引手形現在額及其ノ所有ニ係ル有價證券現在額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ

得ズ

**第三十二條** 商工債券ハ券面金額五十圓以上トシ記名式利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名式ト爲スコトヲ得

**第三十三條** 商工組合中央金庫ハ商工債券借換ノ爲一時第三十條ノ制限ニ依ラズ商工債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ商工債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月以内ニ其ノ發行券面金額ニ相當スル舊商工債券ヲ償還スベシ

**第三十四條** 商工組合中央金庫ニ於テ商工債券ヲ發行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

**第三十五條** 商工債券ノ消滅時効ハ元金ニ在リテハ十五年、利子ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

**第三十六條** 所得税法、資本利子税法及登録税法中社債ニ關スル規定ハ商工債券ニ之ヲ準用ス

**第三十七條** 商工債券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

**第三十八條** 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外商工債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

### 第五章 計 算



第三十九條 商工組合中央金庫ノ事業年度ハ四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年三月迄トス

第四十條 商工組合中央金庫ハ事業年度毎ニ準備金トシテ剩餘金ノ十分ノ一以上ヲ積立ツベシ

### 第六章 監督及補助

第四十一條 主務大臣ハ商工組合中央金庫ノ業務ヲ監督ス

第四十二條 商工組合中央金庫ノ定款ノ變更及剩餘金ノ處分ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四十三條 主務大臣ハ商工組合中央金庫ニ對シ其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十四條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ商工組合中央金庫ノ貸付、手形ノ割引又ハ保證ニ付其ノ金額又ハ方法ヲ制限スルコトヲ得

第四十五條 商工組合中央金庫ハ事業年度毎ニ貸付利率及手形ノ割引歩合ノ最高限度ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第四十六條 主務大臣ハ商工組合中央金庫監理官ヲ置キ商工組合中央金庫ノ業務ヲ監視セシム

第四十七條 商工組合中央金庫監理官ハ何時ニテモ商工組合中央金庫ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

商工組合中央金庫監理官ハ監視上必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ商工組合中央金庫ニ命ジテ業務及財産ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

商工組合中央金庫監理官ハ商工組合中央金庫ノ總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第四十八條 商工組合中央金庫ノ業務若ハ財産ノ狀況ニ依リ其ノ業務ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキ又ハ商工組合中央金庫ノ行爲ガ法令定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキ若ハ公益ヲ害スル虞アルトキハ主務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 總會ノ決議ノ取締
- 二 役員又ハ清算人ノ解任
- 三 業務ノ停止
- 四 解散

第四十九條 商工組合中央金庫ハ設立ノ時ヨリ三十事業年度間政府ニ對シ剩餘金ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

### 第七章 罰 則

第五十條 商工組合中央金庫ノ理事長、理事又ハ監事何等ノ名

義ヲ以テスルヲ問ハズ商工組合中央金庫ノ業務ノ範圍外ニ於テ貸付若ハ手形ノ割引ヲ爲シ又ハ投機取引ノ爲ニ商工組合中央金庫ノ財産ヲ處分シタルトキハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ハ刑法ニ正條アル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五十一條 左ノ場合ニ於テハ商工組合中央金庫ノ理事長、理

事、監事又ハ清算人ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 行政官廳又ハ總會若ハ總代会ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

三 本法ニ依リ行政官廳ノ命ズル報告ヲ爲サズ、其ノ検査ヲ拒ミ其ノ他行政官廳ノ命令又ハ處分ニ從ハザルトキ

四 本法ニ違反シテ出資者ノ持分ヲ拂戻シタルトキ

五 本法ニ違反シテ出資者ノ持分ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受ケタルトキ

六 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ業務上ノ餘裕金ヲ運用シタルトキ

七 本法ニ規定セザル業務ヲ營ミタルトキ

八 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ商工債券ヲ發行シタルトキ

九 第三十三條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

十 本法ニ違反シテ破産ノ宣告ヲ請求セザルトキ

十一 清算ノ場合ニ於テ本法ニ違反シテ辨濟ヲ爲シ又ハ財産ノ分配ヲ爲シタルトキ

第五十二條 左ノ場合ニ於テハ商工組合中央金庫ノ理事長、理事、監事又ハ清算人ヲ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

二 本法ニ依ル總會又ハ總代会ノ招集ヲ怠リタルトキ

三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ事務所ニ備置クベキ書類ヲ備ヘザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ閲覧ヲ拒ミタルトキ

四 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

第五十三條 第十二條ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上五百圓



以下ノ過料ニ處ス

第五十四條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前三條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

第五十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十六條 政府ハ設立委員ヲ命シ商工組合中央金庫ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第五十七條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル後政府以外ノ出資者ヲ募集スベシ

第五十八條 設立委員ハ出資者ノ募集ヲ終リタルトキハ出資申込書ヲ主務大臣ニ提出シ商工組合中央金庫設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク出資ノ第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ召集スベシ

設立委員ハ商工組合中央金庫ノ設立ニ關スル事項ヲ總立總會ニ報告スベシ

第五十九條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其

ノ事務ヲ商工組合中央金庫理事長ニ引渡スベシ

第六十條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外商工組合中央金庫ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 登録稅法第六條第一項第十一號中「産業債券」ノ下ニ「商工債券」ヲ、第十九條第七號中「漁業組合聯合會」ノ下ニ「商工組合中央金庫」ヲ、「漁業法」ノ下ニ「商工組合中央金庫法」ヲ加フ

印紙稅法第四條第一項第十一號中「漁業組合聯合會」ノ下ニ「商工組合中央金庫」ヲ加フ

勅令第十三號(商工組合中央金庫法施行期日ノ件)

勅令第十四號(商工組合中央金庫法中主務大臣ヲ定ムルノ件)

勅令第十五號(商工組合中央金庫ノ設立ニ關スル件)

(昭和十一年六月十九日公布)

朕商工組合中央金庫法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十一年六月十八日

内閣總理大臣 廣田 弘毅

大藏大臣 馬場 鐵一

商工大臣 小川 郷太郎

勅令第百十三號

商工組合中央金庫法ハ昭和十一年六月二十日ヨリ之ヲ施行ス

朕商工組合中央金庫法中主務大臣ヲ定ムルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

商工組合中央金庫法施行規則

(昭和十一年八月十二日告示)

第一條 商工組合中央金庫法第三條第二項ノ認可ハ業務ノ一部ヲ代理セシメントスル聯合會又ハ銀行ノ名稱又ハ商號、住所及代理ノ事務ヲ行フベキ事務所又ハ本支店ノ所在地並ニ代理セシムベキ業務ノ範圍ヲ具シ之ヲ商工大臣及大藏大臣ニ申請スベシ

第二條 商業組合聯合會、工業組合聯合會又ハ輸出組合聯合會、商工組合中央金庫法第三條第三項ノ規定ニヨリ債務ノ保證ヲ爲サントスルトキハ事業年度毎ニ總會ニ於テ一組合又ハ一聯合會ノ爲ニ爲ス保證額ノ最高限度ヲ議決スベシ

聯合會ハ前項ノ規定ニヨリ議決シタル事項ヲ遲滞ナク地方長官(地區ガ道府縣ノ區域ヲ超ユル聯合會ニ在リテハ商工大臣)ニ届出ヅベシ

第三條 政府ノ商工組合中央金庫ニ對シテ有スル持分ハ拂込資本金額ニ對スル政府ノ拂込ミタル出資額ノ割合ニ依ルモノトス

第四條 總代會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ所屬ノ商業組合及商業組合聯合會、工業組合及工業組合聯合會並ニ輸出組合及輸出組合聯合會中ヨリ各別ニ互選シタル總代ヲ以テ之ヲ組織ス總代ノ定數、任期及選舉ニ關スル規定ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第五條 商工組合中央金庫ノ剩餘金ノ配當ハ拂込ミタル出資額又ハ所屬組合若ハ所屬聯合會ニ對シ取扱ヒタル事業ノ分量ニ對スルノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

第六條 新ニ商工組合中央金庫ニ加入スル者ヨリ加入金ヲ徵收シ又ハ新ニ出資口數ヲ増加スル者ヨリ増口金ヲ徵收セントス



ルトキハ其ノ額ニ付商工大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受クベシ  
加入金及増口金ハ之ヲ準備金ニ組入ルベシ

第七條 商工組合中央金庫ノ理事長、理事及監事ノ報酬又ハ賞  
與ニ關スル事項ハ定款又ハ總會若ハ總代會ノ決議ニ依リ之ヲ  
定ムベシ

前項ノ報酬ノ額ハ商工大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受クベシ

第八條 商工組合中央金庫ハ事業年度毎ニ總會又ハ總代會ニ於  
テ一所屬組合又ハ一所屬聯合會ニ對シテ爲ス貸付、手形ノ割  
引又ハ保證ニ付其ノ金額ノ最高限度ヲ議決スベシ

前項ノ規定ハ商工組合中央金庫法第二十九條第一項第三號ノ  
規定ニ依ル貸付ニ之ヲ準用ス

第九條 前條第一項ノ規定ハ商工組合中央金庫ノ借入金額ノ最  
高限度ニ之ヲ準用ス

第十條 商工組合中央金庫ハ前二條ノ規定ニ依リ議決シタル事  
項ヲ遲滞ナク商工大臣及大藏大臣ニ届出ヅベシ

第十一條 財産目錄、貸借對照表及業務報告書ニ付總會又ハ總  
代會ノ承認アリタルトキハ商工組合中央金庫ハ遲滞ナク之ヲ  
商工大臣及大藏大臣ニ提出シ且定款ノ定ムル方法ニ從ヒ貸借  
對照表ヲ公告スベシ

第十二條 左ノ場合ニ於テハ商工組合中央金庫ハ遲滞ナク之ヲ

商工大臣及大藏大臣ニ届出ヅベシ

一 業務ノ執行其ノ他ニ關スル規程ヲ定メ又ハ之ヲ改廢シタ  
ルトキ

二 商工組合中央金庫法ニ依ル登記ヲ爲シタルトキ

三 商工組合中央金庫ニ加入シ又ハ脱退シタル者アルトキ

#### 附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一回事業年度ニ於ケル第八條及第九條ノ最高限度ハ定款ヲ以  
テ之ヲ定ムベシ

### 商工組合中央金庫定款

(昭和十一年八月十二日認可)

#### 第一章 總 則

第一條 本金庫ハ商工組合中央金庫法ニ依リテ設立シ商工組合  
中央金庫ト稱ス

第二條 本金庫ハ商業組合、商業組合聯合會、工業組合、工業

組合聯合會、輸出組合及輸出組合聯合會ニ對スル金融ノ圓滑  
ヲ圖ル爲必要ナル業務ヲ營ムコトヲ目的トス

第三條 本金庫ハ主タル事務所ヲ東京市ニ、從タル事務所ヲ大  
阪市、名古屋市、神戸市、福岡市、福島市、富山市及札幌市  
ニ置ク

本金庫ハ業務ノ都合ニ依リ便宜ノ地ニ出張所ヲ置クコトヲ得

第四條 本金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ商業組合聯合會、工業  
組合聯合會、輸出組合聯合會又ハ銀行ヲシテ業務ノ一部ヲ代  
理セシムルコトヲ得

本金庫ノ業務ノ一部ヲ代理セシムベキ聯合會ハ本金庫所屬ノ  
モノニ限ル

本金庫ガ聯合會ヲシテ貸付又ハ手形ノ割引ヲ代理セシムル場  
合ニハ其ノ聯合會ヲシテ債務ノ保證ヲ爲サシムルコトヲ得

第五條 本金庫ノ存立期間ハ設立認可ノ日ヨリ五十年トス

第六條 本金庫ノ公告ハ官法ニ掲載シテ之ヲ爲ス

#### 第二章 資本金、出資者及出資ノ拂込ノ方法

第七條 本金庫ノ資本金ハ千萬圓トシテ之ヲ十萬口ニ分チ一口  
ノ金額ヲ百圓トス

第八條 本金庫ノ出資者ハ政府、商業組合、商業組合聯合會、工

業組合、工業組合聯合會、輸出組合及輸出組合聯合會ニ限ル

一組合又ハ一聯合會ノ有スベキ出資口數ハ千口ヲ超ユルコト

ヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ主務大臣ノ承認ヲ受ケ  
タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 本金庫ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

第十條 本金庫ノ財産ニ付投資者ノ有スル持分ハ其ノ拂込ミタ  
ル出資額ニ應ズルモノトス

第十一條 本金庫ハ出資者ニ對シ其ノ持分ノ拂戻ヲ爲サズ

第十二條 政府ハ五百萬圓ヲ本金庫ニ出資シ其ノ出資額ニ對シ  
設立當初ニ於テ二百萬圓ヲ拂込ミ爾後三年間ニ其ノ殘餘ヲ拂  
込ムモノトス

第十三條 所屬組合又ハ所屬聯合會ノ出資ノ第一回ノ拂込金額

ハ一口ニ付金二十圓トス

第二回以後ノ出資ノ拂込ハ理事長ノ定ムル期日及方法ニ依リ  
第一回ノ拂込完了後十年間ニ之ヲ爲スベキモノトス

所屬組合又ハ所屬聯合會ガ出資ノ拂込ヲ終ル迄ハ之ニ配當ス  
ベキ剩餘金ハ之ヲ其ノ拂込ニ充ツルモノトス但シ第八十六條  
ノ規定ニ依リテ特別配當ヲ爲スベキ剩餘金ニ付テハ此ノ限ニ  
在ラズ



第十四條 前條ノ規定ハ資本金増加ノ場合ノ組合又ハ聯合會ノ  
出資ノ拂込ニ之ヲ準用ス

第十五條 出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ其ノ拂込ムベキ金額ニ  
對シ期日後日歩四錢ノ割合ヲ以テ延滞金ヲ徵收ス

第三章 加入、増口、持分譲渡及脱退

第十六條 本庫金ハ資本金増加ノ場合ニ於テ新ニ本組合ノ出資  
ヲ引受ケ本庫金ニ加入シ又ハ増口セントスル組合又ハ聯合會  
ヨリ加入金又ハ増口金ヲ徵收ス  
加入金及増口金ノ額ハ總代會ニ於テ之ヲ定メ主務大臣ノ認可  
ヲ受クルモノトス

第十七條 資本金増加ノ決議アリタルトキハ本庫金組合又ハ  
聯合會ヨリ出資申込書ヲ徵シ出資ノ割當口數ヲ定メタル上資  
本金増加ノ認可申請ヲ爲スモノトス  
資本金増加ノ認可アリタルトキハ加入金又ハ増口金及出資第  
一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後出資者名簿ニ登錄ス  
第一項ノ出資申込書ニハ申込者ノ名稱及住所並ニ其ノ引受ク  
ベキ出資口數ヲ記載シ其ノ代表者之ニ記名捺印スベシ  
加入又ハ増口ノ效力ハ加入金又ハ増口金及出資ノ第一回ノ拂  
込ノ完了ト同時ニ發生スルモノトス

業務ヲ爲スコト

- 五 所屬組合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ内國爲替業務ヲ爲スコト
- 六 商業組合、商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、  
輸出組合、輸出組合聯合會、公共團體其ノ他營利ノ目的  
トセザル法人ヨリ預金ノ受入ヲ爲スコト
- 七 所屬組合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ有價證券ノ保護預リ又ハ  
其ノ受託賣買ヲ爲スコト

本庫金ハ必要アリト認ムルトキハ擔保ヲ徵シテ前項第一號乃  
至第四號ノ業務ヲ爲スコトヲ得

年賦償還又ハ半年賦償還貸付ニシテ其ノ期限五年ヲ超ユルモ  
ノニ付テハ其ノ金額ハ拂込資本金額及商工債券發行額ノ合計  
額ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

第二十二條 所屬組合又ハ所屬聯合會ヨリ定期又ハ割賦償還貸  
付ノ申出アリタルトキハ本庫金ハ信用程度表ニ依リ組合又ハ  
聯合會ノ信用ヲ査定シ又ハ其ノ事業及財産ノ狀況ヲ調査シタ  
ル上資金ノ用途ヲ參酌シ貸付ノ諾否、其ノ金額及條件ヲ定ム  
前項ノ信用程度表ハ理事長之ヲ作成ス

第二十三條 貸付金ノ辨濟ヲ怠リタルトキハ期限後日歩四錢以  
内ノ遅延利息ヲ徵收ス但シ其ノ割合ハ貸付ノ際契約ヲ以テ定

第十八條 出資者ハ本庫金ノ承諾アルニ非ザレバ其ノ持分ヲ讓  
渡スルコトヲ得ズ

第十九條 出資者其ノ持分ノ讓渡ニ付本庫金ノ承諾ヲ受ケント  
スル場合ハ讓渡人及讓受人ノ代表者ノ連署ヲ以テ本庫金ニ申  
出ヅベシ

本庫金持分ノ讓渡ノ承諾ヲ爲シタルトキハ其ノ旨讓渡人及讓  
受人ニ通知シ出資者名簿ヲ更正ス

第二十條 所屬組合又ハ所屬聯合會ハ持分ノ讓渡ニ依リテノミ  
脱退スルコトヲ得

第四章 業務及其ノ執行

- 第二十一條 本庫金ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ業務ヲ營ムモノ  
トス
  - 一 所屬組合又ハ所屬聯合會ニ對シ擔保ヲ徵セズシテ五年以  
内ノ定期償還又ハ月賦償還貸付ヲ爲スコト
  - 二 所屬組合又ハ所屬聯合會ニ對シ擔保ヲ徵セズシテ二十年  
以内ノ年賦償還又ハ半年賦償還貸付ヲ爲スコト
  - 三 所屬組合又ハ所屬聯合會ニ對シ手形ノ割引又ハ當座預金  
貸越ヲ爲スコト
  - 四 所屬組合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ荷爲替手形ニ關スル保證

ム

天災又ハ避クベカラザル事故ニ依リ辨濟スルコト能ハザルト  
キハ約定利息ト同率ノ遅延利息ヲ徵收ス

第二十四條 本庫金ハ貸付ヲ爲シタル所屬組合又ハ所屬聯合會  
ガ貸付契約ニ違反シタルトキハ償還期限前ト雖モ貸付金ノ償  
還ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條 當座預金貸越契約ハ貸越限度ヲ定メテ之ヲ締結ス  
第二十二條ノ規定ハ當座預金貸越契約ノ締結ニ之ヲ準用ス

第二十六條 本庫金ハ事業年度毎ニ總代會ノ決議ニ依リ一所屬  
組合又ハ一所屬聯合會ニ對シテ爲ス貸付、手形ノ割引又ハ保  
證ニ付テ其ノ金額ノ最高限度ヲ定ム

第二十七條 貸付利率及手形ノ割引歩合ハ事業年度毎ニ主務大  
臣ノ認可ヲ受ケタル最高限度ノ範圍内ニ於テ理事長之ヲ定ム

第二十八條 本庫金ノ行フ保證業務ノ保證料率ハ理事長之ヲ定  
ム

第二十二條ノ規定ハ所屬組合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ保證ヲ爲  
サントスル場合ニ之ヲ準用ス

第二十九條 本庫金ノ受入ルル預金ノ利率並ニ有價證券ノ保護  
預リ及其ノ委託賣買ノ手数料率ハ理事長之ヲ定ム



**第三十條** 本金庫ノ業務上ノ餘裕金ハ左ノ方法ニ依ルノ外之ヲ運用セザルモノトス

- 一 國債證券、地方債證券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ買入ヲ爲スコト
- 二 大藏省預金部若ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト
- 三 商業組合、商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、輸出組合又ハ輸出組合聯合會ニ對シ短期貸付ヲ爲スコト

第二十六條ノ規定ハ前項第三號ノ規定ニ依ル貸付ニ之ヲ準用ス

**第三十一條** 業務ノ執行ニ關スル諸規則ハ理事長之ヲ定ム

### 第五章 商工債券

**第三十二條** 本金庫ハ拂込資本金額ノ十倍ヲ限リ商工債券ヲ發行スルコトヲ得但シ貸付金現在額、割引手形現在額及其ノ所有ニ係ル有價證券現在額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

**第三十三條** 商工債券ハ券面金額五十圓以上トシ無記名式利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名式ト爲スコトヲ得

**第三十四條** 本金庫ハ商工債券借換ノ爲一時第三十二條ノ制限ニ依ラズ商工債券ヲ發行スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ商工債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月以内ニ其ノ發行券面金額ニ相當スル舊商工債券ヲ償還スルモノトス

**第三十五條** 商工債券ノ償還期限ハ其ノ發行後二十五年以内トス

**第三十六條** 商工債券ハ募集又ハ賣出ノ方法ニ依リ之ヲ發行ス

**第三十七條** 商工債券ノ償還又ハ賣出ノ方法ニ依ル商工債券ノ發行ニ關シ必要ナル事項ハ豫メ之ヲ公告ス

**第三十八條** 商工債券ハ全額ノ拂込アリタル後ニ非ザレバ之ガ證券ノ發行ヲ爲サズ

**第三十九條** 無記名式ノ商工債券ヲ記名式トシ又ハ記名式ノ商工債券ヲ無記名式ト爲サントスル場合ハ其ノ請求書ニ債券ヲ添ヘ本金庫ニ提出スルコトヲ要ス

無記名式ノ商工債券ヲ記名式ト爲スベキ請求アリタルトキハ本金庫ハ之ニ記名紙ヲ貼附シ其ノ手續ヲ了シタル上理事長證明シテ請求者ニ之ヲ還付ス

記名式ノ商工債券ヲ無記名式ト爲スベキ請求アリタルトキハ本金庫ハ之ト引換ニ同一番號ノ無記名式ノ新債券ヲ交付ス

**第四十條** 記名式ノ商工債券ノ名義書換ヲ爲サントスル場合ハ讓渡人及讓受人双方ノ署名又ハ記名捺印シタル請求書ニ債券ヲ添ヘ本金庫ニ提出スルコトヲ要ス

相續、遺贈、競賣等ニ因リ記名式ノ商工債券ヲ取得シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依ルコト能ハザルトキハ其ノ取得ヲ證スル書面ヲ添ヘ其ノ名義書換ヲ本金庫ニ請求スルコトヲ要ス

前條第二項ノ規定ハ前二項ノ名義書換ニ之ヲ準用ス

**第四十一條** 無記名式ノ商工債券又ハ利札ヲ滅失シ紛失シ、又ハ盜取セラレタル場合ハ公示催告手續ニ依リ除權判決ヲ受ケタル後ニ非ザレバ其ノ代債券又ハ代利札ヲ交付セズ

**第四十二條** 記名式ノ商工債券災害ニ因リ滅失シタルトキハ所有者ハ其ノ事由券面金額及番號ヲ詳記シ二名以上ノ保證人ヲ立テ本金庫ニ届出デ代債券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ本金庫ハ其ノ證據明カナルモノニ限り代債券ヲ交付ス其ノ證據明カナラザルモノニ付テハ紛失ノ例ニ依ル

**第四十三條** 記名式ノ商工債券ヲ紛失シ又ハ盜取セラレタルトキハ所有者ハ其ノ事由、券面金額及番號ヲ詳記シ本金庫ニ届出デ代債券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ本金庫ハ請求者ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告シ一月以内ニ其ノ債券ヲ發見シタル旨ノ届出ナキトキハ二名以上ノ保證人ヲ立テシメ代債券ヲ交付ス

**第四十四條** 記名式ノ商工債券ノ滅失、紛失又ハ盜取ノ届出ニ關シ異議ノ申立アリタルトキハ本金庫ハ管轄裁判所ノ判決確定ノ後ニ非ザレバ代債券ヲ交付セズ

**第四十五條** 商工債券汚染又ハ毀損シタルトキハ所有者ハ其ノ事由ヲ詳記シ其ノ債券ヲ添ヘ本金庫ニ提出シ代債券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ本金庫ハ其ノ債券ヲ審査シ眞正ナリト認ムルトキハ代債券ヲ交付ス其ノ眞正ナルコトヲ鑑別シ難キモノニ付テハ紛失ノ例ニ依ル

**第四十六條** 記名式ノ商工債券ヲ無記名式ニ、無記名式ノ商工債券ヲ記名式ニ書換ヲ爲ス場合又ハ滅失シ、紛失シ、盜取セラレ若ハ汚染毀損シタル爲代債券ヲ交付スル場合ニ於テハ請求者ヨリ債券一通ニ付三十錢ノ手数料ヲ徴收ス記名式ノ商工債券ノ名義書換ヲ爲ス場合ニ於テハ請求人ヨリ債券一通ニ付十五錢ノ手数料ヲ徴收ス



第四十七條 本金庫ニ理事長一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第四十八條 理事長ハ本金庫ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス  
理事ハ理事長ノ定ムル所ニ依リ理事長ヲ補助シテ本金庫ノ業務ヲ掌理ス

理事ハ豫メ定メタル順位ニ依リ理事長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキ其ノ職務ヲ行フ  
前項ノ順位ハ理事長之ヲ定ム

監事ハ本金庫ノ業務ヲ監査ス  
第四十九條 理事長、理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ズルモノトス

理事長及理事ノ任期ハ五年、監事ノ任期ハ三年トス  
第五十條 理事長、理事及監事ノ報酬ノ額ハ總代會ニ於テ之ヲ定ム

第五十一條 本金庫ニ評議員二十人以内ヲ置キ主務大臣之ヲ命ズルモノトス  
評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ三年トス  
評議員ハ左ノ事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ズルモノトス

一 定款ノ變更

二 業務ノ執行其ノ他ニ關スル規程ノ制定及改廢  
三 出資拂込ノ時期及方法  
四 資本金増加ノ時期及方法  
五 加入金及増口金ノ額  
六 借入金額ノ最高限度  
七 貸付、手形ノ割引及保證ニ關スル方針  
八 預リ金及貸付金ノ利率、手形ノ割引歩合、保證料率並ニ有價證券ノ保護預リ及其ノ委託賣買ノ手数料率ニ關スル標準

九 擔保ノ種類  
十 商工債券ノ發行及償還ニ關スル事項  
十一 剩餘金ノ處分  
十二 其ノ他本金庫ノ業務ノ執行ニ關スル重要ナル事項ニシテ理事長ノ必要ト認メタルモノ

第五十二條 本金庫ノ職員ハ理事長之ヲ任免ス

第五十三條 本金庫ハ商工組合中央金庫法第二十三條ノ規定ニ依リ準用シタル産業組合法第三十八條ノ二ニ依リ總代會ヲ設ク

第七章 總代會及總會

者ヨリ順次之ヲ定メ得票同數ノ者ニ付テハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ當選者ノ數ガ選出スベキ總代ノ數ニ充タザルトキハ其ノ不足數ニ付前項ト同様ノ方法ニ依リ再選舉ヲ行フ

第五十四條 總代會ハ所屬ノ商業組合及商業組合聯合會、工業組合及工業組合聯合會、並ニ輸出組合及輸出組合聯合會中ヨリ各別ニ互選シタル總代ヲ以テ之ヲ組織ス

第五十五條 總代ノ定數ハ五十人トス

第五十六條 總代ノ任期ハ二年トス但シ再選ヲ妨ゲズ  
總代ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第五十七條 總代ハ商業組合及商業組合聯合會、工業組合及工業組合聯合會並ニ輸出組合及輸出組合聯合會ニ付各別ニ定メタル選舉區毎ニ其ノ區域内ニ主タル事務所ヲ有スル所屬組合又ハ所屬聯合會中ヨリ之ヲ互選スルモノトス前項ノ選舉區及各選舉區ニ於テ選出スベキ總代ノ數ハ別表ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 所屬組合又ハ所屬聯合會ノ總代選舉權ハ各一個トス

第五十九條 總代ノ選舉ハ單記無記名トシ各選舉區毎ニ其ノ區域内ニ主タル事務所ヲ有スル所屬組合及所屬聯合會ノ數ヲ其ノ選舉區ニ於テ選出スベキ總代ノ數ヲ以テ除シテ得タル數ノ三分ノ一以上ノ得票アリタル者ヲ當選者トス但シ當選者ノ數ガ選出スベキ總代ノ數ヲ超過シタルトキハ其ノ得票數ノ多キ

者ヨリ順次之ヲ定メ得票同數ノ者ニ付テハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ當選者ノ數ガ選出スベキ總代ノ數ニ充タザルトキハ其ノ不足數ニ付前項ト同様ノ方法ニ依リ再選舉ヲ行フ

第六十條 總代ノ選舉ハ選舉區毎ニ理事長ノ指定シタル所屬組合又ハ所屬聯合會ノ理事之ヲ管理シ當該選舉區内ニ主タル事務所ヲ有スル所屬組合又ハ所屬聯合會ノ理事中ヨリ管理者ノ指定シタル二人以上ノ立會人ノ立會ヲ以テ行フ  
管理者ハ總代選舉ノ狀況ヲ記錄シ之ヲ理事長ニ報告スベシ

第六十一條 總代ノ選舉ニ付テハ所屬組合又ハ所屬聯合會ハ郵便ヲ以テ投票ヲ爲スコトヲ得  
第六十二條 總代ニ缺員ヲ生ジタルトキハ遲滞ナク補缺選舉ヲ行フモノトス  
第六十三條 補缺選舉ニ依リ就任シタル總代ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス  
第六十四條 前各條ニ規定シタルモノノ外總代ノ選舉ニ關シ必



要ナル事項ハ理事長之ヲ定ム

**第六十四條** 通常總代會ハ毎年二回四月又ハ五月及十月又ハ十一月ニ之ヲ開ク

臨時總代會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク

一 理事長必要ト認メタルトキ

二 監事ガ商工組合中央金庫法第二十三條ノ規定ニ依リ準用シタル民法第五十九條第四號ニ依リ必要ト認メタルトキ

三 第六十七條ノ規定ニ依リタルトキ

**第六十五條** 總代會ニ於テハ定款ニ別段ノ定アルモノノ外左ノ事項ヲ議決ス

一 借入金額ノ最高限度

二 其ノ他理事長ノ必要ト認メタル事項

**第六十六條** 總代會ハ理事長之ヲ招集ス但シ法令又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

**第六十七條** 總代ハ總代定數ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ理事長ニ提出シテ總代會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

理事長ガ正當ノ理由ナクシテ前項ノ規定ニ依リ請求アリタル後二週間以内ニ總代會招集ノ手續ヲ爲サザルトキハ其ノ請求

ヲ爲シタル總代ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得

**第六十八條** 總代會ノ招集ハ少クとも五日日前ニ會議ノ目的タル事項日時及場所ヲ記載シタル書面ヲ以テ各總代ニ通知シテ之ヲ爲ス

**第六十九條** 總代會ニ於テハ前條ノ規定ニ依リ豫メ通知ヲ爲シタル事項ニ付テノ議決ヲ爲スコトヲ得但シ理事長ニ於テ急遽ヲ要スト認メタル事項ニシテ總代會ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

**第七十條** 總代會ハ理事長ヲ以テ議長トス

理事長事故アルトキ又ハ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ代理シ又ハ其ノ職務ヲ行フ理事ヲ以テ議長トス

監事又ハ第六十七條第二項ノ規定ニ依リ總代ノ招集シタル總代會ハ總代會ヲ招集シタル者ヲ以テ議長トス其ノ多數ナル場合ニハ其ノ互選ニ依ル

**第七十一條** 總代會ニ於ケル議決ハ法令又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外出席シタル總代ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

**第七十二條** 總代ハ總代會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス

**第七十三條**

總代ハ總代會ニ於テ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス但シ總代ニ非ザレバ代理人タルコトヲ得ズ

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ本金庫ニ差出スベシ

**第七十四條**

總代會ノ決議ハ議長之ヲ作成シ少クとも左ノ事項ヲ記載シ議長及議長ノ指名シタル出席者二人以上之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

一 開會ノ日時及場所

二 總代ノ定數

三 出席シタル總代ノ員數

四 議事ノ要領

五 議決シタル事項及其ノ賛否ノ數

**第七十五條**

總代會ノ議事ニ關スル規程ハ總代會ニ於テ之ヲ定ム

**第七十六條**

總會ハ解散ノ決議ヲ爲サントスル場合ニ於テ之ヲ招集ス

總會ニ於ケル議決ハ出席者ノ半数以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲ爲ス

第六十六條乃至第七十條及第七十二條乃至第七十五條ノ規定ハ總會ニ之ヲ準用ス但シ總會ニ於テハ出席者ハ十人以上ノ出席者ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ザルモノトス

### 第八章 計 算

**第七十七條** 本金庫ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年三月迄トス

**第七十八條** 理事長ハ毎事業年度ノ終ニ於テ左ノ書類ヲ調製シ通常總代會ノ會日ヨリ少クとも一週間前ニ監事ニ提出シ且之ヲ主タル事務所ニ備フベシ

一 財産目錄

二 貸借對照表

三 業務報告書

四 剩餘金處分案

出席者及本金庫ノ債權者ハ前項ニ掲ゲタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

**第七十九條**

監事前條第一項ニ掲ゲタル書類ヲ受理シタルトキハ遲滞ナク之ヲ監査シ意見書ヲ附シテ之ヲ理事長ニ送付スルコトヲ要ス

理事長ハ前項ノ書類及監事ノ意見書ヲ通常總代會ニ提出シ其



ノ承認ヲ求ムベシ

**第八十條** 剰餘金中ヨリ第八十二條ノ規定ニ依ル準備金及第八十三條ノ規定ニ依ル積立金ヲ控除シ猶殘餘アルトキハ之ヲ配

當金、特別配當金、役員賞與金又ハ繰越金ト爲スモノトス

**第八十一條** 剰餘金ノ處分ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ行フ

**第八十二條** 本金庫ハ事業年度毎ニ剰餘金ノ十分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルモノトス

加入金及増口金ハ之ヲ準備金ニ組入ルモノトス

準備金ハ損失填補ニ充ツ

**第八十三條** 本金庫ハ剰餘金ノ一部ヲ特別積立金トシテ積立ツ

ルモノトス

前項ノ特別積立金ハ損失填補ニ充ツ但シ總代會ノ決議ニ依リ

之ヲ臨時ノ支出ニ充ツルコトヲ得

本金庫ハ特別積立金ノ外必要ニ應ジ目的ヲ定メ積立ヲ爲スコ

トヲ得

**第八十四條** 本金庫ニ損失アリ特別積立金ヲ以テ填補スルモ猶

足ラザルトキハ準備金ヲ以テ之ヲ填補ス

**第八十五條** 剰餘金ノ配當ハ拂込ミタル出資額ニ應ジテ之ヲ爲

ス

前項ノ配當ノ率ハ年六分ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ準備金ノ額

ガ資本金額ノ四分ノ一ニ達シタルトキハ年八分迄之ヲ増加ス

ルコトヲ得

**第八十六條** 前條ノ配當ヲ爲シ猶剰餘アルトキハ特別配當ヲ爲

ス

前項ノ特別配當ハ配當セントスル剰餘金ヲ生ジタル事業年度

内ニ於テ本金庫ヨリ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ支拂ヒタル預

金ノ利息、並ニ所屬組合又ハ所屬聯合會ガ本金庫ニ支拂ヒタ

ル利息割引料及保證料ヲ標準トシテ之ヲ爲ス

**第八十七條** 政府ノ出資ニ對シテハ設立ノ時ヨリ三十事業年度

間配當ヲ爲サズ

**第八十八條** 出資者ノ持分又ハ之ニ配當スベキ剰餘金ノ計算ノ

基礎トナルベキ金額ニシテ計算上不便ナル端數金額ハ之ヲ切

捨ツルコトヲ得

**第八十九條** 役員賞與金ハ剰餘金ノ十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得

ズ

### 第九章 定款變更及解散

**第九十條** 本定款ヲ變更セントスルトキハ總代會ニ於テ總代定

數ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲ議

決シ主務大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

**第九十一條** 本金庫ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 存立期間ノ滿了

二 總會ノ決議

三 破産

四 主務大臣ノ解散命令

### 第十章 雜則

**第九十二條** 所屬組合及所屬聯合會ハ其ノ名稱又ハ事務所ニ變

更ヲ生ジタルトキハ遲滞ナク之ヲ本金庫ニ通知スベシ

**第九十三條** 本金庫ノ業務取扱時間ハ午前九時ヨリ午後三時三

十分迄トス但シ土曜日ニ限リ正午迄トス

前項ノ業務取扱時間ハ業務ノ都合ニ依リ之ヲ延長スルコトア

ルベシ

本金庫ノ休業日ハ祭日、祝日、日曜日其ノ他本金庫事務所所

在地ニ行ハルル一般ノ休日トシ必要アル場合ニ於テハ豫メ公

告ノ上臨時休業ヲ爲スコトアルベシ

### 附則

**第九十四條** 本金庫設立初度ノ理事長理事及監事ノ報酬ノ額ハ

設立委員之ヲ定ム

**第九十五條** 本金庫設立初度ノ總代ハ創立總會終了ノ日ヨリ二

月以内ニ之ヲ選舉シ昭和十三年三月之ヲ改選ス

**第九十六條** 第一回事業年度ニ於テ一所屬組合又ハ一所屬聯合

會ニ對シテ爲ス貸付、手形ノ割引又ハ保證ノ金額ノ最高限度

ハ貸付、手形ノ割引及保證ヲ通計シテ百萬圓トス

第一回事業年度ニテ一組合又ハ一聯合會ニ對シテ爲ス商工組

合中央金庫法第二十九條第一項第三號ノ規定ニ依ル貸付金額

ノ最高限度ハ五萬圓トス

**第九十七條** 第一回事業年度ニ於ケル本金庫ノ借入金額ノ最高

限度ハ千萬圓トス



別表

商業組合及商業組合聯合會		工業組合及工業組合聯合會		輸出組合及輸出組合聯合會	
選 舉 區	定 數	選 舉 區	定 數	選 舉 區	定 數
第一區 北海道	一	第一區 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	二	第一區 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	二
第二區 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	二	第二區 宮城、秋田、山形、福島	二	第一區 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	二
第三區 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	四	第三區 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	六	第一區 埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野	二
第四區 新潟、富山、石川、福井、山梨、長野	二	第三區 新潟、富山、石川、福井、山梨、長野	二	第一區 新潟、富山、石川、福井、山梨、長野	二
第五區 岐阜、静岡、愛知、三重	三	第四區 岐阜、静岡、愛知、三重	四	第二區 富山、石川、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、廣島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	三
第六區 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	四	第五區 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	六	第二區 鳥取、島根、岡山、廣島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	三
第七區 鳥取、島根、岡山、廣島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	三	第六區 鳥取、島根、岡山、廣島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	二	第二區 鳥取、島根、岡山、廣島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	三
第八區 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿兒島、沖縄	二	第七區 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿兒島、沖縄	二	第二區 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿兒島、沖縄	三
計	二一	計	二四	計	五

無 盡 業 法 規

無 盡 業 法

大正四年六月二十一日  
法律第二十號  
改正大正一〇一法  
改正昭六一法四二

**第一條** 本法ニ於テ無盡ト稱スルハ一定ノ口數ト給付金額トヲ定メ定期ニ掛金ヲ拂込マシメ一口毎ニ抽籤入札其ノ他類似ノ方法ニ依リ掛金者ニ對シ金錢ノ給付ヲ爲スヲ謂フ無盡類似ノ方法ニ依リ金錢又ハ有價證券ノ給付ヲ爲スモノ亦同ジ但シ賭博又ハ富籤ニ類似スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

**第二條** 無盡ハ營業トシテ之ヲ爲ストキハ之ヲ商行爲トス

**第三條** 無盡會ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ

前項ノ免許ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ定款、事業方法ヲ記載シタル書面及無盡契約約款ヲ添附シ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

**第四條** 無盡會ハ資本金三萬圓以上ニシテ拂込金額一萬五千圓

以上ノ株式會社ニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ

**第五條** 無盡會社ハ其ノ商號中ニ無盡ナル文字ヲ用フベシ  
無盡會社ニ非ザルモノハ其ノ商號中ニ無盡ヲ業トスル者タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ

**第六條** 無盡會社ハ他ノ業務ヲ營ムコトヲ得ズ

**第七條** 無盡會社ノ營業區域ハ道府縣ノ區域内ニ於テ之ヲ定メ定款中ニ記載スベシ

**第八條** 無盡會社ハ左ノ場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

一 定款ヲ變更セントスルトキ

二 事業方法又ハ無盡契約約款ヲ變更セントスルトキ

三 出張所又ハ代理店ヲ設置セントスルトキ

四 本店其ノ他ノ營業所ノ位置ヲ變更セントスルトキ

**第九條** 無盡會社ハ代理店主ヲシテ其ノ代理事務ニ關シ代理店ノ出張所其ノ他ノ從タル營業所又ハ復代理店ヲ設ケシムルコトヲ得ズ

無盡會社ノ代理店主ハ其ノ代理事務ニ關シ代理店ノ出張所其ノ他ノ從タル營業所又ハ復代理店ヲ設ケシムルコトヲ得ズ

**第十條** 無盡會社ハ左ノ方法ニ依ルノ外其營業上ノ資金ヲ運用



スルコトヲ得ズ

一 國債、地方債其ノ他特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人ノ債券又ハ株式ノ買入

二 前號ノ有價證券又ハ不動産ヲ擔保トスル貸付

三 掛金者ニ對シ既ニ拂込ミタル金額ヲ限度トスル貸付

四 掛金者ニ對シ既ニ拂込ミタル金額ヲ超過シ契約給付金額ヲ限度トスル貸付

五 銀行ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金

前項第四號ノ規定ニ依リ貸付金總額ハ拂込資本金及諸準備金ノ總額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十一條 無盡會社ガ會社財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザルニ至リタルトキハ無盡契約ニ基ク會社ノ債務ニ付各締取役ハ連帶シテ其ノ辨償ノ責ニ任ズ前項ノ責任ハ取締役ノ退任登記前ノ債務ニ付退任登記後二年間仍存續ス

第十二條 無盡會社並ニ其ノ取締役、監査役、使用人及代理店主ハ何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ計算ニ於テ其ノ會社ト無盡契約ヲ爲スコトヲ得ズ

第十三條 無盡會社ハ無盡ノ缺口又ハ掛金ノ拂込ヲ爲サザル者アル場合ト雖モ第一回ノ抽籤、入札其ノ他類似ノ方法ヲ行ヒ

タル後ハ掛金者ノ不利益ニ給付ヲ變更シ又ハ掛金額ヲ増加スルコトヲ得ズ

第十四條 無盡會社ハ資本ノ總額ニ達スル迄ハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツベシ

第十五條 無盡會社ノ營業年度ハ一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄トス

第十六條 無盡會社ハ營業年度毎ニ業務報告書ヲ作成シテ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十七條 無盡會社ハ營業年度毎ニ主務大臣ノ定ムル様式ニ依リ貸借對照表ヲ作成シ新聞紙ニ依リ之ヲ公告スベシ

第十八條 無盡會社ノ監査役ハ無盡會社ノ業務及財産ノ狀況ニ關スル調査ノ結果ヲ記載シタル監査書ヲ每營業年度一回作成シテ之ヲ本店ニ備ヘ置クベシ

第十九條 無盡會社ノ常務ニ從事スル取締役又ハ支配人ガ他ノ會社ノ常務ニ從事セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十條 掛金者ハ無盡會社ニ對シ其ノ加入シタル無盡ノ掛金者五分ノ一以上ノ同意ヲ以テ其ノ加入シタル無盡ニ關シ命令ノ定ムル事項ニ付説明書ヲ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二十一條 無盡會社ノ合併ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十二條 主務大臣ハ何時ニテモ無盡會社ヲシテ其ノ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ監査書其ノ他ノ書類帳簿ヲ提出セシムルコトヲ得

第二十三條 主務大臣ハ何時ニテモ無盡會社ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

第二十四條 主務大臣ハ無盡會社ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ事業方法若ハ無盡契約約款ノ變更、業務ノ停止又ハ財産ノ供託ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 無盡會社ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止若ハ取締役、監査役ノ改任ヲ命ジ又ハ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第二十六條 主務大臣ハ業務ノ停止ヲ命ゼラレタル無盡會社ニ對シ其ノ整理ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第二十七條 無盡業ノ廢止又ハ無盡會社ノ解散ノ決議ハ主務大

臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十八條 無盡會社ガ其ノ目的ヲ變更シ他ノ業務ヲ營ム會社トシテ存續スル場合ニ於テハ無盡會社ニ關スル事務ヲ管理スル主務大臣ハ其ノ會社ガ掛金者ニ對スル債務ヲ完済スルニ至ル迄財産ノ供託ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得合併ニ因リ無盡會社ニ非ザル會社ガ無盡會社ノ掛金者ニ對スル債務ヲ承繼シタル場合亦同ジ

第二十九條 第二十二條及第二十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十條 無盡會社ガ營業ノ免許ヲ取消サレタルトキハ之ニ因リテ解散ス

前項ノ場合ニ於テ清算人ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ裁判所之ヲ選任ス其ノ清算人ノ解任亦同ジ

第三十條 前項ノ場合ヲ除クノ外裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ清算人ヲ解任シタルトキハ裁判所ハ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第三十一條 裁判所ハ無盡會社ノ清算事務及財産ノ狀況ヲ検査シ、財産ノ供託ヲ命ジ其ノ他清算ノ監督ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得



**第三十二條** 無盡會社ノ清算、破産又ハ強制和議ノ場合ニ於テ裁判所ハ無盡會社ノ検査監督ニ從事スル官吏ニ對シ意見ヲ求メ又ハ検査若ハ調査ヲ囑託スルコトヲ得

**第三十三條** 無盡會社ノ清算、破産又ハ強制和議ノ場合ニ於テ無盡會社ノ検査監督ニ從事スル官吏ハ裁判所ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

**第三十四條** 無盡管理會社ハ其ノ管理スル無盡ノ掛金ノ拂込ナキ場合ニ於テ掛金者ニ代リ掛金ノ拂込ヲ爲ス責ニ任ズ

**第三十五條** 無盡管理會社ハ其ノ管理スル無盡ノ加入者ニ代リ掛金ノ拂込及給付金ノ支拂ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

掛金ノ拂込又ハ給付金ノ支拂ニ關スル訴訟ニ於テハ無盡管理會社ハ原告又ハ被告ト爲ルコトヲ得

**第三十六條** 主務大臣ノ免許ヲ受ケズシテ無盡業ヲ營ミタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

**第三十七條** 左ノ場合ニ於テハ取締役、監査役、支配人又ハ清算人ヲ一年以下ノ懲役又ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 業務報告書又ハ監査書ノ不實ノ記載、虚偽ノ公告其ノ他ノ方法ニ依リ官廳又ハ公衆ヲ欺瞞シタルトキ

二 本法ニ依ル検査ニ際シ帳簿書類ノ隠蔽、不實ノ申立其ノ他ノ方法ニ依リ検査ヲ妨ゲタルトキ

**第三十八條** 左ノ場合ニ於テハ取締役、監査役、支配人、代理店主(代理店主法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員、取締役其ノ他法人ノ代表者)又ハ清算人ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス但シ其ノ行爲ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 第六條、第八條、第九條、第十條、第十三條、第十四條、第十七條又ハ第十九條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第七條ノ規定ニ依リ定メタル營業區域外ニ於テ營業ヲ爲シタルトキ

三 無盡會社ガ第十二條ノ規定ニ違反シタルトキ

四 正當ノ理由ナクシテ第二十條ノ説明書ノ交付ヲ拒ミ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ

五 本法ニ依リ無盡會社ニ備ヘ置クベキ書類ノ備付若ハ主務大臣ニ提出スベキ書類ノ提出ヲ怠リ之ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ之ニ不實ノ記載ヲ爲シタルトキ

六 第二十四條、第二十五條、第二十八條又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ主務大臣又ハ裁判所ノ爲シタル命令ニ違反シ

タルトキ

七 本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

**第三十九條** 第十二條ノ規定ニ違反シタル取締役、監査役、使用人又ハ代理店主(代理店主法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員、取締役其ノ他法人ノ代表者)ハ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

前項ノ場合ニ於テハ無盡會社ノ取締役及監査役ヲ十圓以下ノ過料ニ處ス

**第四十條** 第五條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス

**第四十一條** 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ニ定メタル過料ニ之ヲ準用ス

**第四十二條** 本法中主務大臣ノ職權ニ屬スル事項ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

**第四十三條** 本法中無盡會社並ニ其ノ取締役、監査役、支配人、使用人、清算人及代理店主ニ關スル規定ハ無盡管理會社並ニ其ノ取締役、監査役、支配人、使用人、清算人及代理店主ニ、無盡業ニ關スル規定ハ無盡管理業ニ之ヲ準用ス

附 則

**第四十四條** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和六年六月二十七日勅令第一五八號ヲ以テ)  
(同年七月一日ヨリ施行)

**第四十五條** 従前ノ規定ニ依リテ免許ヲ受ケタル株式会社以外ノ無盡業者ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法施行後五年ヲ限リ仍其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得

本法中無盡會社ニ關スル規定ハ前項ノ無盡業者ニ之ヲ準用ス

**第四十六條** 従前ノ規定ニ依リテ免許ヲ受ケタル無盡業者ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノニ付テハ第四條ノ改正規定ニ拘ラズ本法施行後五年ヲ限リ仍従前ノ規定ニ依ル

**第四十七條** 従前ノ規定ニ依リテ免許ヲ受ケタル無盡業者ニシテ前條ノ期限迄ニ爲シタル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ無盡業者ガ前項ノ業務以外ニ無盡業ヲ營ミタルトキハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

**第四十八條** 従前ノ規定ニ依リテ免許ヲ受ケタル無盡業者ノ本法施行ノ際現ニ有スル本店及支店以外ノ營業所又ハ代理店ハ本法施行後一年ニ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ



存続スルコトヲ得ズ

前項ノ認可申請書ハ本法施行後三月内ニ主務大臣ニ提出スベシ

**第四十九條** 本法施行ノ際現ニ無盡會社ノ常務ニ從事スル取締役又ハ支配人ニシテ他ノ會社ノ常務ニ從事スル者ハ本法施行後一年ヲ限り主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ引續キ其ノ會社ノ常務ニ從事スルコトヲ得

**第五十條** 第四十五條第一項ノ無盡業者ニシテ會社ニ非ザルモノ、業務廢止ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

**第五十一條** 本法中取締役ニ關スル規定ハ第四十五條第一項ノ無盡業者ニ付テハ其ノ營業主(營業主法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員)ニ之ヲ準用ス

**第五十二條** 従前ノ第三十一條第一項又ハ第三十二條ノ無盡業者ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

**第五十三條** 非訟事件手續法第百三十六條、第百三十七條及第百三十八條ノ二中「銀行」ヲ「銀行又ハ無盡業者ハ無盡管理業ヲ營ム會社」ニ改ム

無盡業法第四十二條ノ

規定ニ關スル件

大正四年十月五日  
勅令第百七十八號  
改正昭六一勅一五九

無盡業法第四十二條ノ規定ニ依リ左ニ掲グル事項ハ無盡會社又ハ無盡管理會社ノ營業區域ヲ管轄スル地方長官ヲシテ之ヲ行ハシム但シ第二號又ハ第三號ニ掲グル事項ハ事宜ニ依リ主務大臣ニ於テ之ヲ行フ

- 一 無盡業法第八條及第十九條ノ規定ニ依ル認可ヲ爲スコト
- 二 無盡業法第二十二條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サシメ又ハ書類帳簿ヲ提出セシムルコト
- 三 無盡業法第二十三條ノ規定ニ依ル検査ヲ爲スコト

附則

本令ハ昭和六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル株式會社以外ノ無盡業者ニ關シテハ本令ヲ準用ス

無盡業法施行細則

大正四年十月五日  
省令第三十號  
改正昭六一省二三

**第一條** 無盡業ヲ營マントスル株式會社ハ免許申請書ニ總取締役署名シ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ大藏大臣ニ提出スベシ



- 一 定 款
- 二 事業方法書
- 三 無盡契約約款
- 四 株式ノ引受ヲ證スルニ足ル書面
- 五 株式申込證ノ雛形並ニ株式申込人ノ氏名又ハ商號、住所及申込株式數ヲ記載セル書面
- 六 取締役及監査役又ハ検査役ノ調査報告書及其ノ附屬書類
- 七 検査役ノ報告ニ關スル裁判アリタルトキハ其ノ謄本
- 八 發起人ガ取締役及監査役ヲ選任シタルトキハ之ニ關スル書類
- 九 創立總會ノ決議錄
- 十 營業所ノ位置ヲ記載シタル書面
- 十一 免許申請前日ニ於ケル日計表
- 十二 預ケ先ノ預金證明書
- 株式會社ガ其ノ目的ヲ變更シテ無盡業ヲ營マントスル場合ニ於ケル免許申請書ニハ前項第一號乃至第三號、第十號及第十一號ニ記載シタル書類ノ外左ノ書類ヲ添附スベシ
- 一 會社登記簿ノ謄本
- 二 免許申請ノ際現ニ存スル取引ノ性質ヲ知ルニ足ル書面
- 三 最終ノ財産目録及貸借對照表
- 四 最終ノ損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書面
- 五 株主ノ氏名又ハ商號及其ノ持株數ヲ記載シタル書面
- 第二條 事業方法書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
- 一 無盡ノ種類
- 二 各種無盡ノ豫定收支計算
- 三 各種無盡ニ付無盡會社ノ利益ニ組入ルベキ金額ノ算出方法
- 四 各種無盡ニ付給付金ガ掛金ヲ超過スル場合ニ於ケル給付資金ノ補填方法
- 五 掛金ノ取立又ハ拂込ノ方法
- 六 抽籤、入札其ノ他給付ノ順位ヲ定ムル方法
- 七 入札ノ場合ニ於ケル最低手取金高ノ制限
- 八 入札差金分配ノ方法
- 九 掛金ニ對スル保證又ハ擔保ニ關スルコト
- 十 缺口處理ノ方法
- 十一 代理店ノ權限ニ關スルコト
- 十二 勸誘又ハ集金ニ要スル經費
- 十三 其ノ他重要ナル事項



前項第二號ノ豫定收支計算ハ無盡ノ口數、毎回ノ掛金額、給付ノ金額、回数及其ノ毎回ニ於ケル收入及支出金額ヲ表記スルコトヲ要ス

**第三條** 無盡契約約款ニハ前條第一項第五號乃至第九號ノ事項

ノ外左ノ事項ヲ規定スルコトヲ要ス

一 掛金延滞ノ場合ニ於ケル違約金又ハ遅延利息ニ關スルコト

二 無盡契約解除ノ條件及效果ニ關スルコト

三 無盡契約ニ基ク權利義務ノ讓渡ニ關スルコト

四 其ノ他重要ナル事項

**第四條** 無盡契約ヲ爲スニハ書面ヲ用フルコトヲ要ス無盡契約

書ニハ無盡契約約款ノ全文ヲ記載シ又ハ之ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ但シ無盡契約約款中當該無盡ニ關セザル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

**第五條** 無盡契約ノ期間ハ五年ヲ超ユルコトヲ得ズ

**第六條** 無盡ノ給付金額ハ千圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

**第七條** 無盡ノ口數ハ百ヲ超ユルコトヲ得ズ

**第八條** 無盡會社ハ特ニ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ在リ

テハ前三條ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

**第九條** 無盡會社ガ營業ノ免許ヲ受ケタル日ヨリ六月内ニ業務

ヲ開始セザルトキハ其ノ免許ハ效力ヲ失フ但シ已ムヲ得ザル事由アル場合ニ於テ豫メ大藏大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

**第十條** 無盡會社ガ業務ヲ開始シタルトキハ遅滞ナク之ヲ地方

長官ニ届出ヅベシ

**第十一條** 無盡會社ガ無盡業法第八條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケ

ントスルトキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 理由書

二 定款ヲ變更スル場合ニハ之ニ關スル株主總會ノ決議錄

三 代理店ヲ設置スル場合ニハ代理店契約書並ニ代理店主ノ住所、氏名及職業ヲ記載シタル書面

定款ノ變更ガ資本金ノ變更又ハ支店ノ設置ニ關スルモノナルトキハ左ノ書類ヲモ添附スベシ

一 最近ノ日計表

二 資本金ヲ増加スル場合ニハ資本金變更ニ關スル方法ヲ記載シタル書面

三 資本金ヲ減少スル場合ニハ前號ノ書類ノ外第二十一條第



四號及第五號ニ掲ゲタル書類

**第十二條** 無盡會社ガ資本金ノ變更又ハ支店ノ設置ニ付定款變更ノ誌可ヲ受ケタル日ヨリ六月内ニ之ヲ實行セザルトキハ其ノ事項ニ關シ認可ハ效力ヲ失フ但シ已ムヲ得ザル事由アル場合ニ於テ豫メ地方長官ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

出張所若ハ代理店ノ設置ニ付認可ヲ受ケタル場合亦前項ニ同ジ  
第一項ノ規定ハ第一條第一項第十號ノ書面ニ記載シタル營業所ニ付之ヲ準用ス

**第十三條** 無盡會社ノ本店及支店以外ノ營業所ニハ出張所ナル名稱ヲ附スベシ

**第十四條** 代理店設置ノ認可ハ代理店ノ位置ニ變更アリタルトキハ其ノ效力ヲ失フ但シ已ムヲ得ザル事由アル場合ニ於テ豫メ地方長官ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

**第十五條** 無盡業法第十六條ノ規定ニ依ル業務報告書ハ營業報告書貸借對照表損益計算書並ニ準備金及利益ノ配當ニ關スル書面ニ分チ附屬雜形ニ依リテ之ヲ作成スベシ

前項ノ業務報告書ハ營業年度經過後二月内ニ大藏大臣ニ提出

スベシ但シ已ムヲ得ザル事由アル場合ニ於テ豫メ地方長官ノ承認ヲ受ケタルトキハ之ガ提出ヲ延期スルコトヲ得

**第十六條** 無盡會社ガ公告スベキ貸借對照表ハ大藏大臣ニ提出スル業務報告書ノ一部タル貸借對照表ト同一ノ様式ニ依ルベシ

前項ノ貸借對照表ニハ取締役及監査役全員ノ氏名ヲ附記スベシ

**第十七條** 無盡業法第十八條ノ規定ニ依ル監査書ハ毎年一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄ノ各期間ニ於ケル業務及財産ノ狀況ニ關シ調査シタル結果ヲ附屬雜形ニ依リテ記載作成シ各期間經過後二月内ニ之ヲ本店ニ備ヘ置クベシ但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ期間内ニ監査書ヲ作成備ヘ置クコト能ハザリシ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ監査書ニ附記スベシ

**第十八條** 無盡會社ノ常務ニ從事スル取締役又ハ支配人ガ他ノ會社ノ常務ニ從事セントスルトキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ地方長官ニ提出スベシ

- 一 理由書
- 二 履歴書
- 三 無盡會社及常務ニ從事セントスル他ノ會社ニ於ケル常務



ノ處理方法ヲ記載シタル書面

四 常務ニ從事セントスル他ノ會社ノ定款、最終ノ營業報告書、財産目錄、貸借對照表、損益計算書、利益ノ處分ニ關スル書面其ノ他最近ニ於ケル業務、財産及損益ノ狀況ヲ知ルニ足ル書面

五 無盡會社ト常務ニ從事セントスル他ノ會社トノ取引其ノ他ノ關係ヲ記載シタル書面

第十九條 無盡業法第二十條ノ説明書ニハ附屬雛形ニ依リ左記各號ニ關スル事項ヲ記載スベシ

一 掛 金

二 給付金（入札差金ヲ含ム）

三 入札差金

四 解約ニ因ル受拂金

五 利益ニ組入レタル金額

第二十條 無盡會社ハ各無盡毎ニ住所、氏名ヲ記載シタル掛金者名簿ヲ作成シ當該無盡ノ入札若ハ抽籤ノ際其ノ場所ニ備ヘ置クベシ

第二十一條 無盡會社ガ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ商法第七十八條ノ規定ニ依ル手續ヲ了シタル後無盡會社ノ總取締役ノ

署名シタル認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ大藏大臣ニ提出スベシ

一 株主總會ノ決議錄及社員ノ同意アリタルコトヲ知ルニ足ル書面

二 合併ニ關スル契約書

三 合併後存続スル無盡會社又ハ合併ニ因リ設立スル無盡會社ノ定款

四 商法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ作成シタル貸借對照表

五 商法第七十八條第二項ノ規定ニ依ル公告、催告及商法第二百二十條ノ二ノ規定ニ依ル通知ヲ爲シタルコトヲ知ルニ足ル書面

第二十二條 無盡會社ガ無盡業ノ廢止又ハ解散ノ決議ヲ爲シタルトキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ大藏大臣ニ提出スベシ

一 理由書

二 株主總會ノ決議錄

三 最近ノ日計表

四 資産負債ノ内容ヲ明ニシタル書面